地方分権に関する基本問題についての
調査研究会報告書

（座長：堀場　勇夫）

平 成 26 年 3 月

財団法人　自治総合センター

はしがき

我が国における地方分権改革は、衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、第一次地方分権改革を経て、第二次地方分権改革が一つの節目を迎えようとしている。

地方公共団体に対する義務づけ・枠付け等の見直しについて、平成25年６月に第三次一括法が成立したことに加え、残された課題であった国から地方への事務・権限の移譲等についても、平成25年12月10日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定されたところである。また、地方分権改革が新たな段階を迎えるにあたり、これからの取組の指針として、地方分権改革有識者会議において、「地方分権改革の総括と展望」について、最終取りまとめにむけた調査審議が進められている。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成25年度においては４回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成26年３月

財団法人全国市町村振興協会
理事長　　山　野　　岳　義

財団法人自治総合センター
理事長　　若　林　　清　造

目　次

第１章　平成25年度調査報告

○　首長選挙と地方財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

○　経営改善を促す特例債の評価に関する実証分析
　ー地方財政健全化法と公立病院特例債の視点からー・・・　25

○　中国における効率的な自治体規模について
　：県レベルでの分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

○　夕張市の財政再建の現状と課題・・・・・・・・・・・・・　55

第２章　参考資料

○　中期財政計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　85

○　公共施設等の解体撤去事業に関する調査・・・・・・・・113

○　基礎自治体による行政サービスの提供・・・・・・・・・121

地方分権に関する基本問題についての調査研究会
委員名簿

座長	堀場　勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井　英雄	近畿大学経済学部教授
	赤井　伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	木村　俊介	一橋大学大学院法学研究科教授
	國崎　　稔	愛知大学経済学部教授
	齊藤　　愼	大阪学院大学経済学部教授
	佐藤　主光	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	戸谷　裕之	大阪産業大学経済学部教授
	中里　　透	上智大学経済学部准教授
	西川　雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本　恭之	関西大学経済学部教授
	花井　清人	成城大学経済学部教授
	林　　正義	東京大学大学院経済学研究科准教授
	原田賢一郎	北海道大学公共政策大学院教授
	福重　元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	藤本　正樹	近畿大学経済学部准教授
	御船　　洋	中央大学商学部教授
	望月　正光	関東学院大学経済学部教授
	矢吹　　初	青山学院大学経済学部教授

第１章

平成25年度調査報告

地方自治体の業績投票
:首長選挙と地方財政

西川雅史
青山学院大学

ポイントの整理

- 首長選挙 (small cities, villages & towns)のデータ
- 業績投票（有権者の行動分析）
  - 地方自治体の財政状況
  - 地方自治体の失業率 (Job creation)
  - 上位団体からの財政補助 (Rent)
- 国の経済状況

研究の背景

- わが国は，居住地に関係なく，すべての国民に標準的な行政サービスを提供すべきであると考えられている．
- 各地方自治体に 税源は偏在している．
- サービスを確保するために国が財源を補償する（再分配を行う）ことが必要．
- この結果，共有財源問題(free-rider問題), ソフトバジェット問題 (bail out問題)などが発生してしまう．
- 上記の諸問題を克服するために「分権」の必要性が説かれる．
- しかし，分権しても「税源が偏在する下での標準的サービスの提供」という問題の解決には，垂直的財政調整制度は残らざるを得ない．
- **また，分権するのであれば，地方自治体の行動を監視する機能について理解しておくことが必要になる．**

地方自治体の行動

- 地方自治体は，国よりも**住民の需要を把握している**し，**国よりも住民に監視されている**ので，地方自治体は，国よりも住民の需要を反映した政策を実施するインセンティブを有している．

住民による「監視」とは・・・？

監視のメカニズム

- 内部の監視：議会と首長，議員間の相互牽制
  宿題
- 外部の監視：外部監査制度，マスコミ
  拡充，市町村では困難
- 市場による監視：地方債の金利など
  機能せず
- 国による監視：健全化法
  強化中
- 住民による監視：選挙
  今回のターゲット

業績投票という分析枠組み

- 住民は，地方自治体の業績を評価して投票する（＝「監視機能」）
- 業績投票のモデル　$VP_t = f(X_{t-1})$

- 得票率，世論調査，**当落**
- 業績指標（所得，物価，経済成長，政治変数など）
  本研究では，財政指標などに注目！

先行研究

- Retrospective voting (Studies with VP-function).
  (Lewis-Beck & Stegmaier(2000), Bellucci and Lewis-Beck(2011)).
- Relation between 1st order election and 2nd order election.
  (Alesina and Rosenthal(1989), Kousser (2004), Hix and Marsh(2007))
- Single purpose small district = election of school boards.
  (Berry & Howell 2007)
- Local (not mayoral) elections in Norwegian coalition governments.
  (Martinuseen(2004))
- Local (not mayoral) elections in U.K. using "Comprehensive Performance Assessment" (Boyne et. al. (2009).
- Mayoral elections w/ the view point of decentralization in Israel (Brender 2003).

分析対象

- 福岡県の市町村（北九州，福岡，久留米を除く）
- 期間: 1968年～2004年，実証分析（1981 to 2004）
- 合計で 550を越えるサンプル数.
- 各自治体は，平均して6回の選挙を行っている.

	mean	std.dev.
行政区の人口規模	25,100	24,500
「非地方税収」の割合	0.78	0.11

データ（首長選挙）の概要

	Years since prior election					Total
	0	1	2	3	4年	
Challenger Victories	8	22	28	30	262	350
Incumbent Victories	0	3	0	7	526	536
(Incumbent candidates)	(0)	(3)	(1)	(7)	(614)	(625)
Election count	8	25	28	37	788	886

long data set (1967 - 2004)

(1) 89% は，４年ごとに選挙が実施される．

(2) 66%の選挙で現職が勝利している．

(3) 立候補した現職は，86%の確率で勝利する．

データの加工

・落選の定義
・サンプルを時間で区分

落選の定義

probitを使う

現職首長の当落　＝　f (業績指標)

首長の落選とは・・・

「引退＝落選」という仮定は正しいのか？

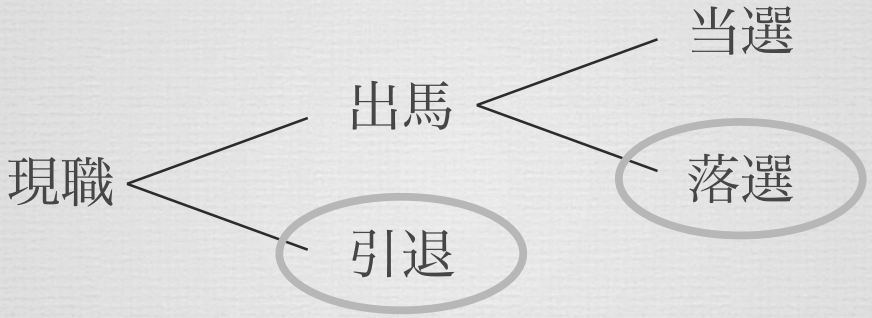

・「勝てない」と考えた現職は引退する.
論理的には「引退＝落選」と考えられそう.

・落選する現職首長は多くない.
技術的には「引退＝落選」と考えたい.

引退を含むことの意味

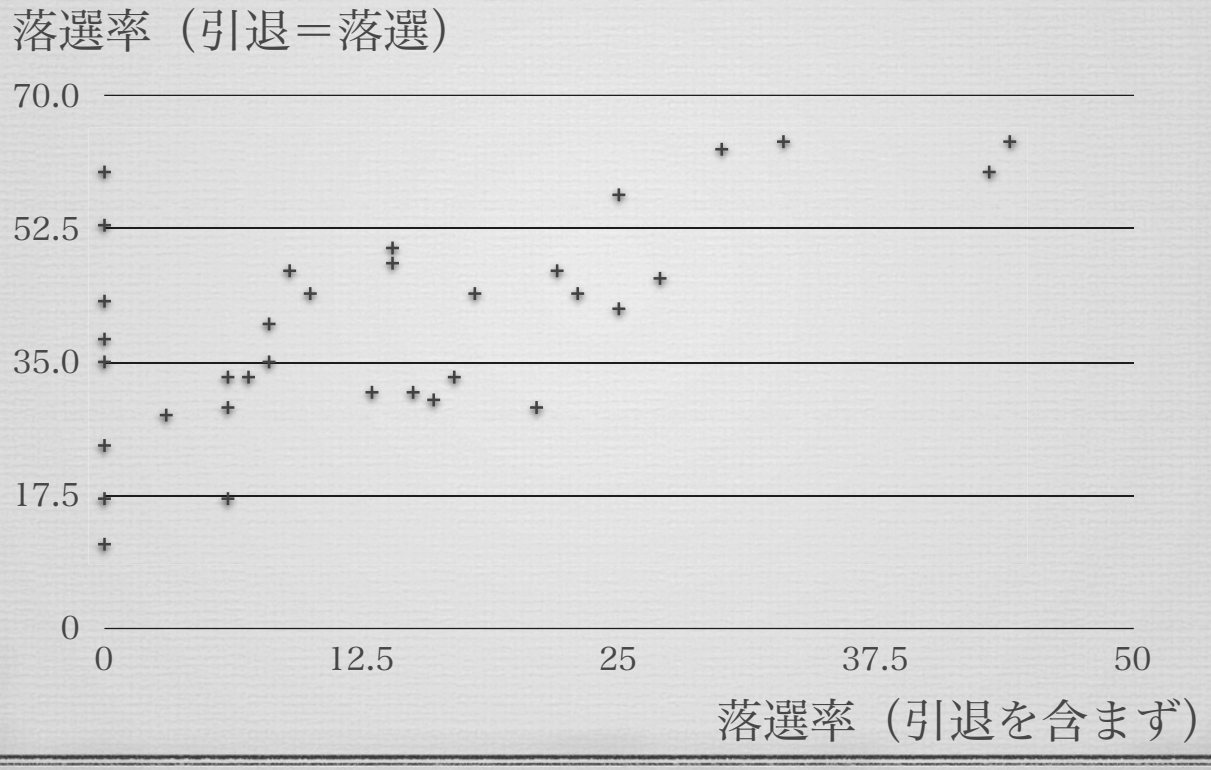

「引退＝落選」を阻害する要因

- 首長の年齢や当選回数（禅譲，健康不安）
  =>行政的な業績とは関係がない「引退」
- 任期前の引退
  =>スキャンダル，議会との対立，鞍替え
- 前回の得票率
  =>前回の強さは，今回の勝敗とは関係が薄い
  =>前回の強さは，今回の引退とは関係がある

これらの要素を説明変数に加えて制御し，
「引退＝落選」と見なす．

実証モデル

probitを使う

現職首長の当落　＝　f (業績指標)

分権の効果

- Brender(2003)では，イスラエルのデータを用いて，制度が「分権化」された後，業績投票が発露したと指摘している．
- 日本であれば，2000年以前と以降を比較するのが１つの手段．

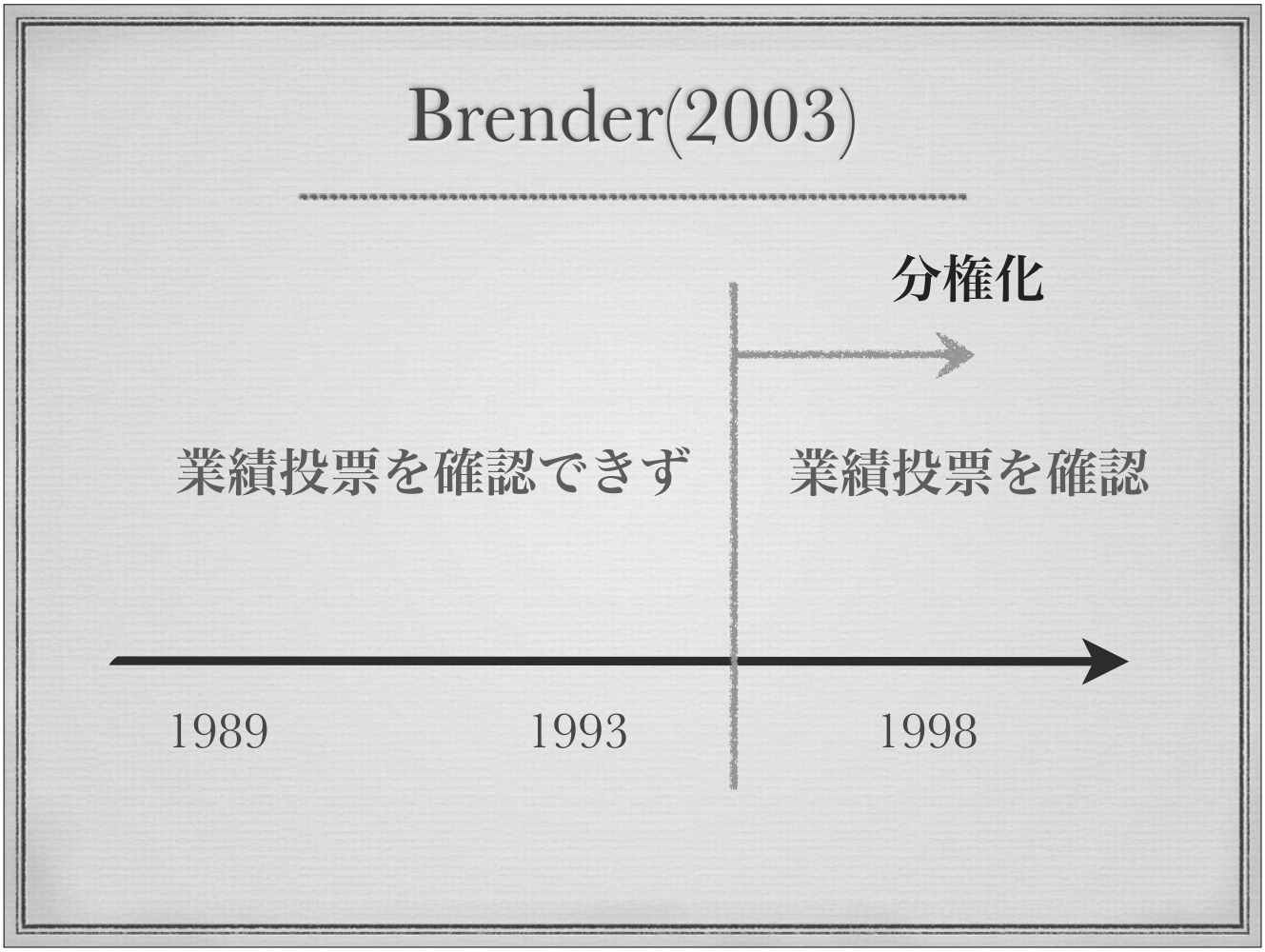
Brender(2003)
分権化
業績投票を確認できず
業績投票を確認
1989
1993
1998

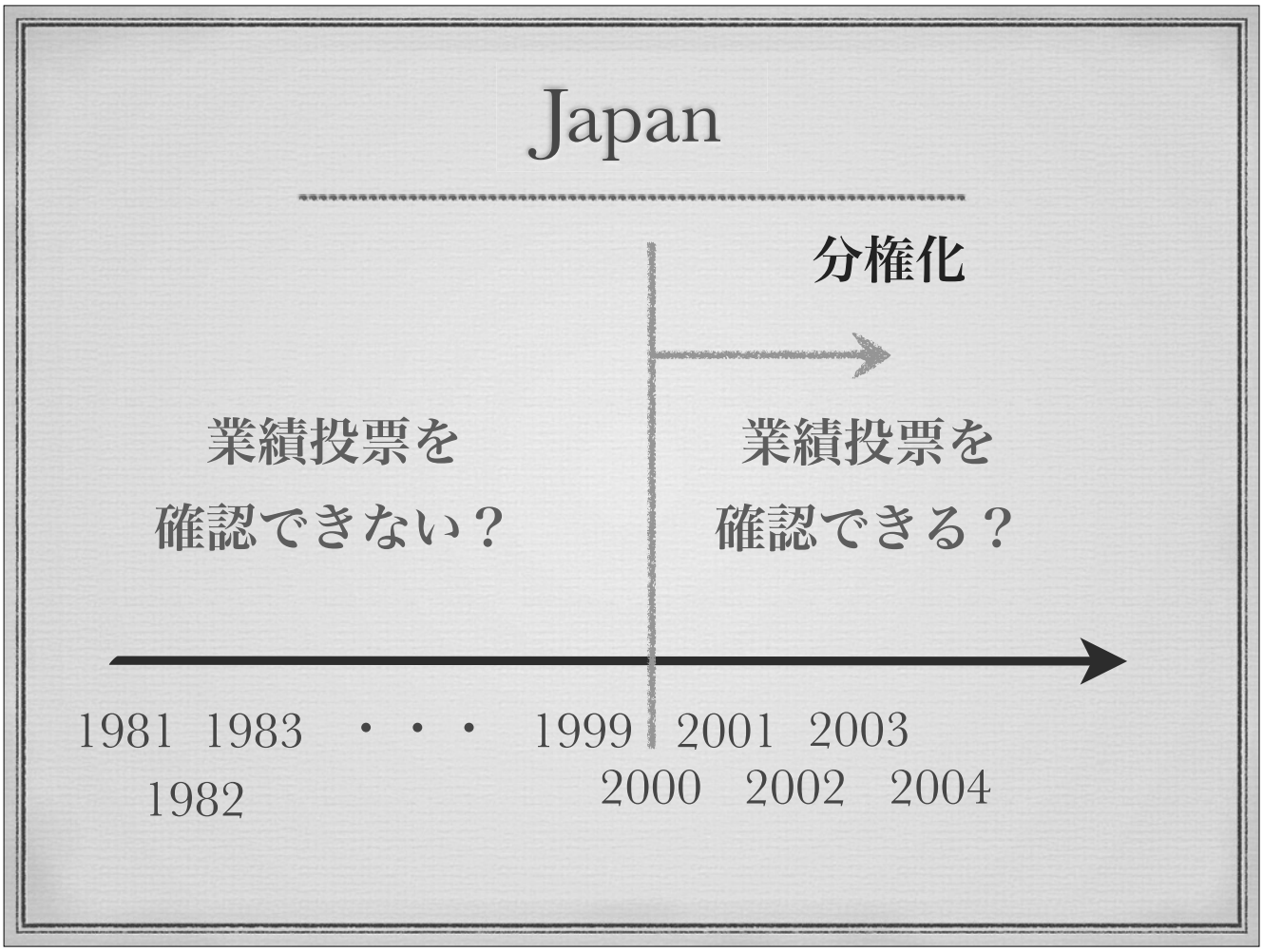
Japan
分権化
業績投票を
確認できない？
業績投票を
確認できる？
1981 1983 ・・・ 1999 2001 2003
1982
2000 2002 2004

時代を多様に区切ってみる

- しかし，日本の2000年以降のデータは少ない.
- また，2000年以前と以降だけの比較では，
  不十分かも知れない.
- **時系列的にサンプルを17に区分して分析を行う.**

時間の区分のしかた

現職首長の当落＝f (業績指標)　1981-1989年
現職首長の当落＝f (業績指標)　1982-1990年
現職首長の当落＝f (業績指標)　1983-1991年

・

・

・

現職首長の当落＝f (業績指標)　1997-2004年

事前学習（一次接近）

財政監視機能

被説明変数：当選＝1，引退・落選＝0	財政監視		雇用創出	レントの獲得		参考			
	実質収支比率（当該値−全国平均）	公債費比率（当該値−全国平均）	失業率	一人当たり地方債額	補助金割合	観測値数（分析使用）	第一産業就業者数の割合	建設業就業者の割合	失業率の係数の有意性
(1)：1981〜1988	▲0.656	▲0.697	▲0.186	0.727	0.271	171	▲0.664	0.567	0.186
(2)：1982〜1989	▲0.598	▲0.592	▲0.138	0.658	0.18	186	▲0.226	0.928	0.138
(3)：1983〜1990	▲0.419	▲0.614	▲0.109	0.566	0.211	195	▲0.144	▲0.657	0.109
(4)：1984〜1991	▲0.929	▲0.736	▲0.220	0.211	0.788	193	0.888	▲0.949	0.220
(5)：1985〜1992	0.586	0.503	▲0.170	▲0.857	0.528	189	▲0.730	0.807	0.170
(6)：1986〜1993	0.709	0.759	▲0.357	▲0.771	0.404	187	▲0.976	0.890	0.357
(7)：1987〜1994	0.105	0.643	▲0.124	▲0.778	0.512	190	▲0.373	0.776	0.124
(8)：1988〜1995	0.150	▲0.094	▲0.322	▲0.823	▲0.475	168	▲0.064	0.202	0.322
(9)：1989〜1996	0.155	▲0.170	▲0.359	0.759	▲0.206	167	▲0.054	0.086	0.359
(10)：1990〜1997	0.152	▲0.360	▲0.250	0.866	▲0.233	168	▲0.124	0.040	0.250
(11)：1991〜1998	0.131	▲0.149	▲0.406	0.475	▲0.754	195	▲0.243	0.048	0.406
(12)：1992〜1999	0.097	▲0.104	0.906	0.325	0.723	191	▲0.075	0.686	0.906
(13)：1993〜2000	0.088	▲0.098	0.908	0.250	0.457	195	▲0.056	0.985	0.908
(14)：1994〜2001	0.127	▲0.094	▲0.522	0.262	0.508	193	▲0.037	0.362	0.522
(15)：1995〜2002	▲0.133	▲0.090	▲0.464	0.242	0.226	195	▲0.046	0.512	0.464
(16)：1996〜2003	▲0.103	▲0.283	0.431	0.058	0.030	180	▲0.917	▲0.496	0.431
(17)：1997〜2004	▲0.001	▲0.041	▲0.167	0.238	0.004	176	▲0.181	▲0.620	0.167
1981-2004	0.306	▲0.129	▲0.226	0.412	0.551	540	▲0.053	0.341	0.226

財政にまつわる「業績投票」は通時的には安定していない．どうして？

財政監視機能

被説明変数：当選＝1，引退・落選＝0	財政監視		雇用創出	レントの獲得		参考			
	実質収支比率（当該値−全国平均）	公債費比率（当該値−全国平均）	失業率	一人当たり地方債額	補助金割合	観測値数（分析使用）	第一産業就業者数の割合	建設業就業者の割合	失業率の係数の有意性
(1)：1981～1988	▲0.656	▲0.697	▲0.186	0.727	0.271	171	▲0.664	0.567	0.186
(2)：1982～1989	▲0.598	▲0.592	▲0.138	0.658	0.18	186	▲0.226	0.928	0.138
(3)：1983～1990	▲0.419	▲0.614	▲0.109	0.566	0.211	195	▲0.144	▲0.657	0.109
(4)：1984～1991	▲0.929	▲0.736	▲0.220	0.211	0.788	193	0.888	▲0.949	0.220
(5)：1985～1992	0.586	0.503	▲0.170	▲0.857	0.528	189	▲0.730	0.807	0.170
(6)：1986～1993	0.709	0.759	▲0.357	▲0.771	0.404	187	▲0.976	0.890	0.357
(7)：1987～1994	0.105	0.643	▲0.124	▲0.778	0.512	190	▲0.373	0.776	0.124
(8)：1988～1995	0.150	▲0.094	▲0.322	▲0.823	▲0.475	168	▲0.064	0.202	0.322
(9)：1989～1996	0.155	▲0.170	▲0.359	0.759	▲0.206	167	▲0.054	0.086	0.359
(10)：1990～1997	0.152	▲0.360	▲0.250	0.866	▲0.233	168	▲0.124	0.040	0.250
(11)：1991～1998	0.131	▲0.149	▲0.406	0.475	▲0.754	195	▲0.243	0.048	0.406
(12)：1992～1999	0.097	▲0.104	0.906	0.325	0.723	191	▲0.075	0.686	0.906
(13)：1993～2000	0.088	▲0.098	0.908	0.250	0.457	195	▲0.056	0.985	0.908
(14)：1994～2001	0.127	▲0.094	▲0.522	0.262	0.508	193	▲0.037	0.362	0.522
(15)：1995～2002	▲0.133	▲0.090	▲0.464	0.242	0.226	195	▲0.046	0.512	0.464
(16)：1996～2003	▲0.103	▲0.283	0.431	0.058	0.030	180	▲0.917	▲0.496	0.431
(17)：1997～2004	▲0.001	▲0.041	▲0.167	0.238	0.004	176	▲0.181	▲0.620	0.167
1981-2004	0.306	▲0.129	▲0.226	0.412	0.551	540	▲0.053	0.341	0.226

財政状況がタイトになれば，行政サービスの低下よりも，健全性を犠牲にする（監視が弛緩する）．

雇用創出への期待

被説明変数：当選＝1，引退・落選＝0	財政監視		雇用創出	レントの獲得		参考		
	実質収支比率（当該値−全国平均）	公債費比率（当該値−全国平均）	失業率	一人当たり地方債額	補助金割合	観測値数（分析使用）	第一産業就業者数の割合	建設業就業者の割合
(1)：1981～1988	▲0.656	▲0.697	▲0.186	0.727	0.271	171	▲0.664	0.567
(2)：1982～1989	▲0.598	▲0.592	▲0.138	0.658	0.18	186	▲0.226	0.928
(3)：1983～1990	▲0.419	▲0.614	▲0.109	0.566	0.211	195	▲0.144	▲0.657
(4)：1984～1991	▲0.929	▲0.736	▲0.220	0.211	0.788	193	0.888	▲0.949
(5)：1985～1992	0.586	0.503	▲0.170	▲0.857	0.528	189	▲0.730	0.807
(6)：1986～1993	0.709	0.759	▲0.357	▲0.771	0.404	187	▲0.976	0.890
(7)：1987～1994	0.105	0.643	▲0.124	▲0.778	0.512	190	▲0.373	0.776
(8)：1988～1995	0.150	▲0.094	▲0.322	▲0.823	▲0.475	168	▲0.064	0.202
(9)：1989～1996	0.155	▲0.170	▲0.359	0.759	▲0.206	167	▲0.054	0.086
(10)：1990～1997	0.152	▲0.360	▲0.250	0.866	▲0.233	168	▲0.124	0.040
(11)：1991～1998	0.131	▲0.149	▲0.406	0.475	▲0.754	195	▲0.243	0.048
(12)：1992～1999	0.097	▲0.104	0.906	0.325	0.723	191	▲0.075	0.686
(13)：1993～2000	0.088	▲0.098	0.908	0.250	0.457	195	▲0.056	0.985
(14)：1994～2001	0.127	▲0.094	▲0.522	0.262	0.508	193	▲0.037	0.362
(15)：1995～2002	▲0.133	▲0.090	▲0.464	0.242	0.226	195	▲0.046	0.512
(16)：1996～2003	▲0.103	▲0.283	0.431	0.058	0.030	180	▲0.917	▲0.496
(17)：1997～2004	▲0.001	▲0.041	▲0.167	0.238	0.004	176	▲0.181	▲0.620
1981-2004	0.306	▲0.129	▲0.226	0.412	0.551	540	▲0.053	0.341

雇用（失業率）は首長の業績対象ではない．

レントの獲得

被説明変数：当選＝1，引退・落選＝0	財政監視		雇用創出	レントの獲得		参考			
	実質収支比率（当該値−全国平均）	公債費比率（当該値−全国平均）	失業率	一人当たり地方債額	補助金割合	観測値数（分析使用）	第一産業就業者数の割合	建設業就業者の割合	失業率の係数の有意性
(1)：1981～1988	▲0.656	▲0.697	▲0.186	0.727	0.271	171	▲0.664	0.567	0.186
(2)：1982～1989	▲0.598	▲0.592	▲0.138	0.658	0.18	186	▲0.226	0.928	0.138
(3)：1983～1990	▲0.419	▲0.614	▲0.109	0.566	0.211	195	▲0.144	▲0.657	0.109
(4)：1984～1991	▲0.929	▲0.736	▲0.220	0.211	0.788	193	0.888	▲0.949	0.220
(5)：1985～1992	0.586	0.503	▲0.170	▲0.857	0.528	189	▲0.730	0.807	0.170
(6)：1986～1993	0.709	0.759	▲0.357	▲0.771	0.404	187	▲0.976	0.890	0.357
(7)：1987～1994	0.105	0.643	▲0.124	▲0.778	0.512	190	▲0.373	0.776	0.124
(8)：1988～1995	0.150	▲0.094	▲0.322	▲0.823	▲0.475	168	▲0.064	0.202	0.322
(9)：1989～1996	0.155	▲0.170	▲0.359	0.759	▲0.206	167	▲0.054	0.086	0.359
(10)：1990～1997	0.152	▲0.360	▲0.250	0.866	▲0.233	168	▲0.124	0.040	0.250
(11)：1991～1998	0.131	▲0.149	▲0.406	0.475	▲0.754	195	▲0.243	0.048	0.406
(12)：1992～1999	0.097	▲0.104	0.906	0.325	0.723	191	▲0.075	0.686	0.906
(13)：1993～2000	0.088	▲0.098	0.908	0.250	0.457	195	▲0.056	0.985	0.908
(14)：1994～2001	0.127	▲0.094	▲0.522	0.262	0.508	193	▲0.037	0.362	0.522
(15)：1995～2002	▲0.133	▲0.090	▲0.464	0.242	[illegible]	195	▲0.046	0.512	0.464
(16)：1996～2003	▲0.103	▲0.283	0.431	0.058	0.030	180	▲0.917	▲0.496	0.431
(17)：1997～2004	▲0.001	▲0.041	▲0.167	0.238	0.004	176	▲0.181	▲0.620	0.167
1981-2004	0.306	▲0.129	▲0.226	0.412	0.551	540	▲0.053	0.341	0.226

地方財政の「削減」が顕著になった時期に，中央政府への陳情が「業績」としてカウントされている！

事前学習から得たこと

時代背景が重要か？

時代背景 ≒ 経済状況

時代背景 ≒ 他団体との相対比較

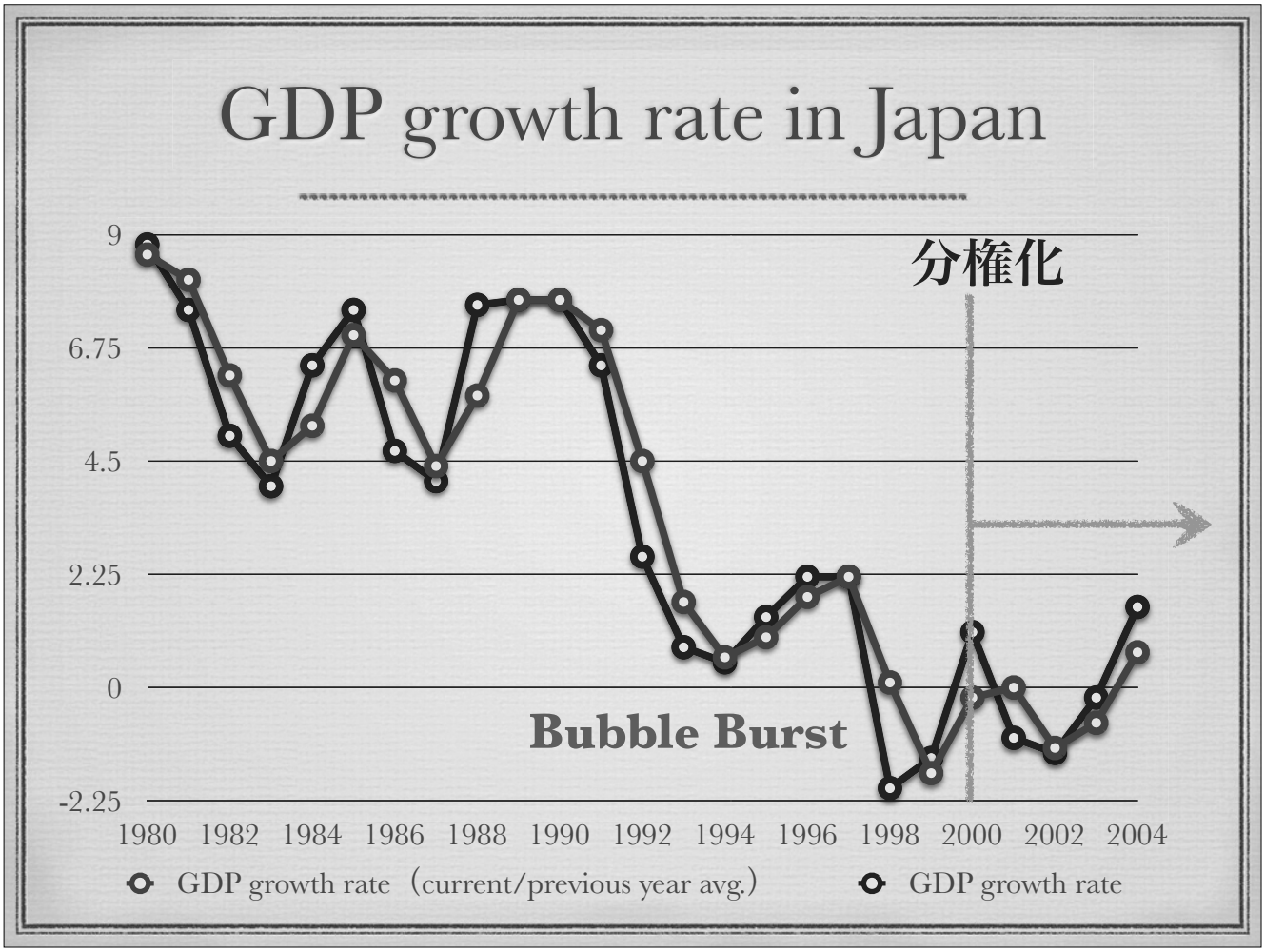
GDP growth rate in Japan
分権化
Bubble Burst
9
6.75
4.5
2.25
0
-2.25
1980 1982 1984 1986 1988 1990 1992 1994 1996 1998 2000 2002 2004
GDP growth rate（current/previous year avg.）
GDP growth rate

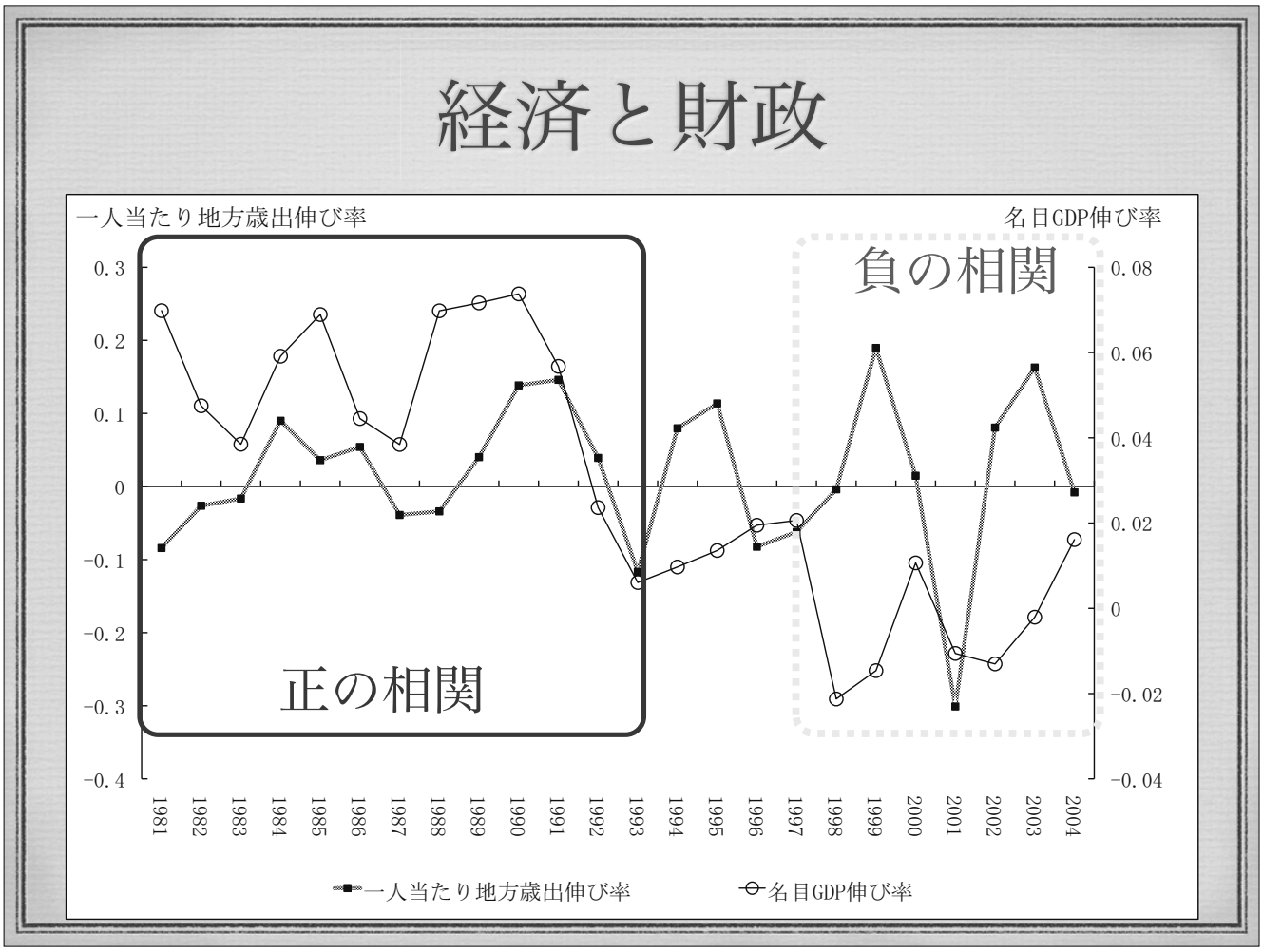
経済と財政
一人当たり地方歳出伸び率
名目GDP伸び率
負の相関
正の相関
0.3
0.2
0.1
0
-0.1
-0.2
-0.3
-0.4
0.08
0.06
0.04
0.02
0
-0.02
-0.04
1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004
一人当たり地方歳出伸び率
名目GDP伸び率

財政指標

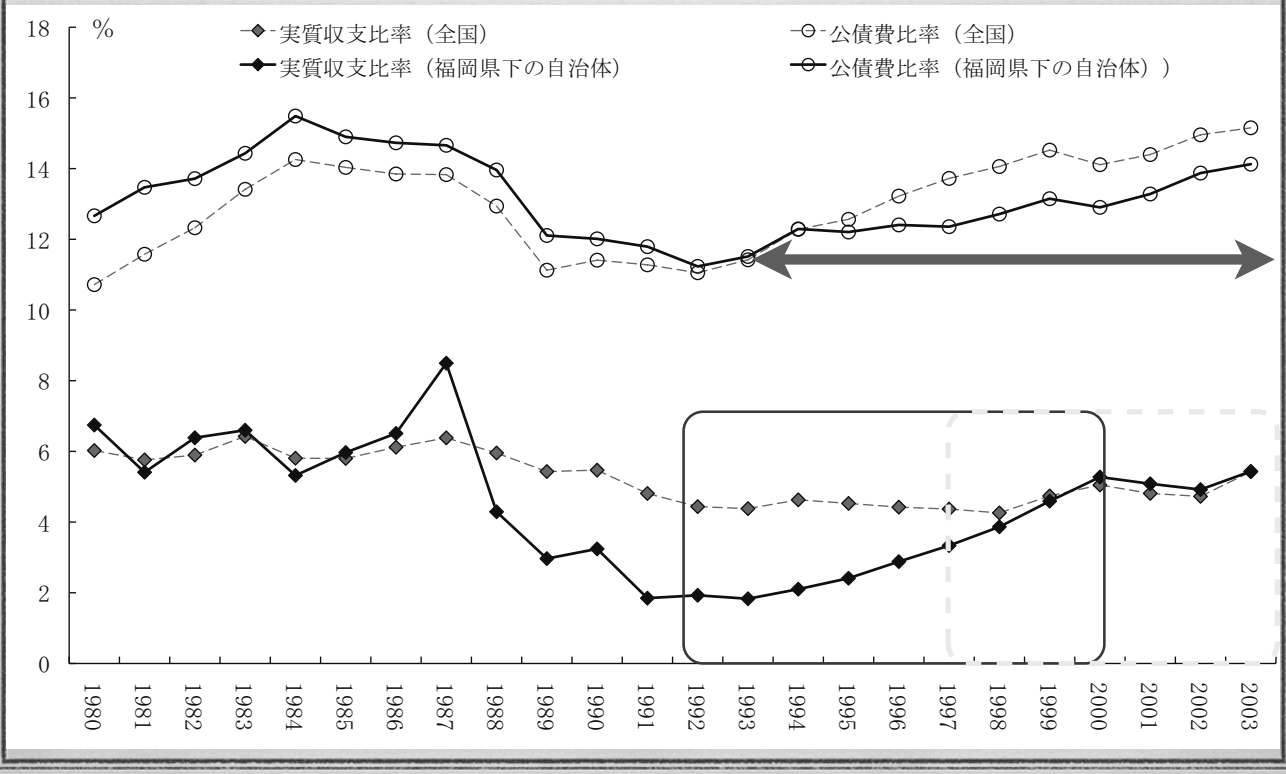

GDP成長率でグループ化

分析結果

Dependent variable; wins/losses dummy (win=1;retirement+loss=0)	Low growth						High growth					
	>0.5%		>1%		>2%		<0.5%		<1%		<2%	
Net balance ratio	-0.196	***	0.005		0.010		0.008		0.002		0.000	
debt service burden ratio	-0.118	**	-0.073	**	-0.059	*	-0.003		0.001		0.002	
Unemployment rate	-7.905		-13.847	*	-6.380		-7.417		-5.738		-9.271	
Subsidy ratio	8.885	***	2.822		1.935		-0.488		1.062		1.323	
Municipal bonds per capita	0.006		0.004		0.004		-0.003		-0.001		-0.001	
Previous vote share (%)	0.605		-0.326		-0.329		-0.588		-0.478		-0.586	
Age (estimated)	-0.054	***	-0.040	***	-0.038	***	-0.034	***	-0.043	***	-0.041	***
Election win	-1.922	***	-1.355	***	-0.955	***	-0.397		0.121		-0.063	
Square of Election win	0.232	***	0.183	***	0.114	***	0.033		-0.067		-0.035	
Incumbent term of office dummy (<4years＝1)	-2.407	***	-1.900	***	-1.934	***	-2.494	***	-2.902	***	-2.777	***
Population	0.799		0.066		0.026		-0.649		-0.237		-0.290	
Immiguration rate	-10.581		-16.511		-15.317		-9.209		-10.300		-8.816	
In-comuting rate	6.738	***	2.280	**	1.699		-0.402		0.977		1.326	
Out-commuting rate	5.276	**	0.372		0.777		-1.667		-0.372		-0.891	
Workers in primary industries	-0.782		-5.722	**	-4.119	*	-3.105	*	-1.446		-2.184	
Worker in construction	-0.265		4.224		3.022		4.620		3.069		2.710	
Voter turnout (estimated)	-1.406	***	-1.512	***	-1.516	***	-1.784	***	-2.023	***	-1.954	***
Dummy-1995 (1995＝1)			-0.054		-0.107		-0.186					
Post decentralization dummy (2000+=1)	-0.285		-0.165		-0.342		-0.482					
Constant	-3.907		4.291	*	3.925	*	7.095	***	4.951	***	5.276	***
Observations	146		223		255		394		317		285	
LR chi2	107		108		121		208		187		164	
Prob > chi2	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
Pseudo R2	0.561		0.357		0.351		0.393		0.448		0.439	
Log likelihood	-42		-97		-112		-161		-116		-105	

Economic condition & Election result

地方財政を重視　地方財政を軽視

Dependent variable; wins/losses dummy (win=1;retirement+loss=0)	Low growth						High growth					
	>0.5%		>1%		>2%		<0.5%		<1%		<2%	
Net balance ratio	-0.196	***	0.005		0.010		0.008		0.002		0.000	
debt service burden ratio	-0.118	**	-0.073	**	-0.059	*	-0.003		0.001		0.002	
Unemployment rate	-7.905		-13.847	*	-6.380		-7.417		-5.738		-9.271	
Subsidy ratio	8.885	***	2.822		1.935		-0.488		1.062		1.323	
Municipal bonds per capita	0.006		0.004		0.004		-0.003		-0.001		-0.001	

- GDPが低成長期であれば，公債費比率が増加 (財政が硬直化)するほど，首長の再選確率は低下する．（Good!）
- GDPの成長率が非常に低いときには，実質収支比率が上昇（財政状況が改善）するほど， 首長の再選確率は低下する．（Bad!）
- GDPの成長率が非常に低いときには，補助金（非地方税収）が増加するほど， 首長の再選確率は上昇する．（Rent Seeker !）

In the case of Israel

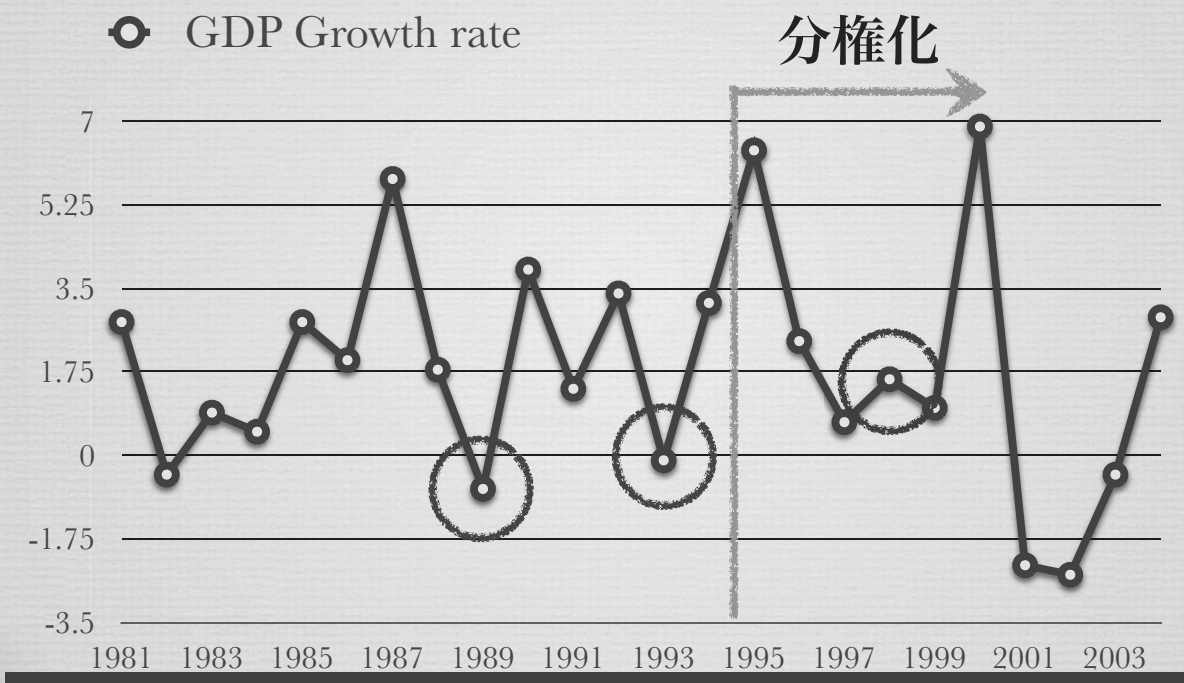

The data at year 1998 only insures “retrospective voting.”

Summary

- 業績投票は「不況期」に現れる.
- 合理的投票者は，好況期には地方財政に注意を払わないが，不況期には地方財政の悪化を厭わないし，補助金の獲得を期待する.
- Brender(2003) のイスラエルの結果は，日本の分析結果と全く異なると理解できる.
  =>なぜ違うのか？？？　これが宿題.

その他のファクト

- 雇用は首長の業績対象ではない．
- 得票率が上昇すると現職の落選確率は上昇する．
  =>有事には，住民によるペナルティーが起動する．

おわり

参考資料（西川雅史）
2013.0627

Table 1 Intervals Between Elections of Government Mayors

	Years snce prior election					Total
	0	1	2	3	4	
Challenger Victories	8	22	28	30	262	350
Incumbent Vatories	0	3	0	7	526	536
(Incumbent candidates)	(0)	(3)	(1)	(7)	(614)	(625)
Election cunt	8	25	28	37	788	886

Note: This table uses extended data.

Figure 1 歳入に占める項目別割合（平均値）

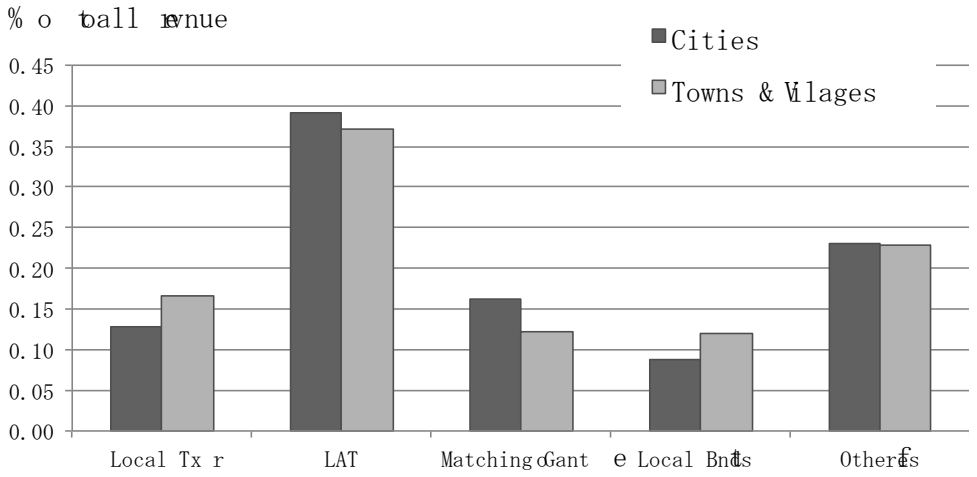

NOTE:人口 20 万以上の市町村を除く．データの出典は『市町村別決算状況調（2004)』
（ Ministry of Public Management, Home Affairs, Posts and Telecommunications).

Figure 2 Relationship Between Election Defeat Rates 1 and 2

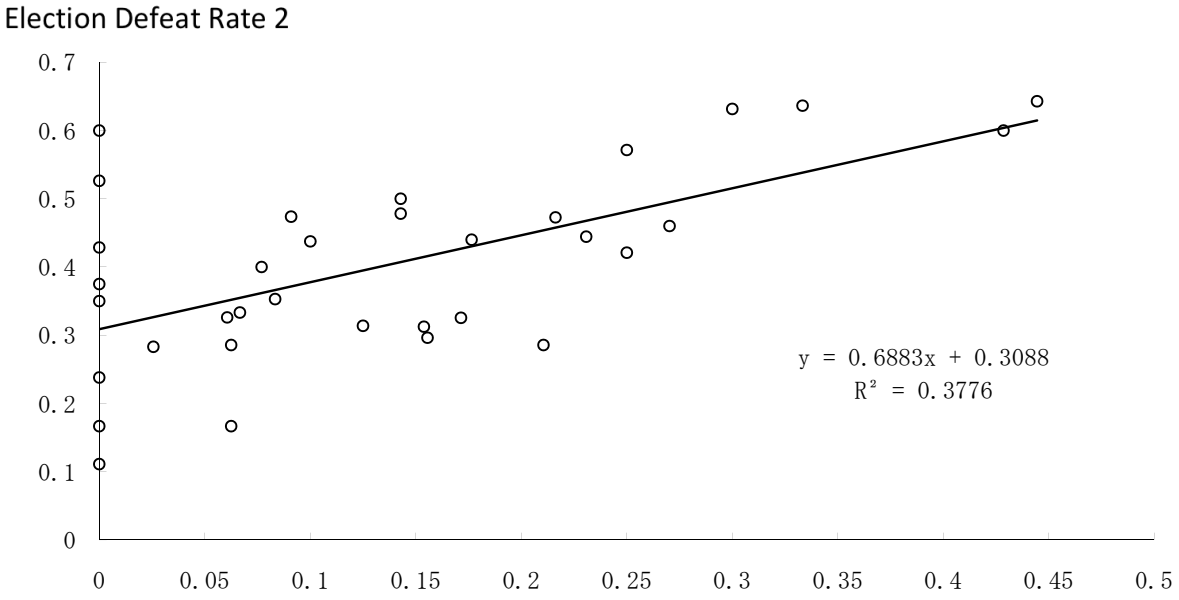

Table 2 Validation of Primary Hypothesis

Dependent vriable : win=1, retirement/loss=0	Fiscal idex		Job ceation	Rent		Others sats		
	Net blance lnio . (value − nt ag)	Debt srvice lhuden ratio (value − nt ag)	Unemployment rate	Municipal bnds per cpita	Subsidy rtio	Observatinn (Used i analysis)	Workers i primary industries	Workers i construction
(1) : 1981～1988	▲0.656	▲0.697	▲0.186	0.727	0.271	171	▲0.664	0.567
(2) : 1982～1989	▲0.598	▲0.592	▲0.138	0.658	0.18	186	▲0.226	0.928
(3) : 1983～1990	▲0.419	▲0.614	▲0.109	0.566	0.211	195	▲0.144	▲0.657
(4) : 1984～1991	▲0.929	▲0.736	▲0.220	0.211	0.788	193	0.888	▲0.949
(5) : 1985～1992	0.586	0.503	▲0.170	▲0.857	0.528	189	▲0.730	0.807
(6) : 1986～1993	0.709	0.759	▲0.357	▲0.771	0.404	187	▲0.976	0.890
(7) : 1987～1994	0.105	0.643	▲0.124	▲0.778	0.512	190	▲0.373	0.776
(8) : 1988～1995	0.150	▲0.094	▲0.322	▲0.823	▲0.475	168	▲0.064	0.202
(9) : 1989～1996	0.155	▲0.170	▲0.359	0.759	▲0.206	167	▲0.054	0.086
(10) : 1990～1997	0.152	▲0.360	▲0.250	0.866	▲0.233	168	▲0.124	0.040
(11) : 1991～1998	0.131	▲0.149	▲0.406	0.475	▲0.754	195	▲0.243	0.048
(12) : 1992～1999	0.097	▲0.104	0.906	0.325	0.723	191	▲0.075	0.686
(13) : 1993～2000	0.088	▲0.098	0.908	0.250	0.457	195	▲0.056	0.985
(14) : 1994～2001	0.127	▲0.094	▲0.522	0.262	0.508	193	▲0.037	0.362
(15) : 1995～2002	▲0.133	▲0.090	▲0.464	0.242	0.226	195	▲0.046	0.512
(16) : 1996～2003	▲0.103	▲0.283	0.431	0.058	0.030	180	▲0.917	▲0.496
(17) : 1997～2004	▲0.001	▲0.041	▲0.167	0.238	0.004	176	▲0.181	▲0.620
1981-2004	0.306	▲0.129	▲0.226	0.412	0.551	540	▲0.053	0.341

Note: Values in each cell show statistical significance (the probability of being able to reject the null hypothesis). Gray cells show statistical significance greater than the 10% level. ▲ Denotes a negative value.

参考資料（西川雅史）
2013.0627

Figure 3 Distinctiveness of Fukuoka Prefecture Municipalities

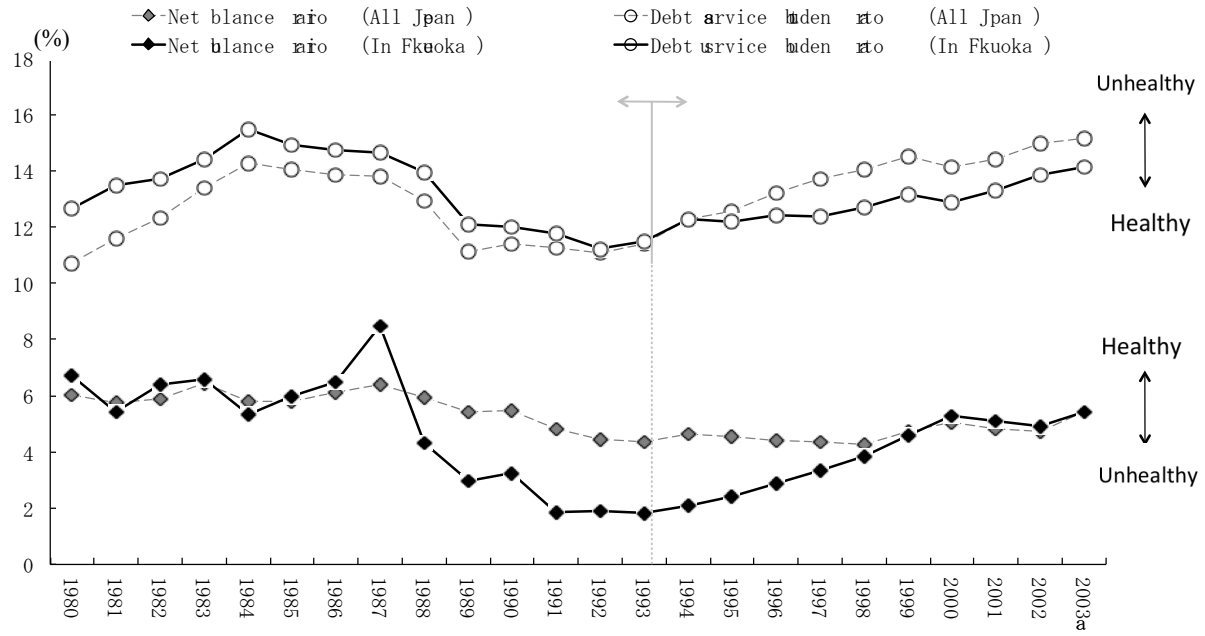

Table 3 Estimates of Economic Trends by Sample (Probit)

	Dependent vriable; wis/losses dmy (win=1;retirement+loss=0)	Economic Gowth Rae							
		>0.5%		0.5% - 3%		3% - 5%		5% =	
Performance	Net blance ratio	-0.0529	**	0.0103		-0.0017		0.0039	
Metrics	debt srvice hden rto	-0.0318	**	-0.0136		0.0276		-0.0164	
	Unemployment rte	-2.1327		-1.5351		-6.8902	*	-0.1681	
	Subsidy rtio	2.3972	***	-1.6099		1.1237		-0.1813	
	Municipal bonds per cpita	0.0016		-0.0005		-0.0034		0.0040	
Personal	Previous vte shre	0.1632		-0.3599		-0.2413		-0.1525	
Caractrisities	Age (stimated)	-0.0146	**	-0.0044		-0.0088		-0.0184	**
	Election win	-0.5185	***	-0.2796		0.0311		-0.1639	
	Square o Election win	0.0626	***	0.0303		-0.0279		0.0200	
	Incumbent trm of office dmy (4years=1)	-0.7678	***	-0.6577	***	-0.8578	***	-0.7867	***
District	Population	0.2156		-0.4746		-0.4361		0.3891	
Caractrisities	Immiguration rte	-2.8547		-6.6304		-5.1305		-6.1583	
	In-comuting rte	1.8179	***	-1.0633		0.2829		0.5948	
	Out-commuting rte	1.4233	**	-1.2241		-1.1982		0.7996	
	Workers in primary indstries	-0.2110		-2.4020	*	-2.3353	**	0.4755	
	Worker in construction	-0.0716		2.6134		-0.0111		0.3280	
	Voter trnout (timated)	-0.3794	***	-0.8076	***	-0.9014	***	-0.5566	***
	Dummy-1995 (1995＝1)			0.0674					
	Post dcentralization dmy (2000+)	-0.0754		-0.2173					
	Constant								
	Observations	146		129		106		159	
	LR ci2	106.6		73.6		72.4		91.1	
	Prob > ci2	0.000		0.000		0.000		0.000	
	Pseudo iR	0.561		0.413		0.512		0.442	
	Log lkelihood	-41.8		-52.3		-34.5		-57.6	
	y = Pr(in_retired_dum) (peict)	0.812		0.527		0.792		0.704	

Note: The value in each cell shows margina effect (dy/dx). ***,**, * denote statistical significance clearing 1%, 5%, and 10% levels respectively.

Table 4 Comparing the importan Marginal Effects among the different periods.

	1981-1992	1993-2004	1994-2004	1995-2004	1996-2004
Number o sample	265	275	257	237	190
Y= rob(win)	0.699	0.650	0.660	0.690	0.761
Net blance ratio	-0.00043	0.00400	0.00395	-0.03211 **	-0.04128 **
Debt srvice buden rto	-0.00123	-0.01983 *	-0.01833	-0.01690	-0.01006
Unemployment rte	-3.15175	-2.11905	-3.21301	-3.25910	-0.84495
Subsidy rtio	0.34506	0.74676	0.79271	1.11053	1.77151 **
Municipal bnds per capta	0.00001	0.00150	0.00161	0.00128	0.00168

	1997-2004	1998-2004	1999-2004	2000-2004	2001-2004
Number o sample	176	156	137	94	80
Y= rob(win)	0.789	0.784	0.740	0.648	0.748
Net blance ratio	-0.06941 ***	-0.07614 ***	-0.09717 ***	-0.10176 ***	-0.11751 ***
Debt srvice buden rto	-0.02837 **	-0.03580 **	-0.04231 **	-0.06431 **	-0.06786 **
Unemployment rte	-4.28888	-4.92004	-7.20701	-4.99938	-9.15115
Subsidy rtio	2.20291 ***	2.42791 ***	3.00944 **	1.93189	1.36926
Municipal bnds per capta	0.00153	0.00124	0.00113	0.00073	0.00351

Note: Same as table 3.

Figure 3 GDP Growth Rate Trends

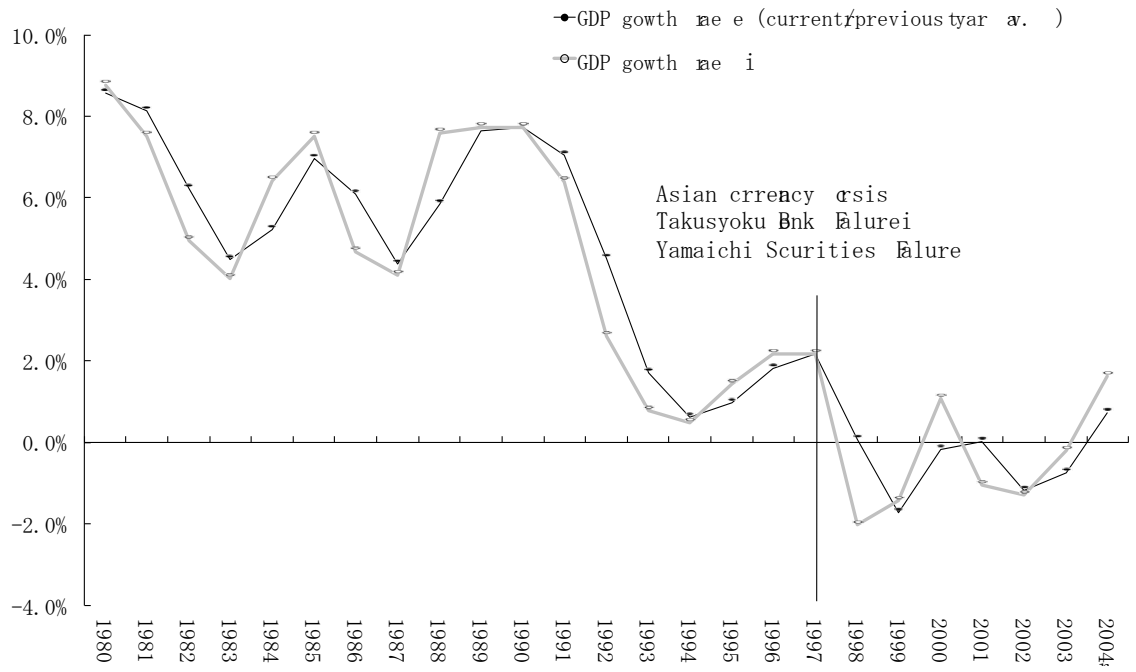

Table 5 Descriptive Statistics

	Obs	Mean	Std. Dv.	Min	Max	Source
Dependent vriable; wis/losses dmy (win1;retirement+loss=0)	586	0.6212	0.4855	0	1	A
Net blance ratio %	578	-0.5673	11.7530	-139.1954	38.2755	B
debt srvice burden ratio	579	-0.0060	4.7608	-13.2471	19.5737	B
Previous vte share	586	0.7544	0.2245	0.3024	1	A
Age (stimated)	586	65.1382	7.8197	38	88	A
Election fwn	586	2.1570	1.2497	1	8	A
Square o election win	586	6.2116	7.6743	1	64	A
Incumbent term of office dmy (4ye ars=1)	586	0.1246	0.3305	0	1	A
Subsidy rtio	579	0.7875	0.1118	0.3196	0.9761	B
Municipal bnds per capita	579	44.7952	49.3489	0	528.5120	B
Unemployment rte	561	0.0553	0.0310	0.0076	0.2069	C
Population	579	0.2510	0.2455	0.0091	1.6210	C
Immiguration rte	563	0.0455	0.0189	0.0161	0.1204	C
In-comuting rte	561	0.2608	0.1433	0.0442	1.1182	C
Out-commuting rte	561	0.4416	0.1322	0.0268	0.6867	C
Workers in primary industries	561	0.1330	0.1203	0.0029	0.5915	C
Worker in construction	561	0.1174	0.0402	0.0346	0.2728	C
Voter trnout (stimated)	561	0.4630	0.4010	0	1.028071	C,A
Dummy-1995 (1995＝1)	586	0.0802	0.2718	0	1	D
Post decentralization dmy (2000+=1)	586	0.1843	0.3881	0	1	D

Note: These are descriptive statistics for all periods (1981–2004) for incumbent candidates only. Sources: A is “Election Record” (Fukoka Prefecture), B is “Municipal Count Cards” (Ministry of internal affairs), C is “National Census” (including linear interpolation), D is original.

経営改善を促す特例債の評価に関する実証分析

ー地方財政健全化法と公立病院特例債の視点からー

2013.10.03

赤井伸郎
（大阪大学大学院国際公共政策研究科, akai@osipp.osaka-u.ac.jp）

本発表の内容は、地方財政学会で発表された論文（石川達哉（（ニッセイ基礎研究所）との共著）に基づいている。

問題意識

- 地方財政健全化法と連結実質赤字比率に関するルールが自治体の公営企業経営も含めた財政運営全般を健全化する行動を促進しているのではないか?
  - 昨年の研究：臨時財政対策債を対象に、地方財政健全化法と実質公債費比率に関するルールが、自治体に節度ある資金管理を促す効果、適切な積立・償還を行うよう促すガバナンス効果が一定程度あることを検証
- 個別の公立病院経営に限定した観点からだけでなく、自治体全般の財政運営という文脈において、特に、地方財政健全化法の役割を明示的に考慮したうえでの財務行動を評価することも必要なのではないか?

↓

- 地方公共団体財政健全化法の下での連結実質赤字比率算定に際して不良債務の一部を時限的に対象外とする効果を持つ「病院特例債」が、起債自治体に対して、償還までに不良債務を縮減・解消する行動を後押ししているかどうかを検証
  - 公立病院改革が提供するサービスの質の低下につながっていないかどうかについては、今回は考察対象外とする

分析の対象と内容

- 制度や歴史的経緯を概観の後、2008年度に**公立病院特例債の発行資格を満たしていた自治体**のうち、実際に起債した自治体と起債しなかった自治体の両方に着目して、2011年度までの**不良債務（1年以内に支払うべき未払い金など資金不足）変化に貢献した各種要因を計量的に検証**し、その中で特例債起債の効果を明らかにする
- 公立病院特例債の基本的な発行資格要件に当たる(1)2007年度の病院事業の資金不足率10%以上、(2)2003年度末に比して2007年度末の不良債務が増加という条件を両方満たす65の一般市町村(政令市以外)と、(1)及び(3)特別な事由に該当する1町を合わせた66市町村から、（診療所に移行したため）2011年度病院事業の財務データが得られない4市町村（2008年度時点で診療所化を確定していた北見市、羅臼町、松原市、松浦市）を除く62市町村が分析対象
  - 上記のうち、実際に起債したのは47市町村、起債しなかったのは15市町村
  - なお、全起債自治体(診療所化した団体（分析対象外）も含む）は1都道府県、2政令市、48一般市町村、1一部事務組合の合計52団体(分析対象外は診療所化確定の1町のほかは1都道府県、2政令市、1事務組合のみ)

データに基づいて検証する仮説

- **仮説1：「償還までに連結実質赤字を改善すべき幅が大きいほど、そのインセンティブは強くなり、より大きな不良債務縮減が行われる。」**
  - 財政再生団体や早期健全化団体になれば、その後の財政的な選択が制約され、住民の厚生水準が低下する
  - 病院事業の不良債務額は連結実質赤字をもたらす要因
- **仮説2：「起債団体は、公立病院特例債を起債しなかった団体に比べ、不良債務縮減への取り組みを行う強いインセンティブを持ち、債務縮減を行う。」**
  - 起債したこと自体が「不良債務縮減宣言」：起債後の不良債務縮減に対するコミットメント
  - 第三セクター等改革推進債のように「見えない債務の可視化」による効果はない
  - 公立病院特例債は、健全化判断比率に影響を与えることが、自発的な健全化を促す効果を持つ

[分析対象自治体の内訳]

■ **実際に起債した47市町村**:

北海道函館市、北海道小樽市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道美唄市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道士別市、北海道根室市、北海道松前町、北海道森町、北海道白老町、青森県弘前市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県十和田市、青森県鰺ヶ沢町、青森県大鰐町、青森県板柳町、青森県三戸町、岩手県奥州市、宮城県塩竈市、宮城県登米市、秋田県男鹿市、山形県高畠町、茨城県北茨城市、神奈川県三浦市、新潟県佐渡市、石川県穴水町、愛知県常滑市、三重県名張市、京都府京丹後市、大阪府泉大津市、大阪府泉佐野市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府阪南市、兵庫県高砂市、兵庫県香美町、和歌山県橋本市、鳥取県智頭町、山口県山陽小野田市、徳島県徳島市、高知県大月町、長崎県大村市、熊本県荒尾市、福岡県川崎町

■ **起債しなかった15市町村**:

北海道釧路市、北海道三笠市、北海道深川市、北海道由仁町、北海道平取町、北海道厚岸町、青森県鶴田町、岩手県盛岡市、富山県氷見市、石川県能登町、三重県伊勢市、京都府舞鶴市、兵庫県西宮市、兵庫県川西市、奈良県大和高田市

[病院事業全般の経営動向と公立病院特例債]

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
①総事業数	764	754	728	674	669	667	665	655	654	646
②不良債務を有する事業数	96	95	100	98	104	114	96	84	63	37
③＝②÷①	12.6%	12.6%	13.7%	14.5%	15.5%	17.1%	14.4%	12.8%	9.6%	5.7%
④不良債務比率	2.1	2.0	2.1	2.3	2.7	3.4	1.7	1.5	0.9	0.5
⑤経常収支比率	97.2	97.8	96.9	96.7	95.2	95.2	95.5	97.3	100.1	100.2

■ 2007年12月：総務省「公立病院改革ガイドライン」
2008年度地方債計画における公立病院特例債の創設表明

■ 2008年11月：公立病院に関する財政措置のあり方等検討会「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告書」

□ 2007年6月：「地方公共団体の財政健全化に関する法律」公布

- 指標(健全化判断比率)算定のみ2007年度決算分(2008年度公表)から開始
- 早期健全化基準・財政健全化基準の適用を含む本格施行は2008年度決算分(2009年度公表)から実施

公立病院改革ガイドラインの概要

- 以下を柱とする改革を実現するため、数値目標を伴う**「公立病院プラン」策定**を各自治体に要請
  - 経営効率化
  - 再編・ネットワーク化
  - 経営形態の見直し

⇒ 地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人への移行、指定管理者制度導入、民間譲渡、診療所化、医療機関以外の事業形態へ移行

- **財源措置も拡充**
  - 普通交付税措置および特別交付税措置の充実（産科・小児科・緊急医療に対する措置単価の増額、病床利用率を反映した算定方法の導入、過疎地域の定義拡大と算定基準見直しによる特別交付税措置の拡充等）
  - 病院に対する措置の診療所への準用
  - （国庫補助金）
- 不良債務の計画的解消を支援するため、要件を満たす自治体を対象に、**公立病院特例債**の発行を2008年度限り許可

公立病院特例債発行許可の背景と起債のメリット

- 2003年度末から2007年度末にかけて、多くの自治体病院で不良債務額が大幅増加したが、自治体の経営努力の及ばない要因による部分が大きいとの判断
  - 診療報酬の引き下げ
  - 研修医制度の見直しに伴う医師不足の顕在化
- 2007年度公布の地方財政健全化法により、2008年度決算分から適用される連結実質赤字比率の集計対象に病院会計も入るため、上記事情を考慮した激変緩和措置として2008年度限りで許可されたのが公立病院特例債
- 1974年度にも起債許可された公立病院特例債の仕組みが参考にされた
- 資金不足が深刻な病院事業を持つ自治体に対して、2003年度末から2007年度末にかけての不良債務増加分(流動負債)を長めの債務に振替え、連結実質赤字の集計対象外とするのが2008年度の公立病院特例債
  - **償還までの7年間の間に不良債務縮減に取り組む猶予**が得られる
  - 特例債利子の1/2が特別交付税措置
  - 当面の資金繰り改善により資金や経営資源を効果的に活用する誘因

公立病院特例債起債可能団体について

■ 資格要件

① 2007年度の**資金不足率(不良債務÷医業収益)が10%**以上であること、

② 2003年度に比して2007年度の不良債務が増加していること

③ 公立病院改革プランを策定すること、

④ 償還までに当該不良債務解消が見込めること

■ 基本発行可能額：**2003年度末～2007年度末に増加した不良債務額**

（上限は2007年度末不良債務残高）

＜加えて、基本発行可能額の加算・減算条件がある。次ページ＞

公立病院特例債発行可能額の加算団体と金額

■ 特例債発行可能額算定における基本額に対する加算条件：

(1)2004～2007年度中に不良債務を解消するために、交付税措置額を上回る額を一般会計から病院事業会計へ繰入れた実績のある団体：該当団体は19団体（18市町村）

(2)同期間中に不良債務を解消するために、上記(1)以外の措置を講じた実績があり、2007年度の単年度資金収支が黒字の団体：該当団体は2団体(2市町村)

(3)病院事業経営の責には帰さない特別な事由で不良債務が生じた団体：該当団体は無し

(注)2007年度の不良債務が03年度比で減少していたが、(2)により起債した団体が1町ある

結果としての加算団体：全52団体(分析対象47市町村)中の20団体(19市町村)

■ 加算額：

(1)不良債務解消のため、2004～2007 年度に一般会計から病院会計へと繰入れられた額(交付税措置額との差額が上限)

(2)上記(1)以外の取り組みによって同期間の不良債務削減に貢献した額(2007 年度の単年度資金収支が黒字の事業)

(3)特別な事由に基づく不良債務額

公立病院特例債発行可能額の減算団体と金額

■ 特例債発行可能額算定における基本額に対する減算条件:

(1)2004～2007年度中の病院事業に対する一般会計からの繰入れ額が交付税措置額を下回っていた団体:該当団体は2団体(2市町村)

(2)同期間中に上記事由のほか、病院事業経営の責に帰す特別な事由で不良債務が拡大した団体:該当団体は1団体(1市町村)

結果としての減算団体:全3団体(3市町村)

■ 減算額:

(1)2004～2007 年度に病院事業に対する交付税措置を受けながら、繰入れずに不良債務を拡大させた場合の、非繰入れ額

(2)同期間の不良債務拡大に自らに責任がある場合の、拡大させた額

(出典)総務省地方財政局公営企業課準公営企業室資料による

発行された特例債の償還年限・据置期間等の条件

発行可能額に対する起債額の割合	30%台	50%台	60%台	70%台	80%台	90%台	100%
全52団体	1	1	1	1	4	3	41
(分析対象49市町村)	1	1	1	1	3	3	39

起債額に占める機構資金の割合	0%	7%	100%
全52団体	14	3	35
(分析対象49市町村)	13	2	34

(注)引受資金は機構資金と民間資金のみ。

償還年限(年)	5年	6年	7年
全52団体	1	1	50
(分析対象49市町村)	1	1	47

据置期間(年)	0年	1年	2年
全52団体	31	5	16
(分析対象49市町村)	29	5	15

分析対象団体の連結実質赤字と特例債起債の状況

- **2007年度の連結実質赤字比率≧ 早期健全化基準の団体:7市町村**
  - 病院特例債を起債した団体:7市町村
  - **起債しなかった団体:0**
- **0＜2007年度の連結実質赤字比率＜ 早期健全化基準の団体:27市町村**
  - 病院特例債を起債した団体:20市町村
  - 起債しなかった団体:7市町村
- **2007年度の連結実質赤字比率≦0 の団体:28市町村**
  - 病院特例債を起債した団体:20市町村
  - 起債しなかった団体:8市町村

見掛け上の不良債務と実質的な不良債務 −公立病院特例債発行の効果−

- 起債時は、発行しなかった場合の不良債務額を発行額だけ**見掛け上**減少させる効果
  - 2011年度時点（起債後3年度経過）では、
    特例債元金残存額＝発行額×{1−(3−据置年数)/(償還年限−据置年数)}
    だけ、見掛け上の不良債務額と実質的な不良債務額とを乖離させる
- 2011年度不良債務−2007年度不良債務
  ＝ 見掛け上の不良債務変化額
  ＝ 実質的な不良債務変化額　− 特例債元金残存額

∴ 実質的な不良債務変化額
＝見掛け上の不良債務変化額＋特例債元金残存額
＝2011年度不良債務−2007年度不良債務＋特例債元金残存額

見掛け上の不良債務圧縮幅(2007～2011年度)

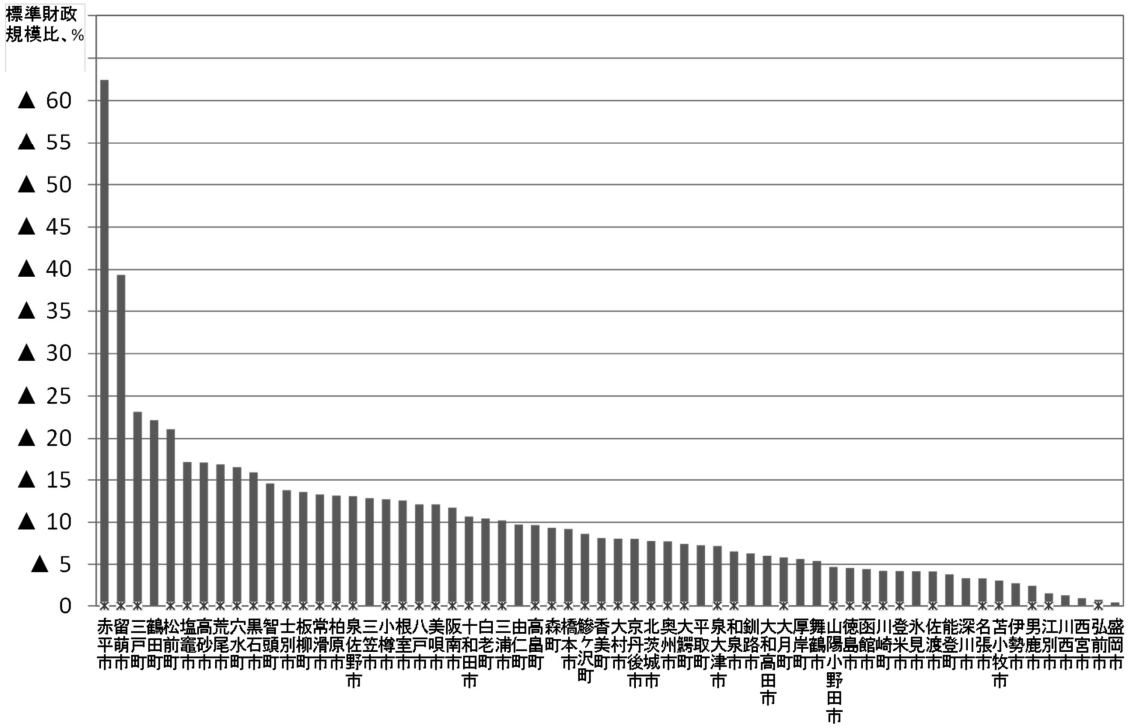

＊ は起債団体

65市町村の連結実質赤字の変化（2007～2011年度）

（注）公立病院が地方独立行政法人化した泉佐野市と川崎町についても、病院事業の不良債務額変化は計算できるが、連結実質赤字の集計対象からは外れているため、この図には表示していない。

実質的な不良債務圧縮幅(2007～2011年度)

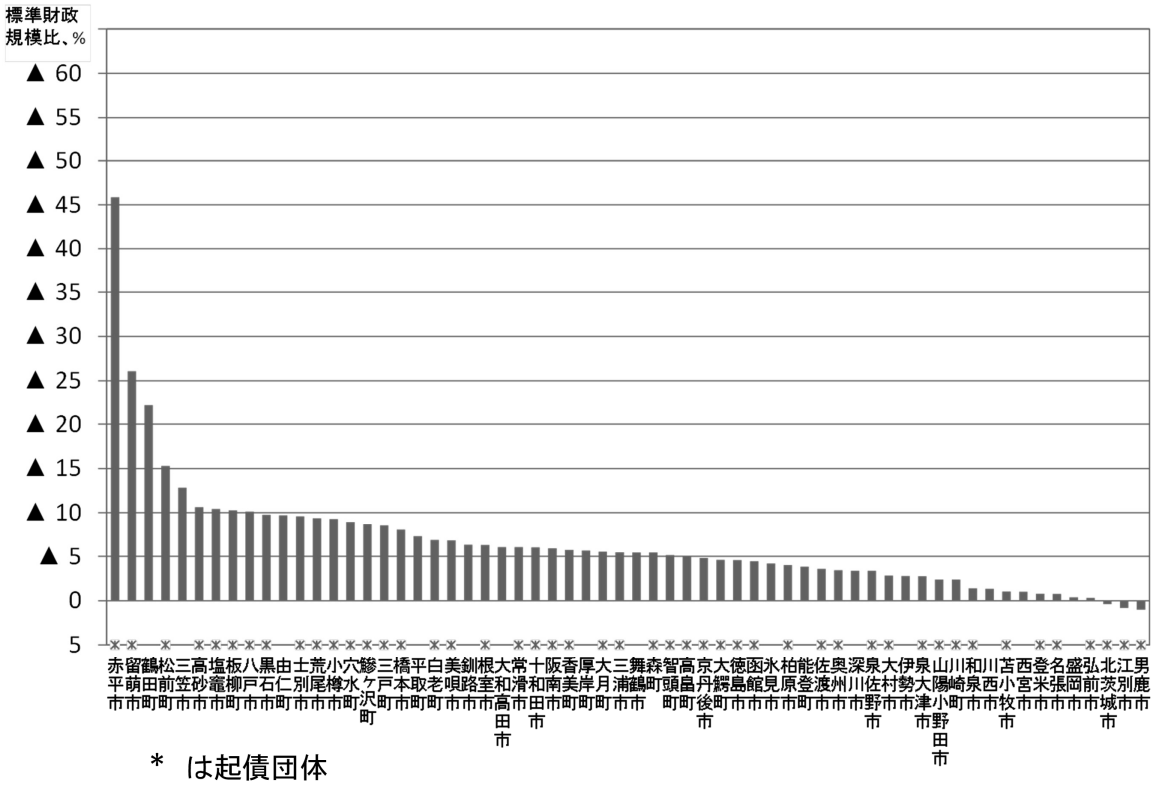

65市町村の連結実質赤字の見掛け上の変化内訳

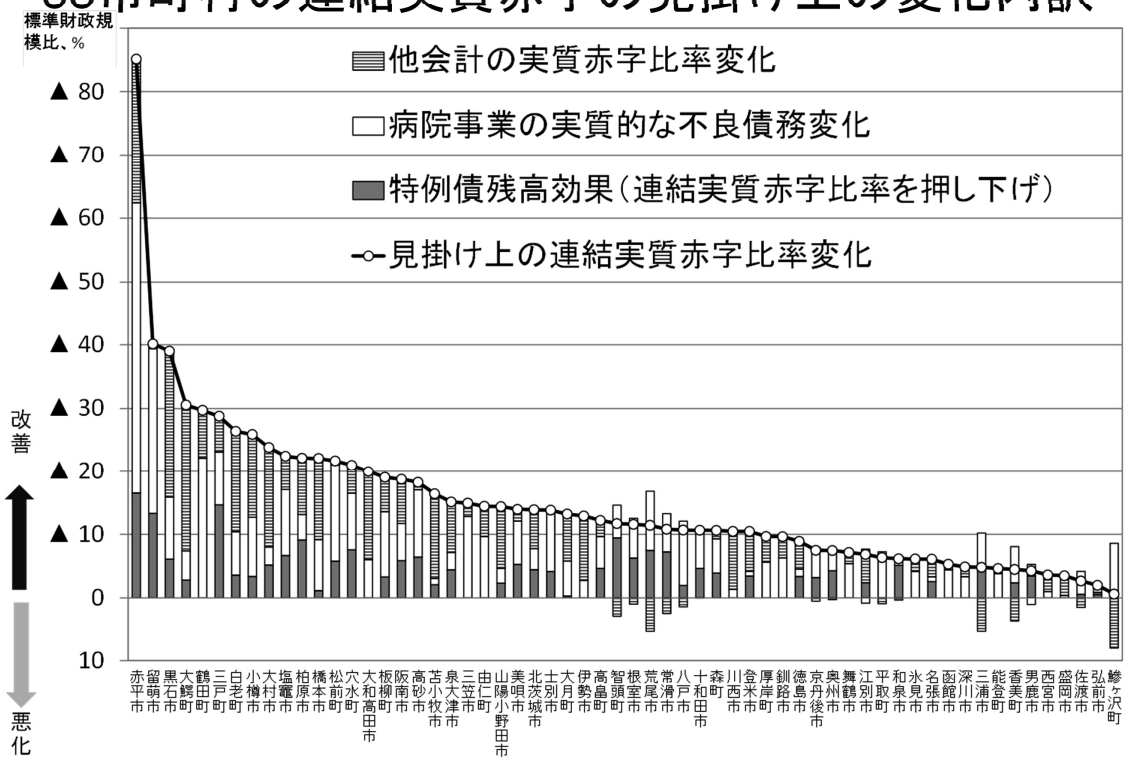

（注）公立病院が地方独立行政法人化した泉佐野市と川崎町についても、病院事業の不良債務額変化は計算できるが、連結実質赤字の集計対象からは外れているため、この図には表示していない。

国による財源措置の実際(全公立病院)

- 全公立病院に関しては、損益計算書ベースの実繰入額は2008年度にピークアウト、交付税措置額などに対応する繰入基準額(=一般会計等による繰出基準)も2009年度にピークアウト
- 国・都道府県による損益計算書ベースの補助金は、他会計からの繰入額と比べて少額だが、年々増加

⇒ 損益計算書の繰入基準額と国庫(県)補助金は市町村にとって外生変数

	2007	2008	2009	2010	2011
損益計算書における国庫(県)補助金	14,888	16,311	17,478	18,947	20,006
損益計算書における他会計繰入金					
特別利益除き					
(繰入基準額)	465,888	477,617	496,573	481,426	未発表
特別利益込み					
(実繰入額)	529,028	566,790	566,390	541,710	537,634
資本的収支における他会計繰入金					
(実繰入額)	167,070	184,068	204,696	198,088	194,185
他会計からの繰入金総額					
(実繰入額)	696,098	750,858	771,086	739,799	731,819

単位:百万円

実繰入額と繰入基準額の実際(62市町村)

- 分析対象62市町村に関しては、補助金は2011年度に減少したものの、他会計からの繰金に関しては、基準額・実繰入額ともに2011年度においても前年度比増加を続けている
- 分析対象市町村には財源基盤の弱い自治体、過疎地域の自治体も多数含まれており、交付税措置の拡充を享受
- 自治体自身の財政運営全般の改善等により、他会計から基準額を大きく上回る繰入によって、不良債務解消に努めているとみられる

	2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度		
	補助金	繰入基準額	実繰入額	補助金	繰入基準額	実繰入額	補助金	繰入基準額	実繰入額	補助金	繰入基準額	実繰入額	補助金	繰入基準額	実繰入額
62市町村計	557	26,235	28,345	711	30,049	35,644	816	35,461	40,561	1,062	38,140	44,575	885	38,241	46,159
泉佐野市・川崎町除き	495	25,596	27,855	643	29,063	34,657	726	34,408	39,508	936	37,051	43,476	885	38,101	46,019

(注)単位:百万円。泉佐野市と川崎町の旧公立病院は2011年度より地方独立行政法人化。
財務諸表の形式が異なるため、便宜的に全額を繰入基準額対応分とみなした。

不良債務を変化させる要因

■ 決算統計に即して言えば、基本的には、損益計算書上の当年度純損益が、貸借対照表上の「資産合計」と「負債合計」の差額(「資本合計」)の対前年度変化額に一致するはずであり、固定資産・固定負債が不変ならば、純損益は「流動資産と流動負債の差額」＝不良債務の対前年度変化額に一致

⇒ 不良債務を減少させる要因は、純損益の構成項目に影響する要因であり、以下のような分類・分解が可能

1. 国による財政措置以外の**外生的要因**の改善
2. 病院事業に対する**国の補助金・交付税措置**の拡大
3. **母体自治体の財政状況全般の改善**を拠り所とした他会計からの繰入れ(交付税措置に対応する一般会計等からの繰入を上回る部分)の増額
4. **当該病院事業固有の経営改善**による増益

■ 地方公営企業年鑑個票には、「他会計からの繰入金(基準額)」と「国・都道府県の補助金」が利用可能。「他会計からの繰入金実額」は選択行動を反映した内生変数。

発行可能団体の2008年度時点の経営形態変更予定

経営形態変更の内容	2008年度時点で変更方針を決定していた市町村	左記のうち2011年度末迄に実行済の市町村	2009年度以降に変更方針を決定し、2011年度末迄に実行済の市町村
公営企業法全部適用	小樽市,松前町,黒石市,鰺ヶ沢町,鶴田町,奥州市,塩竈市,三浦市,佐渡市,荒尾市	小樽市,松前町,黒石市,塩竈市,三浦市,佐渡市,荒尾市	八戸市,十和田市,登米市,柏原市,徳島市
地方独立行政法人化	泉佐野市	泉佐野市	川崎町
指定管理者制度	なし	－	氷見市、大村市
民間譲渡	山陽小野田市	未実施	－
診療所化	鶴田町,登米市	未実施	－
医療機関以外の事業形態へ移行	白老町（一部）	白老町（一部）	－

(注)経営形態見直し計画は予定期日を伴う形で変更方針を決定していた市町村を掲載。未実施には期日が到来していないケースを含む。
(出所)総務省「公立病院改革プラン策定状況等について(2009年3月調査)」「平成23年度病院事業決算状況・病院経営分析比較表」「地方公営企業年鑑」

推定モデルの考え方(1)

- 公立病院特例債は2008年度に発行されたため、その影響を受けない2007年度と2011年度を比較して、不良債務の変化と、その変化に影響を与えた初期条件、その後の外生的要因を考察。特例債起債で見掛け上の不良債務が小さくなるため、特例債残高を加算して、実質的な不良債務を測る
  - 不良債務は公式統計上は正値のみ掲載されるため、「流動負債−流動資産＋翌年度繰越財源」により、負値を許容する形で算定
  - 償還時までに資金余剰を蓄積しないと償還額分だけ資金不足が拡大し、連結実質赤字比率を押し上げる要因として働くため、起債前の連結赤字比率が高かった自治体、早期健全化基準を上回っていた自治体ほど、不良債務縮減を目指した強い取り組みが予想されることに着目
  - 連結実質赤字も公式統計上は正値のみ掲載されるため、正負の値を許容する「健全化判断比率・資金不足カード」の「連結実質収支」を利用
  - 特例債を起債したか否かがその後の成果に差異をもたらした否かについても、条件・要因をコントロールしたうえで比較検証
  - 自治体の経営努力が及びにくい外生的な条件や国の財源措置も考慮
  - 自治体によって異なる病院改革に対する2008年度時点での方針の違いに由来する効果も検証

推定モデルの考え方(2)

- 被説明変数:(2011年度末病院事業不良債務－2007年度末病院事業不良債務＋ 2011年度末特例債残高)÷2007年度標準財政規模×100

- 説明変数の候補:
  - 2007年度の連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上の部分
  - 2007年度の連結実質赤字比率の早期健全化基準未満の部分
  - 病院特例債起債団体ダミー(1＝起債市町村, 0=起債しなかった市町村)
  - 早期健全化基準未満団体かつ起債団体ダミー
  - 住民1人当たり課税所得、財政力指数、域内病院数÷人口、人口、人口密度
  - 病院事業に対する国の措置額2008～2011年度平均値の標準財政規模比
  - 2007年度の経営形態(地方公営企業法財務規定全部適用か、一部適用か)
  - 2008年度時点の経営形態変更予定(移行を決定)
  - 全部適用団体への移行、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、民間譲渡、診療所化、医療機関以外の事業形態へ移行の選択をダミー変数化

利用統計・資料

データ	利用統計・資料
2011年度における病院事業の流動資産、流動負債、不良債務、医業収益、国庫補助金、他会計からの繰入金（基準額）、再建債（特例債含む）残高	総務省「病院事業決算状況・病院経営分析比較表」個票
2011年度における流動資産、流動負債、移行前地方債償還債務の明細、地方公共団体等から財源措置の明細	地方独立行政法人りんくう総合医療センター、地方独立行政法人 川崎町立病院の財務諸表
2008年度の公立病院特例債の発行条件(発行額、引受資金、償還年限、据置期間、利率等)	総務省地方財政局公営企業課準公営企業室資料
2008年度時点の経営形態見直し方針決定病院リスト(移行方針を決定した団体)	総務省「公立病院改革プラン策定状況等について(2009年3月調査)」
2007年度における病院事業の流動資産、流動負債、翌年度繰越財源、医業収益、医業収益、国庫補助金、2007～2010年度の他会計からの繰入金（基準額）	総務省「地方公営企業年鑑」個票
2007年度の連結実質赤字比率、標準財政規模	総務省「健全化判断比率・資金不足比率カード」
2007年度の財政力指数、財政調整基金残高、人口、面積、住民の課税対象所得、域内の民間病院含む病院総数	総務省「市町村決算状況調」「市町村税課税状況等の調」ほか

主要変数の記述統計(政令市除く62市町村)

	2007～11年度の不良債務変化額＋公立病院特例債残高の標準財政規模比（%）	財政力指数	人口（人）	住民1人当たり課税所得（万円）	人口密度（人/㎢）	住民1万人当たり域内病院数	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準未満の部分（%）	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上の部分（%）	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上で財政再生基準未満の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち財政再生基準以上の部分（%）	2008～11年度平均の病院事業に対する国の措置額平均の標準財政規模比（%）
平均値	-6.586	0.485	80,033	107.8	781.1	0.919	2.075	1.805	0.923	0.882	4.544
中位値	-5.437	0.430	56,027	104.4	253.6	0.858	0.982	0.000	0.000	0.000	4.304
最大値	1.026	1.130	462,044	191.8	6023.5	2.004	20.000	48.765	12.560	38.765	14.849
最小値	-45.856	0.140	6,041	60.6	8.1	0.191	-18.571	0.000	0.000	0.000	0.601
標準偏差	6.999	0.239	87,610	25.9	1258.5	0.457	10.432	7.193	2.905	5.097	2.692
変動係数	-106%	49%	109%	24%	161%	50%	503%	399%	315%	578%	59%

主要変数の概況(1)

単位：%	2007～11年度見掛け上の不良債務変化の標準財政規模比	2007～11年度実質的な不良債務変化の標準財政規模比	2007年度病院事業不良債務の標準財政規模比	2007年度病院事業資金不足比率のうち経営健全化基準以上部分	2007年度病院事業資金不足比率のうち経営健全化基準未満部分	2011年度特例債元金残存額実績値の標準財政規模比	2008年度特例債起債額の標準財政規模比	2007年度連結実質赤字比率全体	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準未満の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上再生基準未満の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち再生基準以上の部分	2007年度連結実質赤字比率に適用される早期健全化基準	2008～11年度国からの財源措置平均額の標準財政規模比
函館市	▲ 4.44	▲ 4.44	5.41	9.24	20.00	0.00	4.13	1.56	1.56	0.00	0.00	0.00	16.25	3.23
小樽市	▲ 12.69	▲ 9.29	11.88	24.00	20.00	3.41	5.90	16.12	16.12	0.00	0.00	0.00	16.72	5.34
釧路市	▲ 6.30	▲ 6.30	5.23	0.00	18.77	0.00	0.00	7.41	7.41	0.00	0.00	0.00	16.30	4.57
留萌市	▲ 39.39	▲ 26.06	34.76	41.99	20.00	13.33	23.09	36.62	18.78	17.84	11.22	6.62	18.78	8.20
苫小牧市	▲ 3.08	▲ 1.02	4.17	1.35	20.00	2.06	2.57	7.56	7.56	0.00	0.00	0.00	16.53	2.05
美唄市	▲ 12.10	▲ 6.81	25.68	171.77	20.00	5.30	9.17	24.16	18.49	5.67	5.67	0.00	18.49	4.52
江別市	▲ 1.58	0.83	3.58	2.36	20.00	2.41	3.58	▲ 5.09	▲ 5.09	0.00	0.00	0.00	17.20	3.89
赤平市	▲ 62.41	▲ 45.86	61.16	128.38	20.00	16.55	28.66	68.76	20.00	48.76	10.00	38.76	20.00	14.85
士別市	▲ 13.78	▲ 9.61	13.77	19.95	20.00	4.17	7.30	4.24	4.24	0.00	0.00	0.00	18.41	6.08
三笠市	▲ 12.84	▲ 12.84	11.64	5.26	20.00	0.00	0.00	0.66	0.66	0.00	0.00	0.00	20.00	9.95
根室市	▲ 12.56	▲ 6.27	11.01	30.14	20.00	6.29	11.01	0.41	0.41	0.00	0.00	0.00	18.42	6.81
深川市	▲ 3.35	▲ 3.35	15.71	20.19	20.00	0.00	0.00	10.85	10.85	0.00	0.00	0.00	18.40	7.04
松前町	▲ 21.10	▲ 15.30	13.22	22.26	20.00	5.80	10.16	4.45	4.45	0.00	0.00	0.00	20.00	8.03
森町	▲ 9.34	▲ 5.41	6.80	28.11	20.00	3.93	6.80	1.31	1.31	0.00	0.00	0.00	19.35	3.31
由仁町	▲ 9.71	▲ 9.71	16.20	130.35	20.00	0.00	0.00	11.82	11.82	0.00	0.00	0.00	20.00	6.28
白老町	▲ 10.44	▲ 6.84	9.75	46.21	20.00	3.60	7.20	17.07	17.07	0.00	0.00	0.00	19.33	6.72
平取町	▲ 7.28	▲ 7.28	8.40	45.59	20.00	0.00	0.00	2.37	2.37	0.00	0.00	0.00	20.00	4.57
厚岸町	▲ 5.64	▲ 5.64	6.01	5.90	20.00	0.00	0.00	▲ 6.87	▲ 6.87	0.00	0.00	0.00	20.00	6.31
弘前市	▲ 0.83	▲ 0.30	0.98	0.00	10.69	0.53	0.79	▲ 2.74	▲ 2.74	0.00	0.00	0.00	16.44	1.34
八戸市	▲ 12.10	▲ 10.15	3.52	0.00	15.02	1.96	2.44	▲ 2.25	▲ 2.25	0.00	0.00	0.00	16.27	3.45
黒石市	▲ 15.89	▲ 9.77	17.61	15.97	20.00	6.11	10.69	28.91	18.45	10.46	10.46	0.00	18.45	4.09
十和田市	▲ 10.67	▲ 6.00	8.08	6.39	20.00	4.66	8.08	▲ 11.40	▲ 11.40	0.00	0.00	0.00	17.64	6.34
鰺ヶ沢町	▲ 8.62	▲ 8.62	6.97	2.19	20.00	0.00	6.97	0.06	0.06	0.00	0.00	0.00	20.00	5.74
大鰐町	▲ 7.43	▲ 4.60	8.07	8.69	20.00	2.82	4.89	26.45	20.00	6.45	6.45	0.00	20.00	6.07
板柳町	▲ 13.59	▲ 10.29	18.41	78.67	20.00	3.30	5.71	5.94	5.94	0.00	0.00	0.00	20.00	5.00
鶴田町	▲ 22.16	▲ 22.16	18.92	34.40	20.00	0.00	0.00	4.62	4.62	0.00	0.00	0.00	20.00	6.35
三戸町	▲ 23.14	▲ 8.48	25.39	41.46	20.00	14.66	25.39	17.71	17.71	0.00	0.00	0.00	20.00	11.04
盛岡市	▲ 0.38	▲ 0.38	0.59	0.00	13.56	0.00	0.00	▲ 13.53	▲ 13.53	0.00	0.00	0.00	16.25	0.80
奥州市	▲ 7.73	▲ 3.44	5.53	36.96	20.00	4.29	5.34	▲ 0.97	▲ 0.97	0.00	0.00	0.00	16.61	2.22
塩竈市	▲ 17.12	▲ 10.45	17.85	77.43	20.00	6.67	11.55	10.00	10.00	0.00	0.00	0.00	18.06	4.85
登米市	▲ 4.23	▲ 0.77	5.99	0.00	19.75	3.46	5.99	▲ 3.73	▲ 3.73	0.00	0.00	0.00	16.97	4.58

主要変数の概況(2)

単位：%	2007～11年度見掛け上の不良債務変化の標準財政規模比	2007～11年度実質的な不良債務変化の標準財政規模比	2007年度病院事業不良債務の標準財政規模比	2007年度病院事業資金不足比率のうち経営健全化基準以上部分	2007年度病院事業資金不足比率のうち経営健全化基準未満部分	2011年度特例債元金残存額実績値の標準財政規模比	2008年度特例債起債額の標準財政規模比	2007年度連結実質赤字比率全体	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準未満の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上再生基準未満の部分	2007年度連結実質赤字比率のうち再生基準以上の部分	2007年度連結実質赤字比率に適用される早期健全化基準	2008～11年度国からの財源措置平均額の標準財政規模比
男鹿市	▲ 2.47	1.03	4.35	7.49	20.00	3.50	4.35	▲ 3.69	▲ 3.69	0.00	0.00	0.00	18.28	3.12
高畠町	▲ 9.65	▲ 5.01	8.04	11.41	20.00	4.64	8.03	▲ 12.06	▲ 12.06	0.00	0.00	0.00	19.26	4.86
北茨城市	▲ 7.78	0.39	7.73	4.58	20.00	8.17	7.73	▲ 9.06	▲ 9.06	0.00	0.00	0.00	18.38	5.01
三浦市	▲ 10.22	▲ 5.45	5.94	6.53	20.00	4.77	5.94	▲ 2.05	▲ 2.05	0.00	0.00	0.00	18.43	5.29
佐渡市	▲ 4.18	▲ 3.59	1.02	0.00	13.58	0.59	1.02	▲ 6.96	▲ 6.96	0.00	0.00	0.00	16.93	1.12
氷見市	▲ 4.20	▲ 4.20	4.15	0.00	11.22	0.00	0.00	▲ 9.64	▲ 9.64	0.00	0.00	0.00	17.93	3.75
穴水町	▲ 16.53	▲ 8.95	18.48	16.13	20.00	7.58	15.16	11.10	11.10	0.00	0.00	0.00	20.00	6.95
能登町	▲ 3.84	▲ 3.84	2.44	0.00	10.00	0.00	0.00	▲ 5.19	▲ 5.19	0.00	0.00	0.00	18.51	3.33
常滑市	▲ 13.28	▲ 6.02	9.08	8.01	20.00	7.26	9.08	▲ 8.54	▲ 8.54	0.00	0.00	0.00	17.96	2.58
伊勢市	▲ 2.77	▲ 2.77	3.39	0.00	15.83	0.00	0.00	▲ 17.32	▲ 17.32	0.00	0.00	0.00	16.96	0.92
名張市	▲ 3.33	▲ 0.75	3.20	0.00	17.52	2.57	3.20	▲ 18.57	▲ 18.57	0.00	0.00	0.00	17.77	5.61
舞鶴市	▲ 5.42	▲ 5.42	4.88	294.94	20.00	0.00	0.00	▲ 3.88	▲ 3.88	0.00	0.00	0.00	17.52	0.60
京丹後市	▲ 8.02	▲ 4.82	5.54	2.17	20.00	3.20	5.54	▲ 3.09	▲ 3.09	0.00	0.00	0.00	17.53	3.86
泉大津市	▲ 7.17	▲ 2.74	9.22	14.11	20.00	4.43	7.67	18.58	17.73	0.85	0.85	0.00	17.73	3.60
泉佐野市	▲ 13.08	▲ 3.35	13.08	9.58	20.00	9.73	12.11	39.31	17.44	21.87	12.56	9.31	17.44	3.90
和泉市	▲ 6.52	▲ 1.38	6.39	23.83	20.00	5.13	6.39	▲ 4.52	▲ 4.52	0.00	0.00	0.00	16.75	1.63
柏原市	▲ 13.16	▲ 4.02	16.04	69.11	20.00	9.15	15.84	16.93	16.93	0.00	0.00	0.00	17.81	4.01
阪南市	▲ 11.73	▲ 5.88	10.13	69.94	20.00	5.85	10.13	14.21	14.21	0.00	0.00	0.00	18.33	1.39
西宮市	▲ 1.01	▲ 1.01	0.94	1.78	20.00	0.00	0.00	▲ 7.37	▲ 7.37	0.00	0.00	0.00	16.25	0.82
高砂市	▲ 17.07	▲ 10.64	13.14	38.65	20.00	6.43	11.13	7.45	7.45	0.00	0.00	0.00	17.46	4.53
川西市	▲ 1.35	▲ 1.35	2.19	0.00	14.99	0.00	0.00	▲ 9.45	▲ 9.45	0.00	0.00	0.00	16.92	2.50
香美町	▲ 8.11	▲ 5.72	5.05	31.83	20.00	2.39	4.20	▲ 0.34	▲ 0.34	0.00	0.00	0.00	18.69	3.05
大和高田市	▲ 6.02	▲ 6.02	4.65	0.00	11.43	0.00	0.00	6.40	6.40	0.00	0.00	0.00	17.88	3.97
橋本市	▲ 9.19	▲ 8.01	5.55	0.00	16.56	1.18	2.04	▲ 7.82	▲ 7.82	0.00	0.00	0.00	17.80	5.22
智頭町	▲ 14.61	▲ 5.13	16.42	21.21	20.00	9.48	16.41	▲ 6.59	▲ 6.59	0.00	0.00	0.00	20.00	10.26
山陽小野田市	▲ 4.70	▲ 2.37	2.90	0.00	10.45	2.33	2.90	1.40	1.40	0.00	0.00	0.00	17.78	2.77
徳島市	▲ 4.57	▲ 4.57	4.22	19.20	20.00	0.00	4.22	▲ 4.65	▲ 4.65	0.00	0.00	0.00	16.25	2.18
大月町	▲ 5.82	▲ 5.51	4.44	11.02	20.00	0.31	0.41	1.33	1.33	0.00	0.00	0.00	20.00	3.22
川崎町	▲ 4.25	▲ 2.36	4.24	2.10	20.00	1.89	2.35	11.86	11.86	0.00	0.00	0.00	19.96	1.69
大村市	▲ 8.03	▲ 2.82	7.81	20.27	20.00	5.21	7.81	▲ 16.11	▲ 16.11	0.00	0.00	0.00	17.58	1.00
荒尾市	▲ 16.84	▲ 9.37	19.50	31.27	20.00	7.47	12.94	6.37	6.37	0.00	0.00	0.00	18.21	5.34

推定結果

推計式(推計方法：OLS)

被説明変数：(2011年度不良債務－2007年度不良債務＋特例債元金残存額)/標準財政規模	1	2	3
連結実質赤字比率のうち財政再生基準以上の部分			−0.793 (0.000) **
連結実質赤字比率のうち健全化基準以上かつ再生基準未満部分			−0.423 (0.049) *
連結実質赤字比率のうち早期健全化基準以上の部分	−0.687 (0.000) **	−0.687 (0.000) **	
連結実質赤字比率のうち早期健全化基準未満の部分	0.029 (0.734)	0.018 (0.812)	
連結実質赤字比率×早期健全化基準未満かつ起債団体ダミー	−0.134 (0.172)	−0.139 (0.141)	−0.121 (0.048) *
財政力指数	−1.419 (0.767)		
人口対数	1.219 (0.104)	0.734 (0.168)	0.844 (0.111)
住民1人当たり所得	−0.008 (0.826)		
人口密度対数	−0.250 0.6343		
住民1万人当たり病院数	−0.708 (0.554)		
地方公営企業法財務規定一部適用団体ダミー	1.728 (0.180)	1.894 (0.126)	2.147 (0.068)
同全部適用団体への移行予定ダミー	−3.703 (0.006) **	−3.496 (0.005) **	−3.745 (0.003) **
地方独立行政法人への移行予定ダミー	17.564 (0.000) **	16.728 (0.000) **	14.935 (0.001) **
民間譲渡予定ダミー	3.235 (0.388)	2.706 (0.441)	3.023 (0.382)
診療所化予定ダミー	−5.060 (0.063)	−4.685 (0.061)	−4.541 (0.066)
2008−2011年の平均財政措置額/標準財政規模	−0.710 (0.007) **	−0.688 (0.006) **	−0.631 (0.010) *
定数項	−12.549 (0.106)	−11.150 (0.092)	−12.848 (0.055)
obs	62	62	62
Adjusted R^2	0.7617	0.7749	0.7818

係数の下段（ ）内はp値であり、
**は1%、*は5%水準で有意であることを示す。

推定結果の解釈

- ◆ 財政再生団体や早期健全化団体になることを回避するため、圧縮すべき不良債務額が大きいほど実際の縮減幅も大きい
- ◆ 早期健全化未満で起債した団体の連結実質赤字が持つ効果

⇒　起債しなかった団体と異なり、起債団体では早期健全化基準に達していなくても、連結赤字を意識した不良債務圧縮

- ◆ 不良債務縮減に貢献する他の要因：
  - ➢ 国の財源措置
  - ➢ 事業経営上の自由度が高い「全部適用団体」への移行意思
  - ➢ 診療所機能へ特化する意思

総括

■ 病院特例債発行可能要件を満たした62市町村においては、全般的に病院事業の「実質的な不良債務」の縮減が着実に進行している

仮説1:「償還までに連結実質赤字を改善すべき幅が大きいほど、不良債務縮減への取り組みのインセンティブは強くなり、より大きな債務縮減が行われる。」

＝＞成立を確認

仮説2:「起債団体は、起債しなかった団体に比べ、資金繰りを意識し、不良債務縮減への取り組みを行う強いインセンティブを持ち、不良債務縮減を行う。」

＝＞成立を確認

■ すなわち、以下のことが確認された。

1:財政再生団体や早期健全化団体となることを回避するために償還までに連結実質赤字を改善すべき幅が病院事業における現実の不良債務縮減幅に強くつながっている

2:公立病院改革プラン策定時点で経営形態変更の方針を決定していた団体のうち、地方公営企業法全部適用団体への移行を計画している場合に、不良債務圧縮がより進んでいる。

3:起債しなかった団体の場合には連結実質収支が赤字でも特に影響力は持たないのに対して、起債した団体では連結実質赤字が大きいほど不良債務縮減が進む傾向。

■ 自治体に改革インセンティブを与え、地方財政健全化法の下での激変緩和措置として単なる健全化の先延ばしになることを回避しつつ、期限内に計画的に着実な改革を促すという成果を生み出したという点で、公立病院特例債の意義を見出すことができると言えよう。

中国における効率的な自治体規模について：県レベルでの分析

大阪大学　福重元嗣

中国の行政機構

①中央政府

②地方政府

＜省レベル(31)＞
・直轄市（北京・天津・上海・重慶の4直轄都市）
・省（河北・山西・遼寧・吉林・黒龍江・江蘇・浙江・安徽・福建・江西・山東・河南・湖北・湖南・広東・海南・四川・貴州・雲南・陝西・甘粛・青海の22省）
・自治区（内蒙古・広西チワン族・チベット・寧夏回族・新疆ウイグルの5自治区）

＜地区レベル(332)＞
・地区級市(265)　・地区(32)　・自治州(30)　・盟(5)

＜県レベル(2053)＞
・県(1489)　・県級市(393)　・市轄区(808)　・自治県(116)　・旗(48)
・自治旗(3)　・林区(1)

＜郷レベル(40161)＞
・鎮(20358)　・郷(18847)　・区(27)　・民族郷(1165)　・街道(5972)

図8-8　中国の行政機構

http://kccn.konan-u.ac.jp/keizai/china/08/03.html

図－1　中国の地方行政階層図

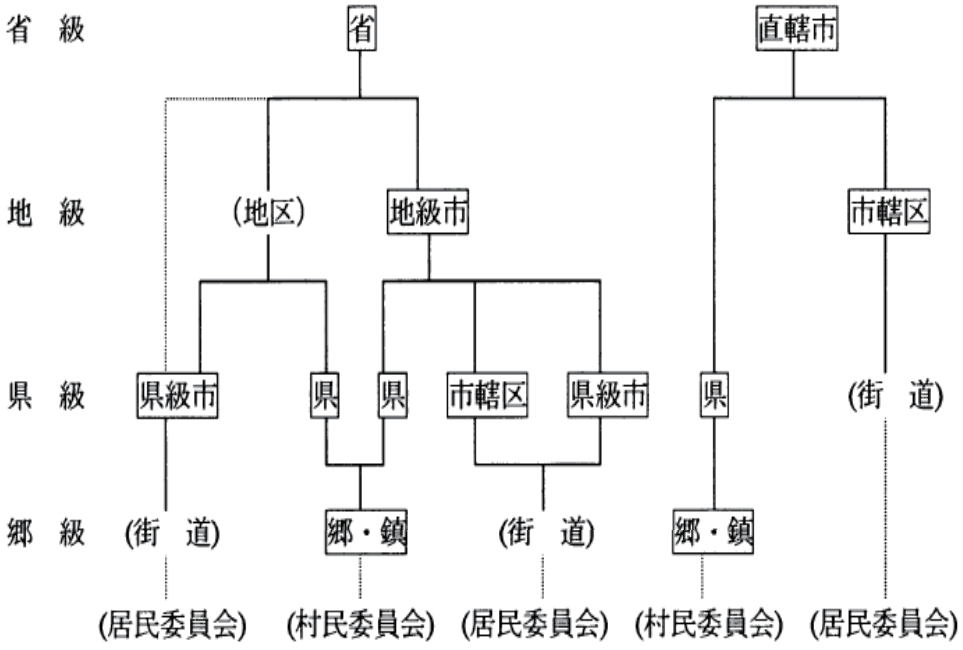

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/209-1.pdf

県レベルの財政の仕事

TABLE 2.1
Relative Shares of Expenditure at Different Government Levels, 2003 (percent)

Expenditures	Central	Provincial	Prefecture	County and Under
Total	30	18	22	30
Capital investment	44	23	22	11
Agriculture expenditure	12	46	11	31
Education	8	15	18	59
Scientific research	63	23	9	5
Health care	3	22	32	43
Social security	11	39	32	18
Government administration	19	11	22	48
Public security & procuratorial agencies, court of justice	5	25	34	36
National defense	99	1	0	0
Foreign affairs	87	13	0	0
Foreign aid	100	0	0	0
Other	29	16	25	30

SOURCES: National Bureau of Statistics of China; Ministry of Finance.

Martinez-Vazquez, J., Qiao, B., 2011. Assessing the assignment of expenditure responsibilities, in: Man, J. Y, and Hong, Y.-H. (Eds.), China's Local Public Finance in Transition. Lincoln Institute of Land Policy, Cambridge, MA, pp. 21–40.

財政支出の決定

$$G=G_U+G_A+G_S$$

$$G_U=\alpha_0+\alpha_1 UPop+\alpha_2 UPop^2+\alpha_3 UPop^{\cdot 3}+\alpha_4 UPop^{\cdot 4}$$

$$G_A=\beta_0+\beta_1 RPop+\beta_2 RPop^2+\beta_3 RPop^3+\beta_4 RPop^4$$

$$G_S=\gamma_0+\gamma_1 Area+\gamma_2 Area^2+\gamma_3 Area^3+\gamma_4 Area^4$$

一人当たりの財政支出

$$\begin{aligned}\frac{G}{Pop} = & \frac{\alpha_0}{Pop}+\alpha_1\frac{UPop}{Pop}+\alpha_2\frac{UPop^2}{Pop}+\alpha_3\frac{UPop^3}{Pop}+\alpha_4\frac{UPop^4}{Pop} \\ & +\frac{\beta_1}{Pop}+\beta_1\frac{RPop}{Pop}+\beta_2\frac{RPop^2}{Pop}+\beta_3\frac{RPop^3}{Pop}+\beta_4\frac{RPop^4}{Pop} \\ & +\frac{\gamma_0}{Pop}+\gamma_1\frac{Area}{Pop}+\gamma_2\frac{Area^2}{Pop}+\gamma_3\frac{Area^3}{Pop}+\gamma_4\frac{Area^4}{Pop}\end{aligned}$$

Pop=UPop+RPop

$$\frac{G}{Pop} = \alpha_1 + \theta \frac{NTowns}{Pop}$$

$$+\delta \frac{1}{Pop} + \alpha_2 \frac{UPop^2}{Pop} + \alpha_3 \frac{UPop^3}{Pop} + \alpha_4 \frac{UPop^4}{Pop}$$

$$+\phi \frac{RPop}{Pop} + \beta_2 \frac{RPop^2}{Pop} + \beta_3 \frac{RPop^3}{Pop} + \beta_4 \frac{RPop^4}{Pop}$$

$$+\gamma_1 \frac{Area}{Pop} + \gamma_2 \frac{Area^2}{Pop} + \gamma_3 \frac{Area^3}{Pop} + \gamma_4 \frac{Area^4}{Pop} + u$$

Data

2009年度のデータ

面積データ:

China County Statistical Yearbook 2009

財政、人口データ:
2009 National Prefecture, City, County Fiscal Statistical Book

- 県(区)財政支出合計
- (県(区)一般予算支出:これ以外に、政府系ファンドと予算外支出がある。)
- 面積　平方キロ・メートル
- 郷鎮の個数。
- 年末人口数
- 農村人口数

Note 1: Total means total number of county level jurisdictions reported by China Statistical Yearbook in 2010.
Note2: Sample means the number of observations used in this paper and coverage is coverage ratio of the “sample” to “total.”

County	Sample	Total	Coverage
Beijing Municipality	5	18	0.278
Tianjin Municipality	4	16	0.250
Hubei Province	138	172	0.802
Shanxi Province	97	119	0.815
Inner Mongolia Autonomous Region	81	101	0.802
Liaoning Province	43	100	0.430
Jilin Province	41	60	0.683
Heilongjiang Province	65	128	0.508
Shanghai Municipality	3	18	0.167
Jiangsu Province	57	106	0.538
Zhejiang Province	55	90	0.611
Anhui Province	61	105	0.581
Fijian Province	57	85	0.671
Jiangxi Province	80	99	0.808
Shandong Province	91	140	0.650
Henan Province	107	159	0.673
Hubei Province	66	103	0.641
Hunan Province	84	122	0.689
Guangdong Province	74	121	0.612
Guangxi Province	81	109	0.743
Hainan Province	16	20	0.800
Changing Municipality	26	40	0.650

Variables	Mean	Standard Deviation	Minimum	Maximum
Original Data				
G	118863.8	104488.1	300	1504195
Pop	47.31635	34.89929	0.7	223.9
$RPop$	38.76117	30.29445	0.1	193.6
$Area$	4294.808	9945.455	86	198318
$NTowns$	14.70201	7.995951	1	72
Transformed Data				
$\frac{G}{Pop}$	3363.36	2814.228	34.09091	34087.64
$\frac{1}{Pop}$	0.054245	0.10624	0.004466	1.42857
$\frac{UPop}{Pop}$	0.20093	0.14346	0	0.99342
$\frac{RPop}{Pop}$	0.79907	0.14346	0.006579	1
$\frac{Area}{Pop}$	644.5605	4058.228	2.56667	85662.23
$\frac{NTowns}{Pop}$	0.5652	0.76666	0.031646	8.57143

OLSによる推計:
N=2037

	Coefficient	t-value	Robust t-value
Constant	19860.4	**23.842**	**10.526**
$\frac{NTowns}{Pop}$	1002.82	**7.980**	**4.573**
$\frac{1}{Pop}$	115.802	0.090	0.005
$\frac{UPop^2}{Pop}$	-1621.85	**-13.424**	**-6.543**
$\frac{UPop^3}{Pop}$	56.5807	**10.917**	**5.849**
$\frac{UPop^4}{Pop}$	-0.57576	**-9.4678**	**-5.485**
$\frac{RPop}{Pop}$	-19200.8	**-18.218**	**-8.712**
$\frac{RPop^2}{Pop}$	0.095896	0.006	0.003
$\frac{RPop^3}{Pop}$	0.084069	0.387	0.273
$\frac{RPop^4}{Pop}$	-0.00066	-0.710	-0.637
$\frac{Area}{Pop}$	0.178648	1.580	0.051
$\frac{Area^2}{Pop}$	-2.5E-06	-0.777	-0.021
$\frac{Area^3}{Pop}$	2.58E-11	0.810	0.021
$\frac{Area^4}{Pop}$	-8.9E-17	-0.960	-0.024
Adj R^2		0.4987	
LM-hetero		**85.507**	
RESET		**52.927**	
Jarque–Bera		**75719.2**	

残差の分析

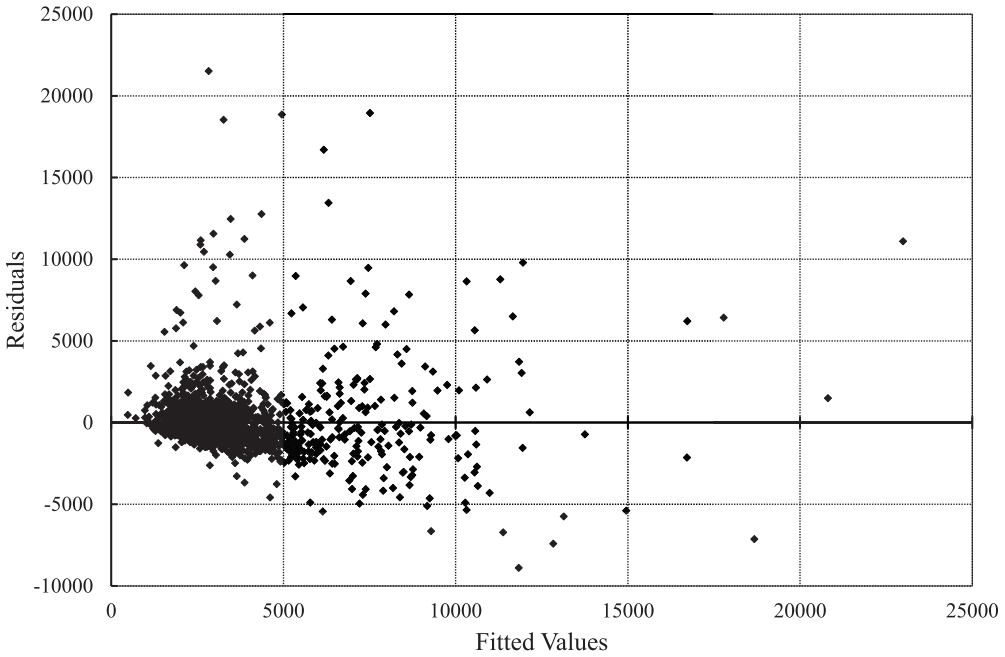

Quantile Regression による推計

quantiles	0.10	0.25	0.5	0.75	0.90	OLS
Constant	**9865.556**	**12879.36**	**16433.2**	**19494.19**	**23919.46**	**19595.94**
$\frac{NTowns}{Pop}$	372.7542	**310.7989**	**594.6125**	**1329.612**	2163.313	5.34297
$\frac{1}{Pop}$	2965.341	**3612.943**	**1550.574**	1299.058	-3512.63	**980.2919**
$\frac{UPop^2}{Pop}$	**-708.287**	**-1004.27**	**-1298.16**	**-1540.59**	**-1887.98**	**-1590.68**
$\frac{UPop^3}{Pop}$	**20.67388**	**32.16626**	**42.61537**	**53.8526**	**76.49473**	**55.56158**
$\frac{UPop^4}{Pop}$	-0.18161	**-0.31268**	**-0.41115**	**-0.54328**	**-0.83928**	**-0.56619**
$\frac{RPop}{Pop}$	**-9113.59**	**-12080.4**	**-15627.1**	**-18605.9**	**-22888.9**	**-18819.8**
$\frac{Area}{Pop}$	0.12268	0.18421	**0.39747**	**0.27226**	0.44509	0.19418
$\frac{Area^2}{Pop}$	-2.88E-06	-2.83E-06	**-7.61E-06**	-4.83E-06	-7.99E-06	-2.9E-06
$\frac{Area^3}{Pop}$	1.73E-11	9.67E-12	**4.85E-11**	**6.95E-11**	8.22E-11	2.84E-11
$\frac{Area^4}{Pop}$	-1.77E-17	8.49E-18	**-9.67E-17**	**-2.65E-16**	-2.77E-16	-9.6E-17
R^2	0.46899	0.4791	0.48777	0.48514	0.47876	0.50135

人口の分布

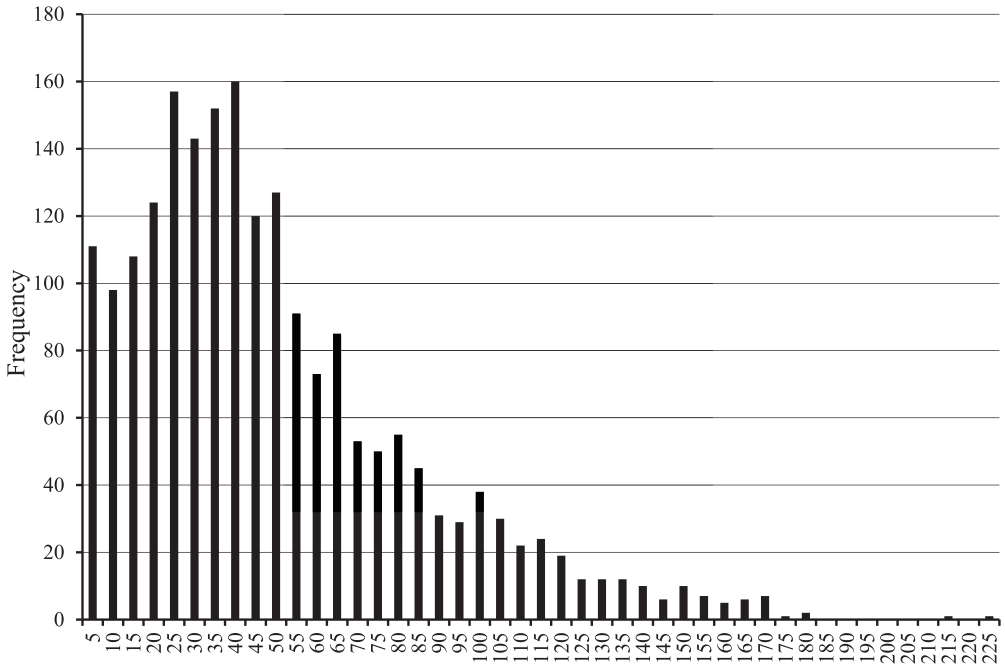

都市人口の分布

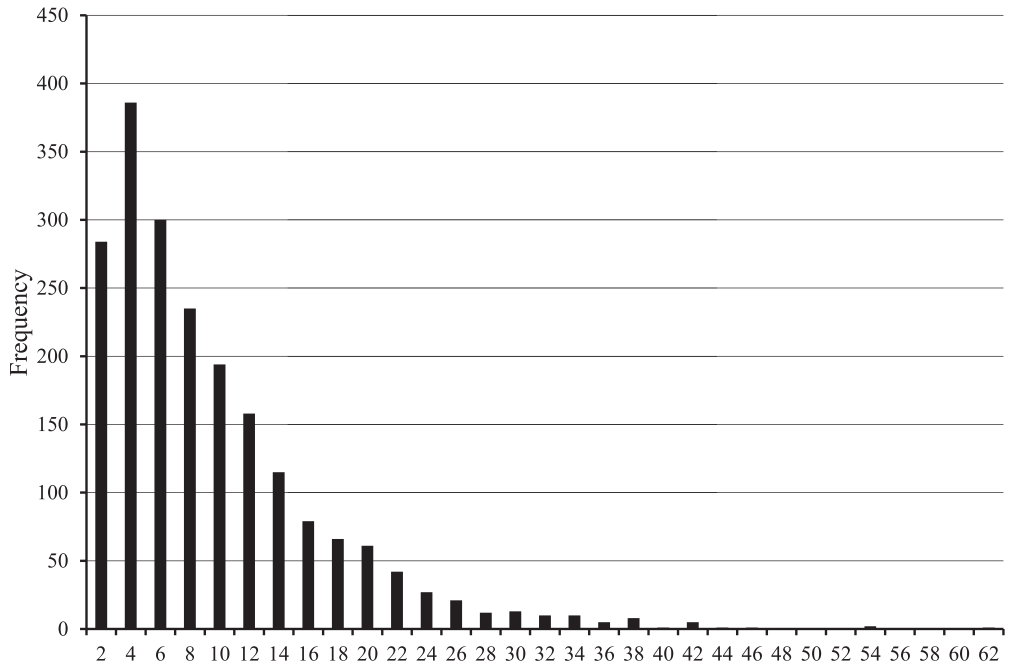

都市人口と一人当たり財政支出

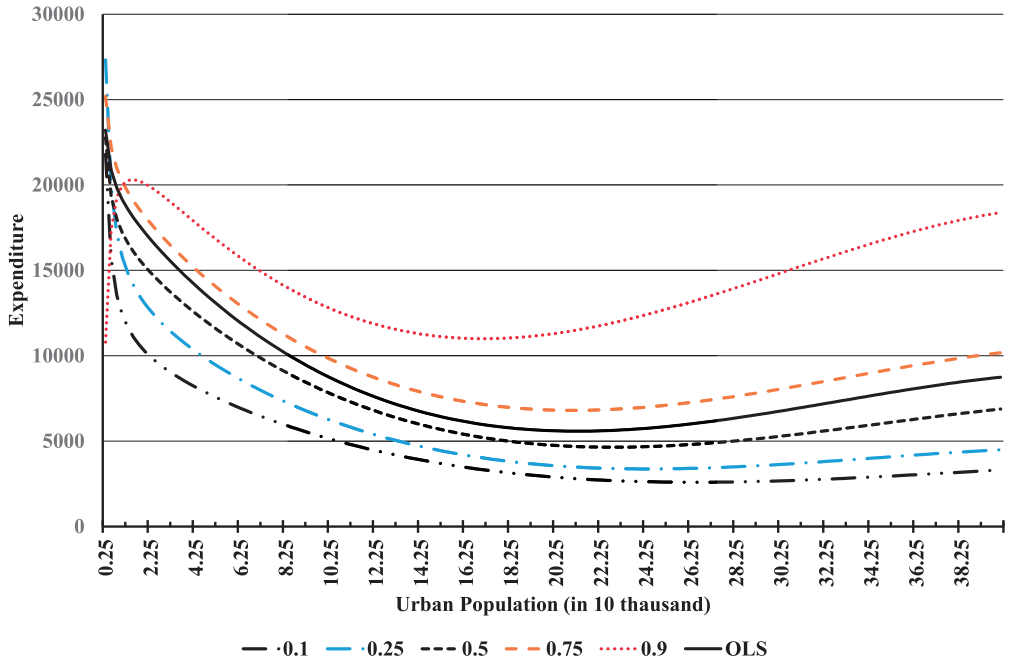

Urban population to minimize government expenditures

OLS	212000
0.1	264500
0.25	243500
0.5	227500
0.75	210000
0.9	170500

農村人口の分布

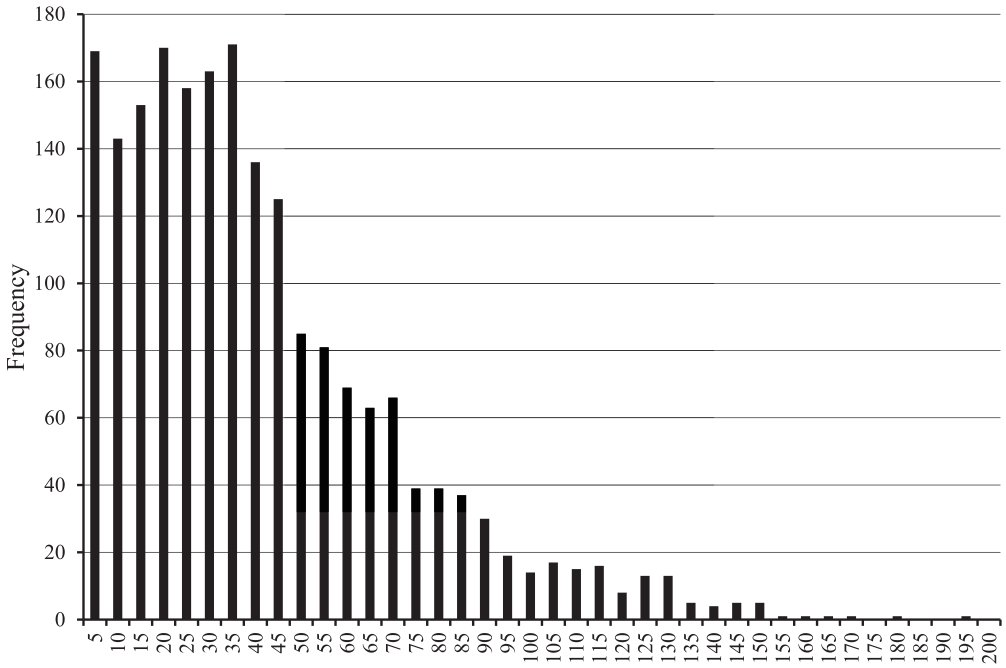

農村人口と一人当たり財政支出

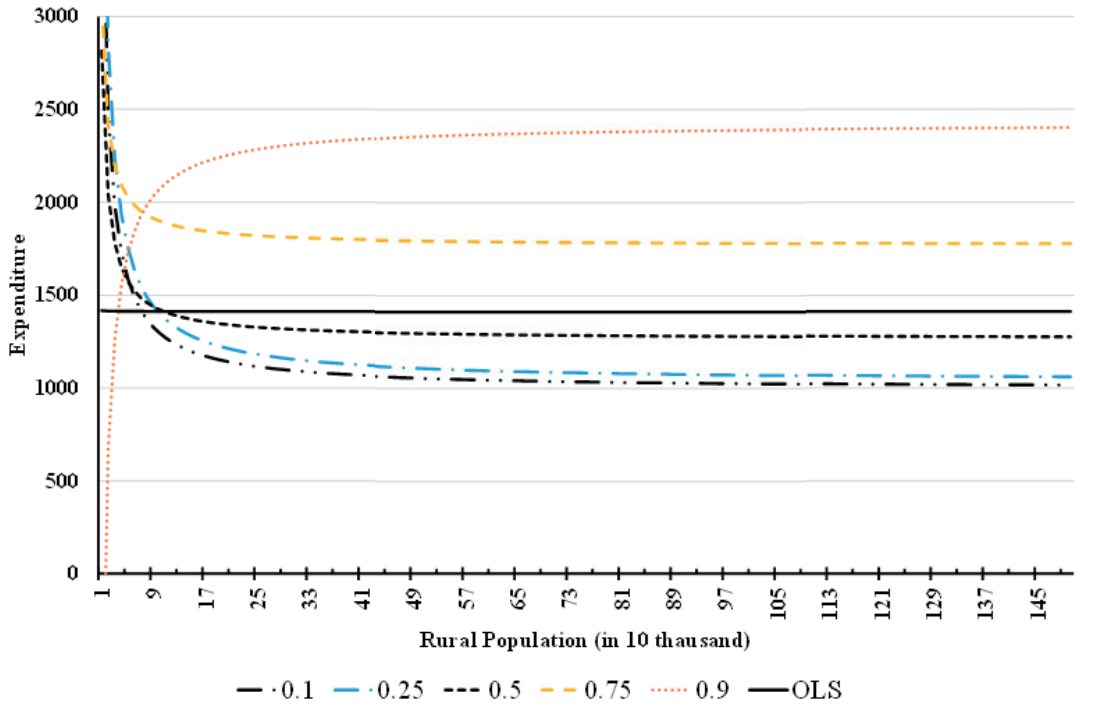

面積の分布

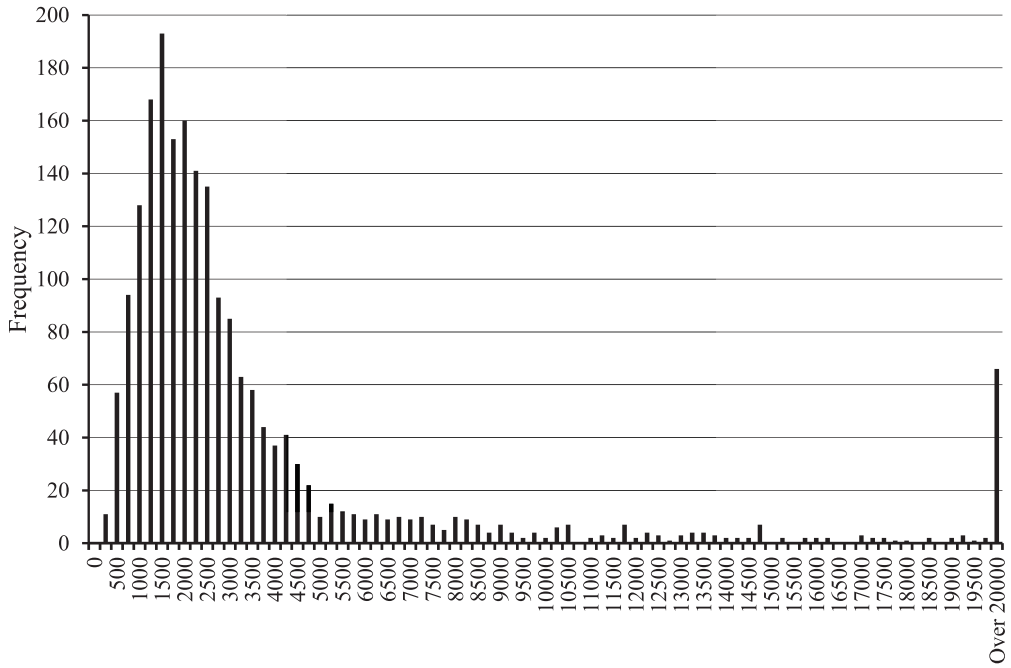

面積(人口密度：Pop=38.9)と一人当たり財政支出

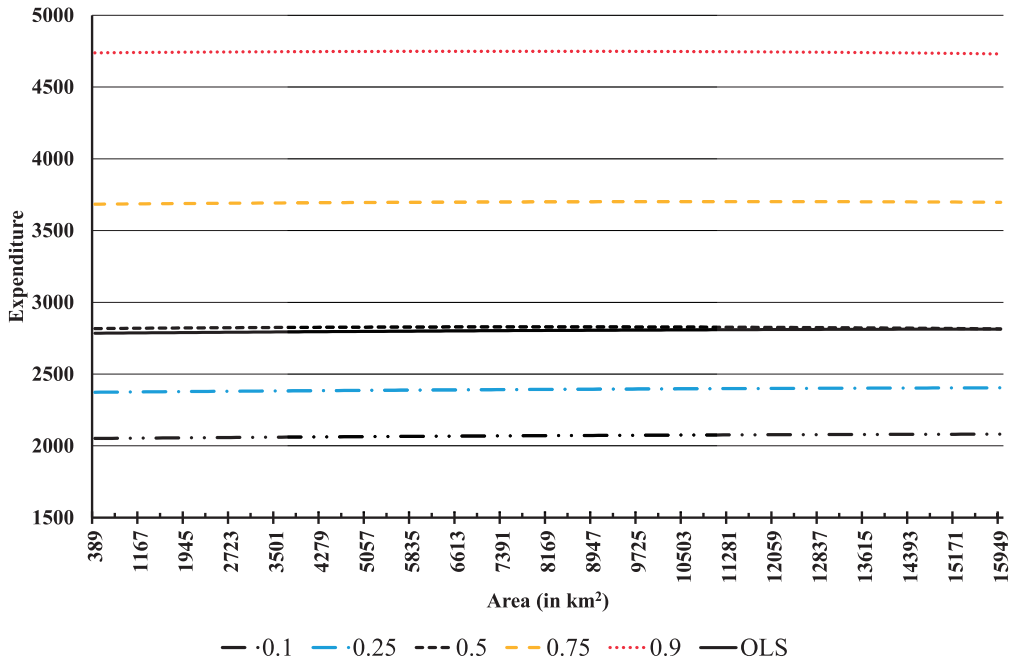

分析結果のまとめ

- 県レベルの一人当たりの財政支出は、
  都市人口が、17万~25万人の間で、最小となる

- 県レベルの一人当たりの財政支出は、
  農村人口、面積(人口密度)の規模とは関係ない

農村人口の比率が高い県では、財政支出は人口比例的に決定されるため、効率的な規模というものは存在しない。

今後、県レベルでの都市化が進むと、都市人口人口が、17万~25万人となるように県を設定するのが、財政支出からいえば効率的である。

ご清聴ありがとうございました

夕張市の現状と課題

関西大学経済学部教授
橋本恭之
兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科准教授
木村真

総務省第4回基本問題研究会　2014年2月

はじめに

- 財政再建計画と財政再生計画
- 夕張市財政の現状
- 超過課税の影響について

財政再建計画と財政再生計画の経緯

2006年6月10日	北海道新聞　巨額負債報道
2007年3月	夕張市財政再建計画（旧法：地方財政再建促進特別措置法に基づき策定）
2007年6月22日	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19 年法律第94 号）
2010年3月	夕張市財政再生計画（地方公共団体財政健全化法に基づき策定）
2011年4月24日	鈴木直道市長就任

財政再建計画（2007年）の概要

個人市民税の均等割	3,000円→3,500円
所得割の税率	6%→6.5%
固定資産税税率	1.4%→1.45%
軽自動車税	現行税率（標準税率）の1.5倍へ
入湯税	宿泊客　150円

財政再建計画（2007年）の概要

職員数	平成18年4月現在　269人　→平成22年度　103人
一般職給与	給料月額　平均30%削減
特別職給与	平均　60%以上削減
物件費	平成17年度決算額比　4割程度削減
扶助費	原則単独事業廃止 （例外：敬老乗車証自己負担　1回200円→300円
投資的経費	災害復旧以外実施しない
観光事業会計	平成19年3月末日閉鎖

財政再生計画（2010年）の概要

計画期間	平成21年度から平成41年度まで21年間
解消すべき赤字額	322億円：平成20年度決算額 標準財政規模(46億円)の約7倍
給 与	給料月額　平均20%削減（再建計画30%減）
敬老パス	自己負担額の引下げ（300円→100円）
保育料	引上げを中止し、平成21年度の水準で据置き
再生振替特例債	借入額 32，199，000，000円 利 率 年 1．5% （再生振替特例債の利子の一部を国・道が負担）

財政再建、再生計画と決算額：地方税

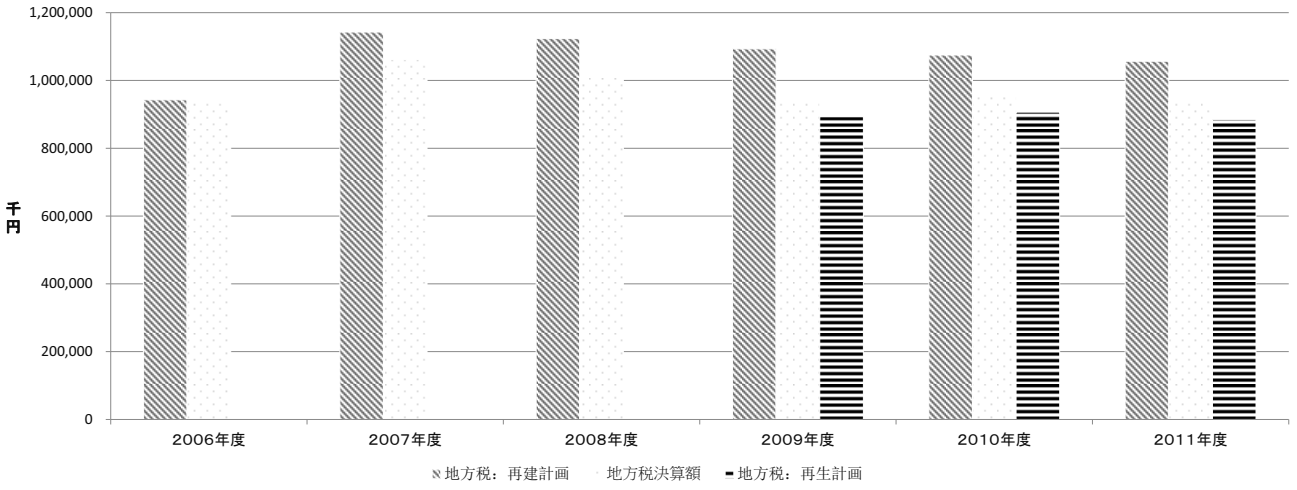

出所：総務省『市町村決算カード』、「夕張市財政再建計画」、「夕張市財政再生計画」より作成。

財政再建、再生計画と決算額：交付税

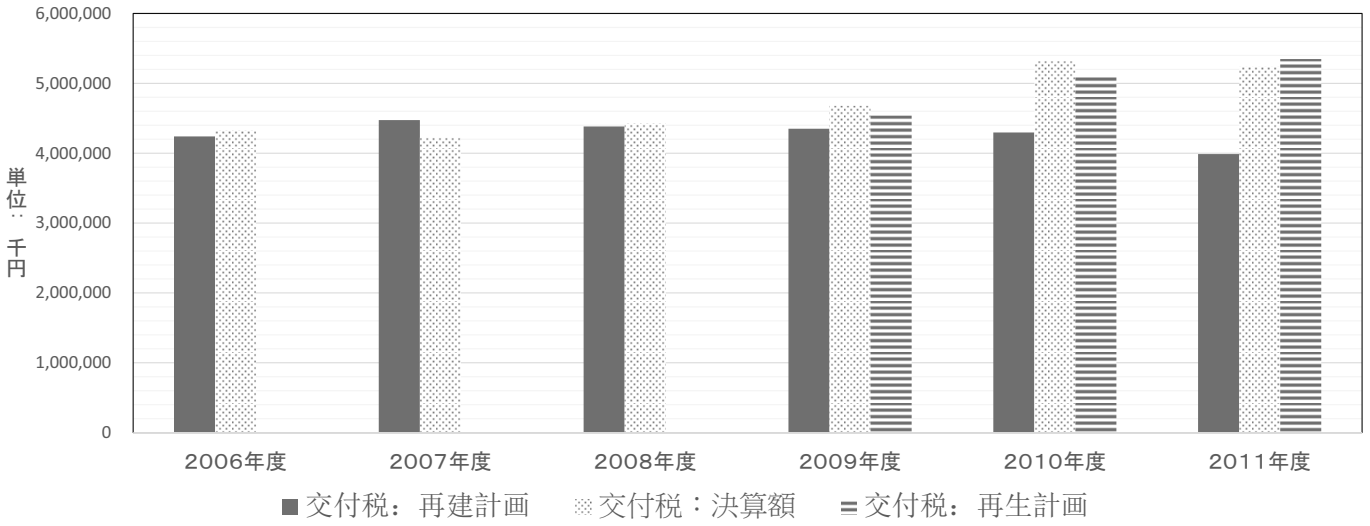

出所：総務省『市町村決算カード』、「夕張市財政再建計画」、「夕張市財政再生計画」より作成。

財政再建、再生計画と決算額：国・道支出金

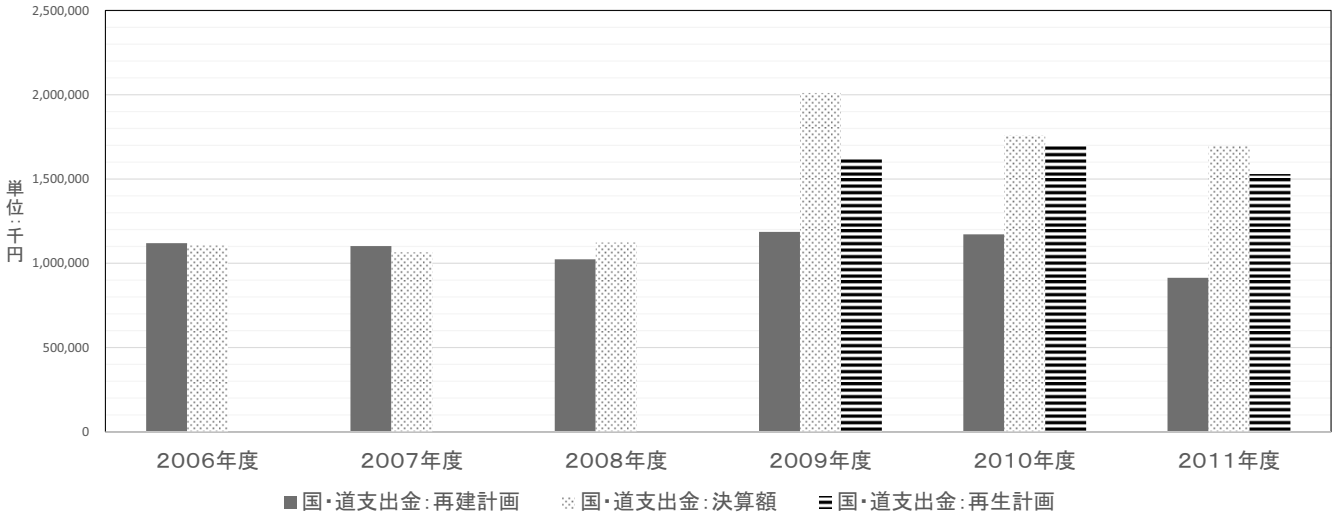

出所：総務省『市町村決算カード』、「夕張市財政再建計画」、「夕張市財政再生計画」より作成。

財政再建、再生計画と決算額：人件費

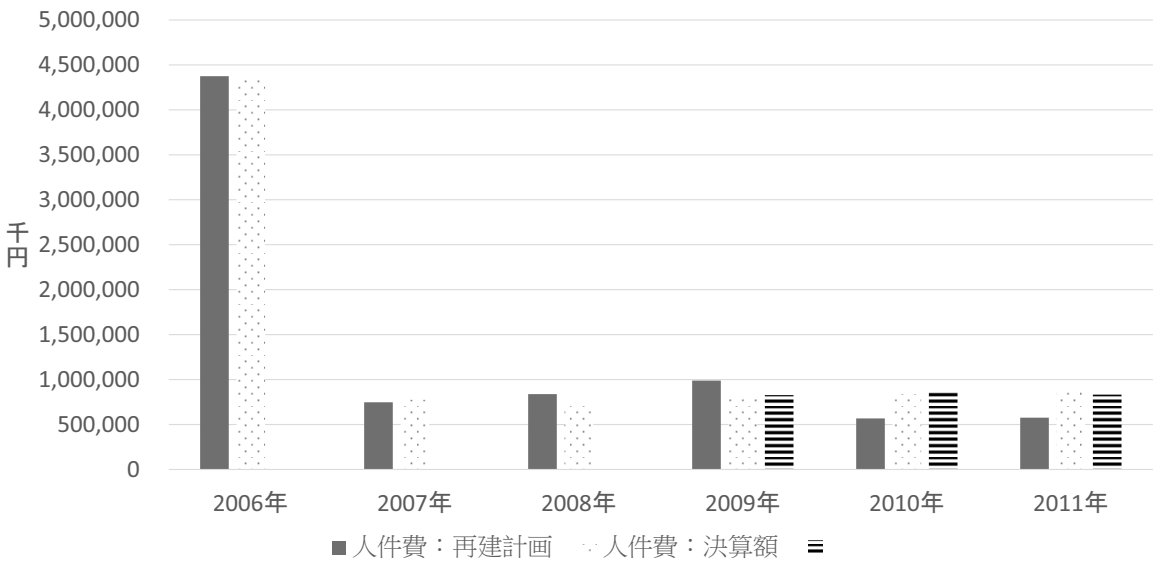

出所：総務省『市町村決算カード』、「夕張市財政再建計画」、「夕張市財政再生計画」より作成。

財政再建、再生計画と決算額：物件費

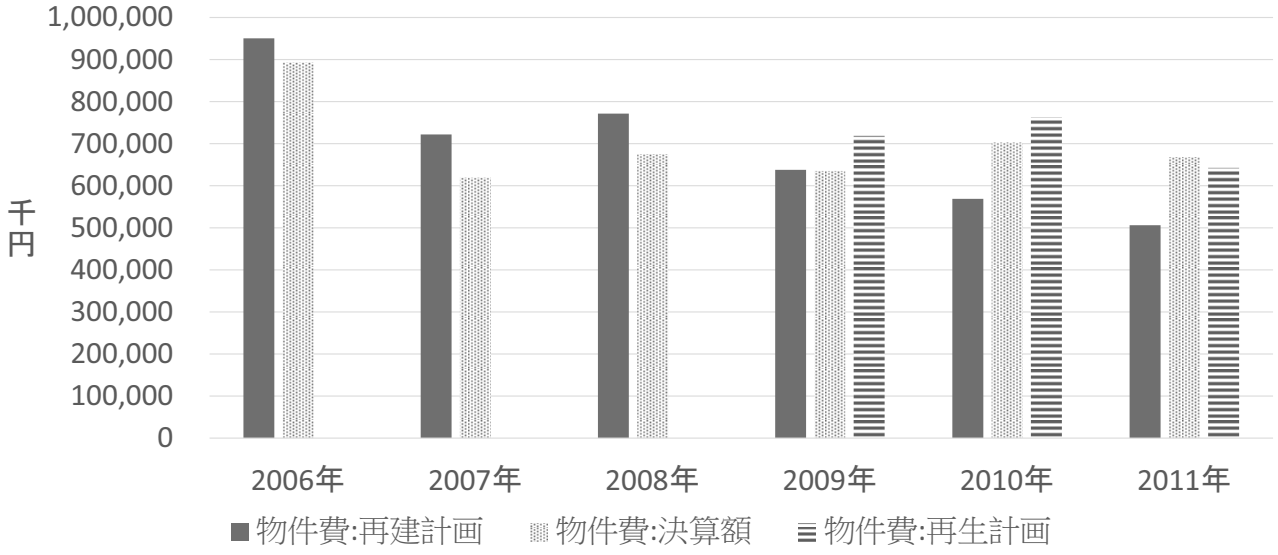

出所：総務省『市町村決算カード』、「夕張市財政再建計画」、「夕張市財政再生計画」より作成。

夕張市の債務状況

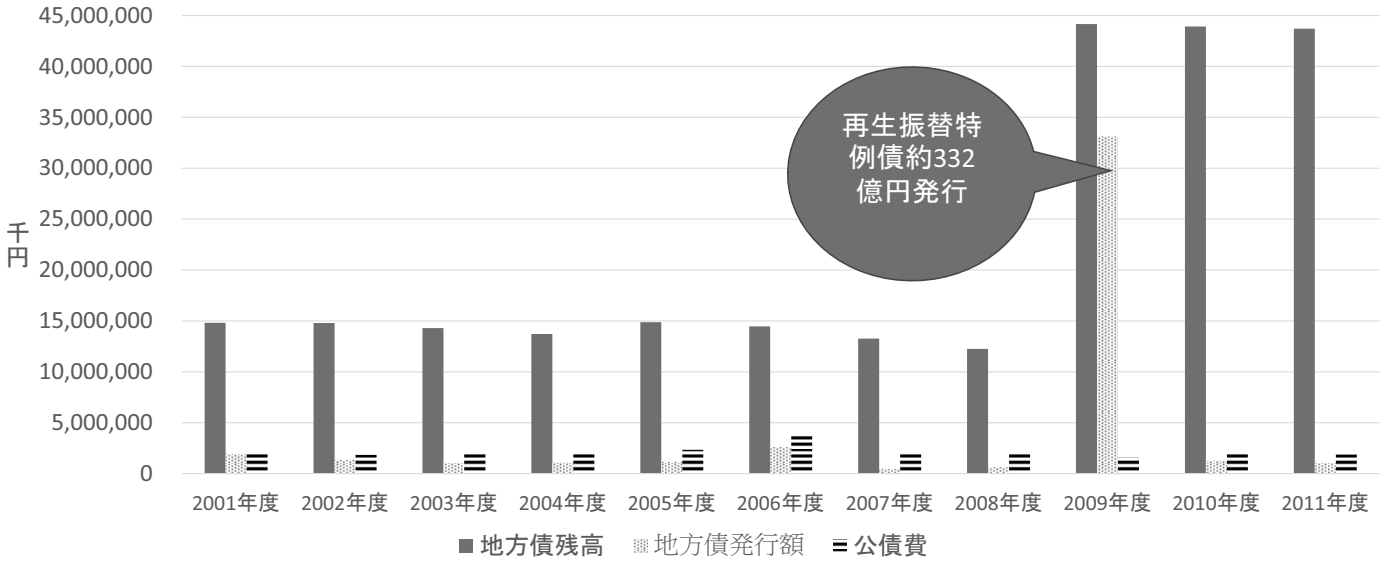

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

夕張市の主要歳入項目の推移

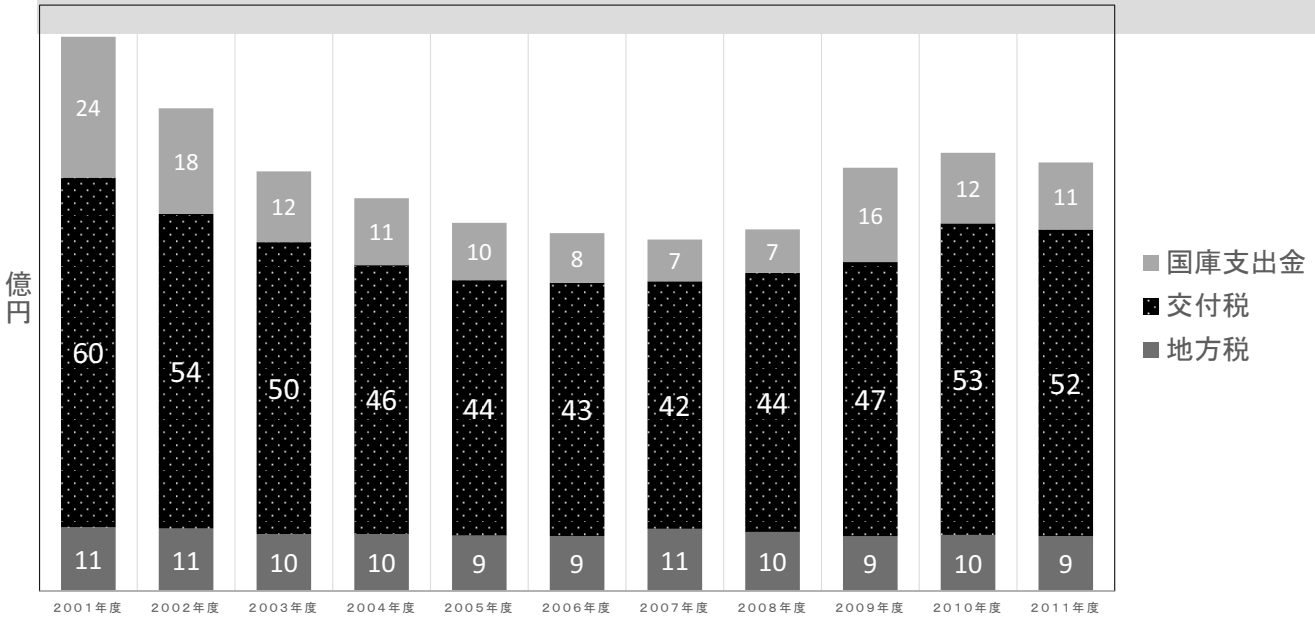

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

主要税目の推移

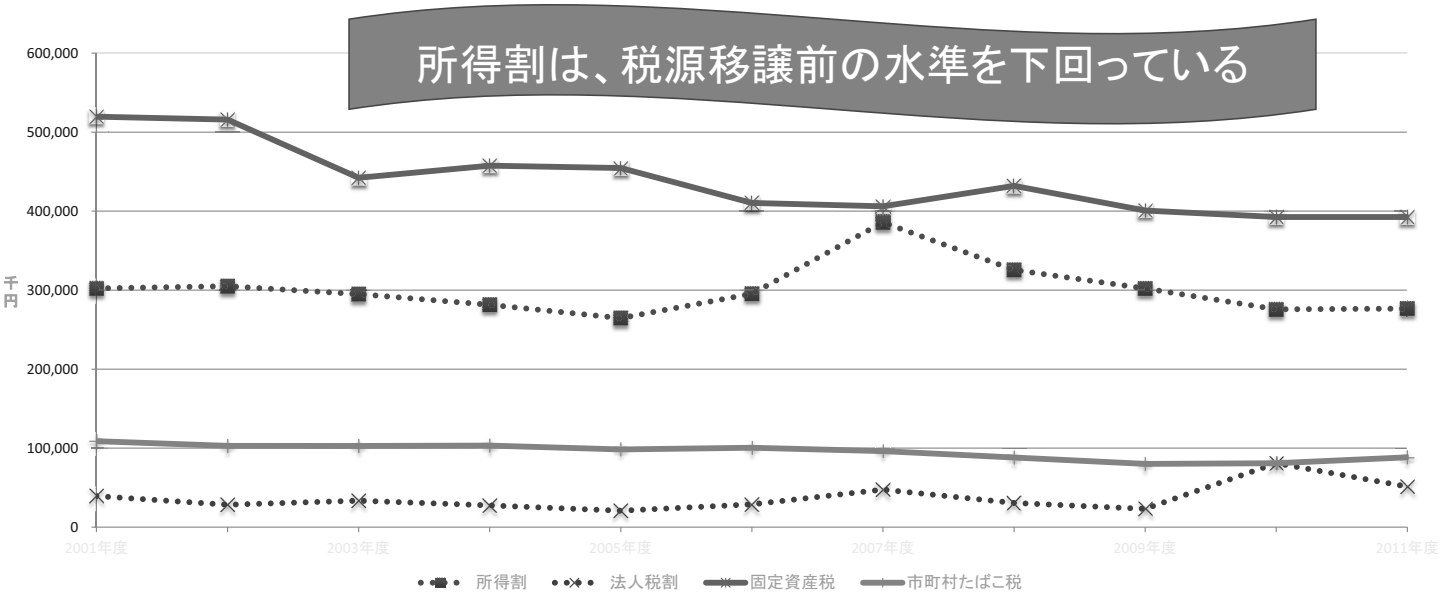

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

主要歳入項目の比較

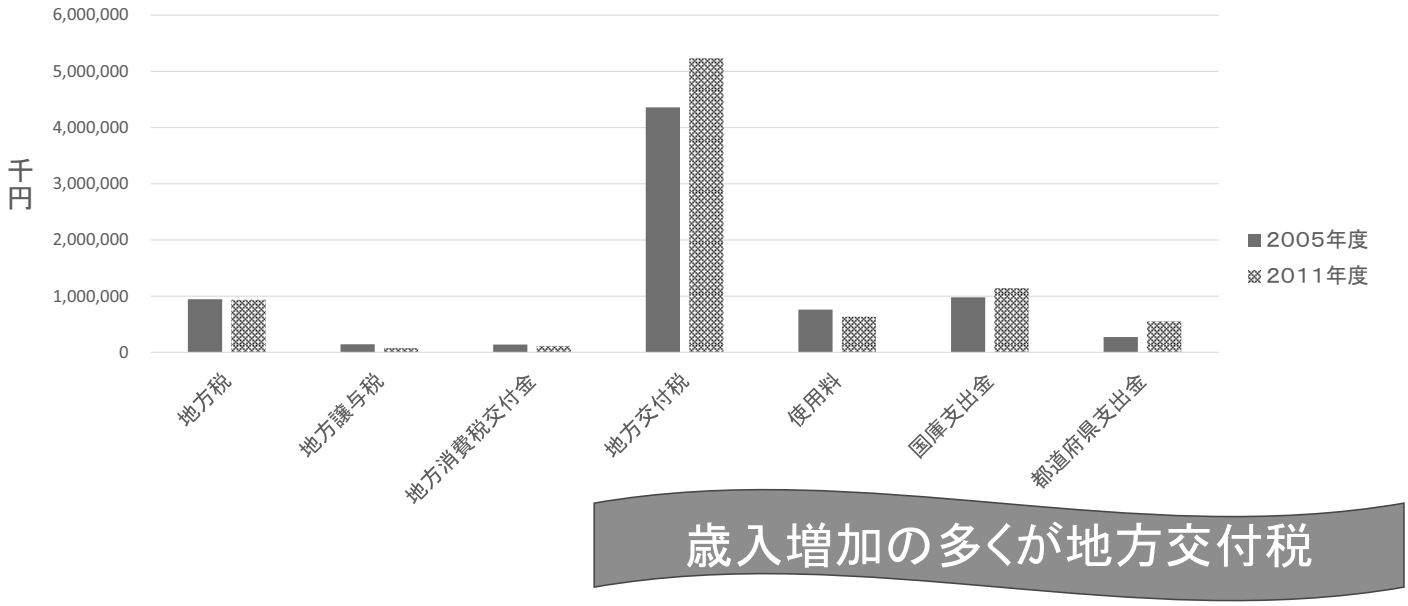

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

主要税目の比較

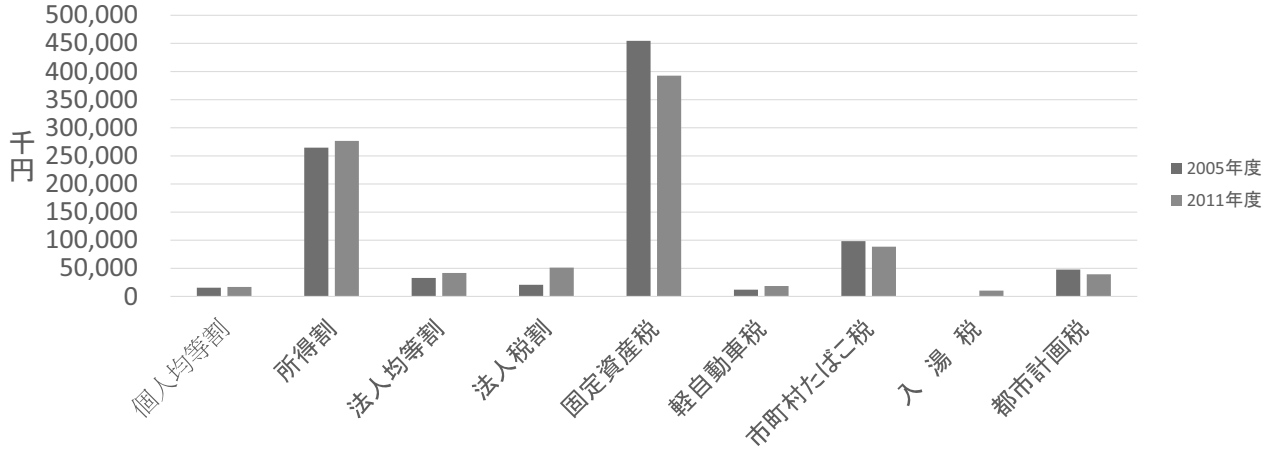

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

主要歳出項目の推移

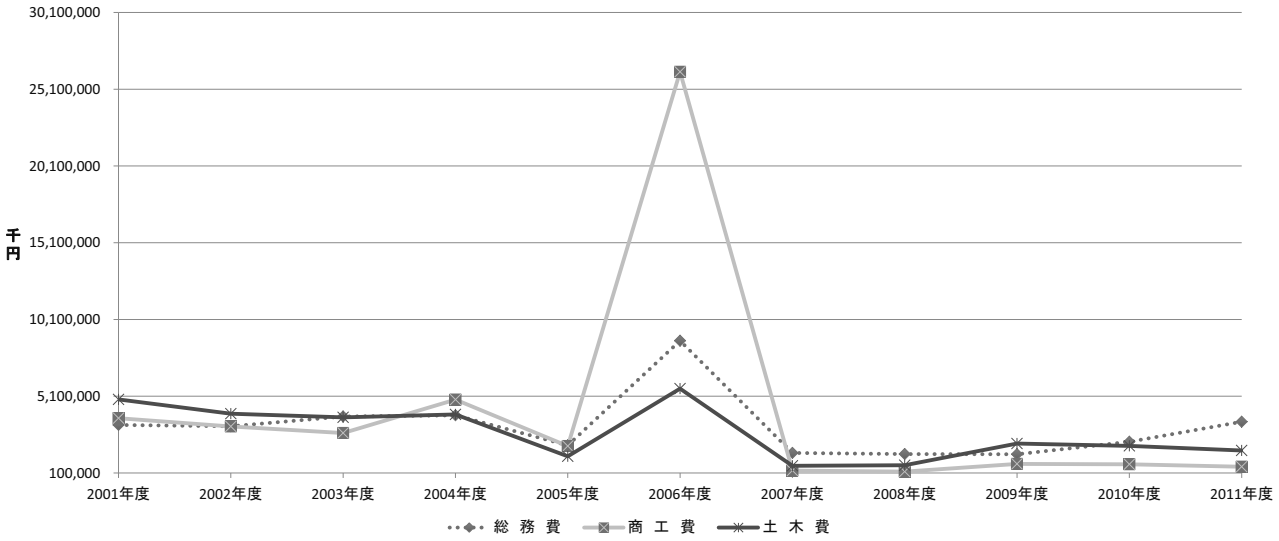

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

その他の歳出項目の推移

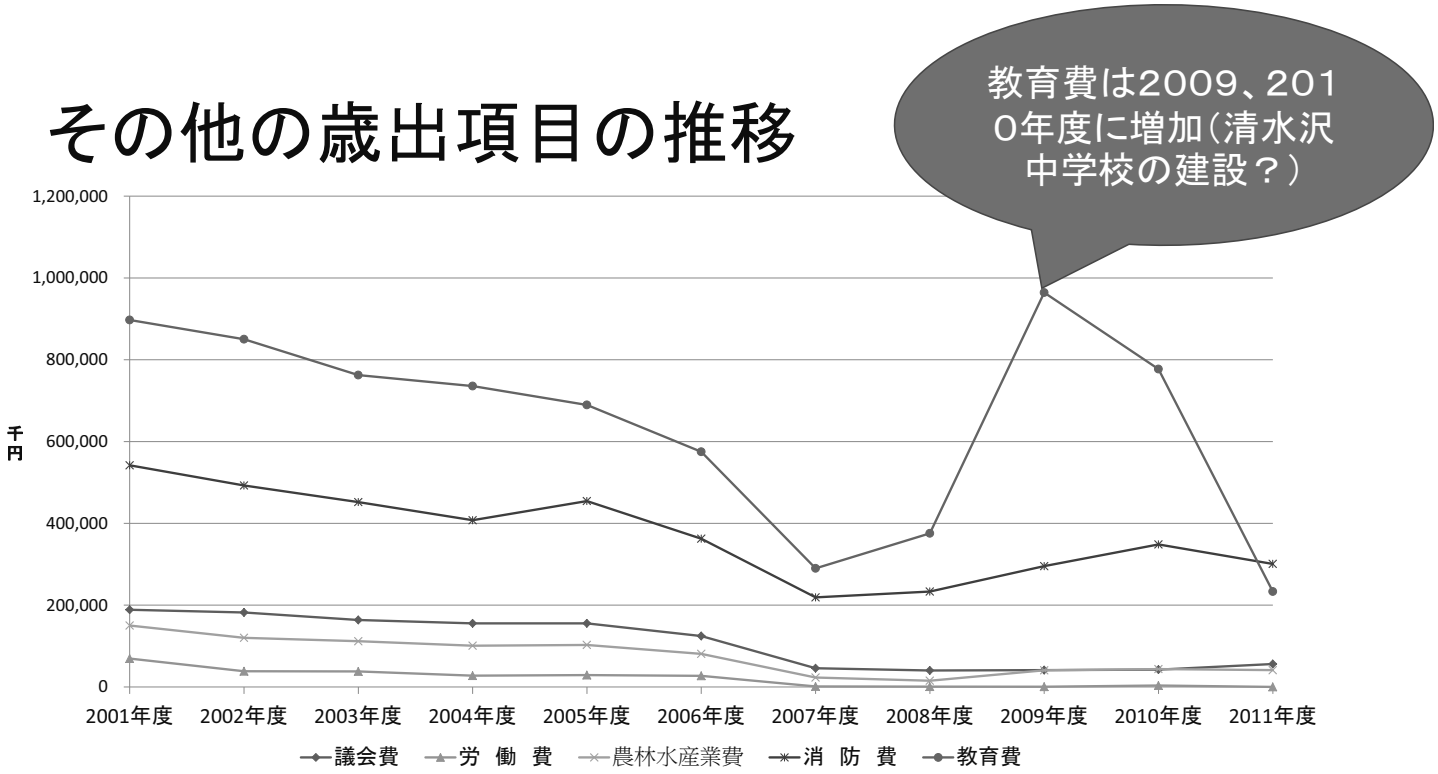

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

性質別歳出の推移

人件費、補助費、公債費が大幅減

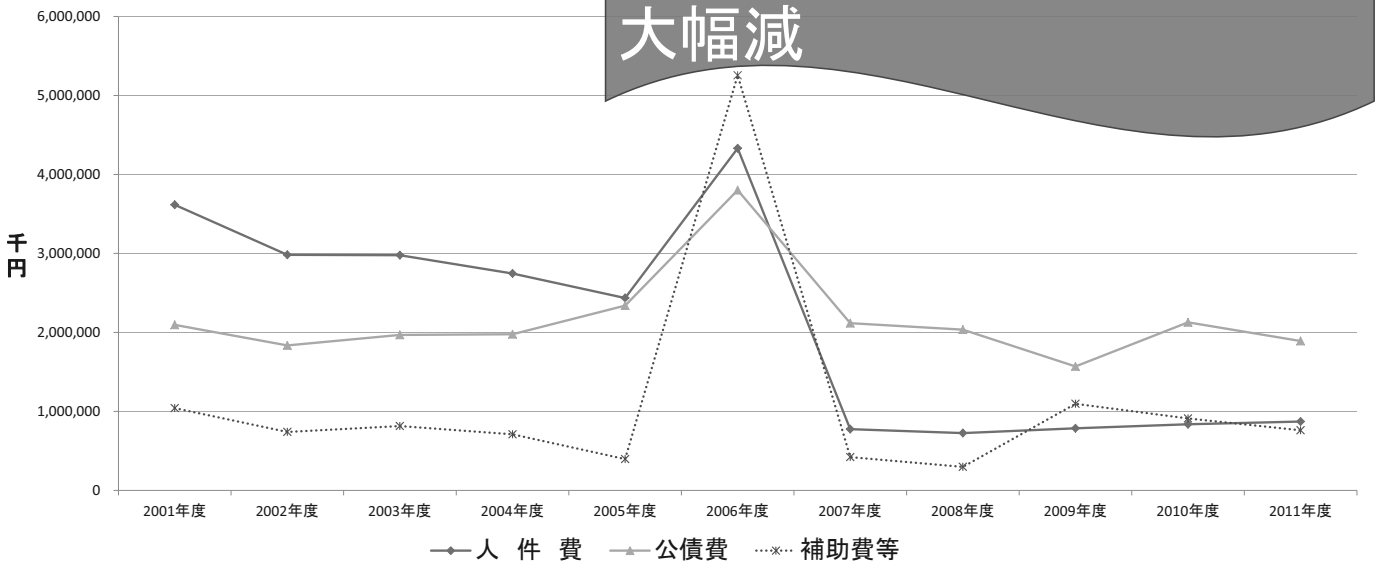

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

夕張市職員数の推移

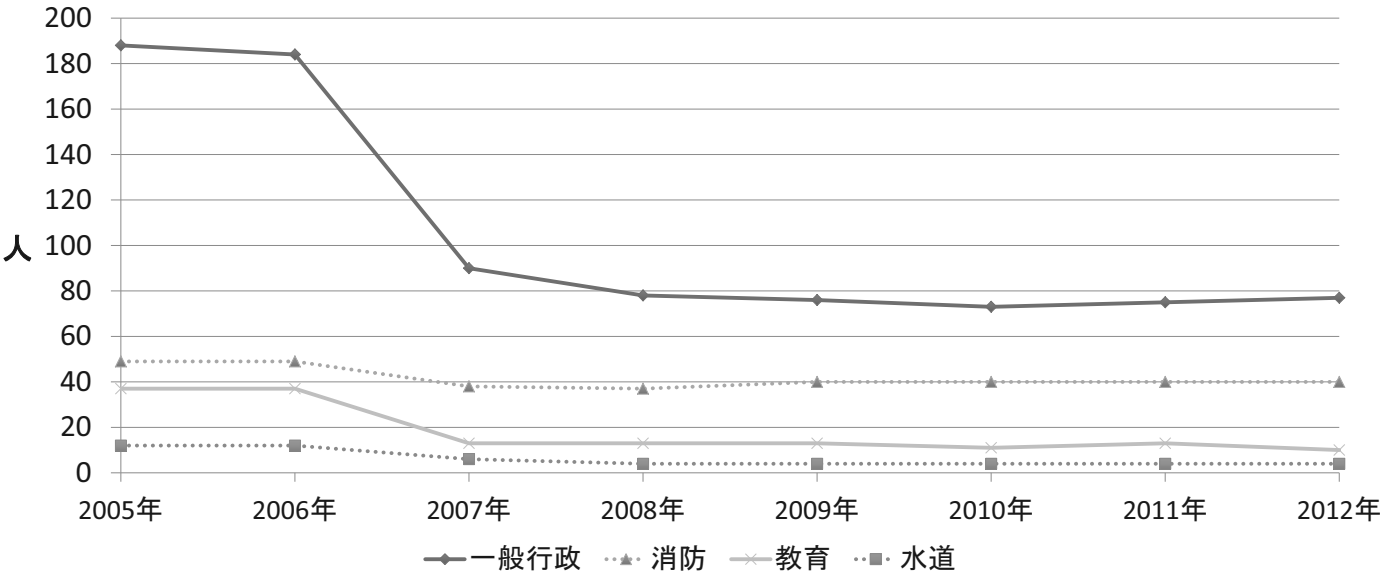

出所：夕張市ホームページより作成。

夕張市と周辺の市長の給料（月額）

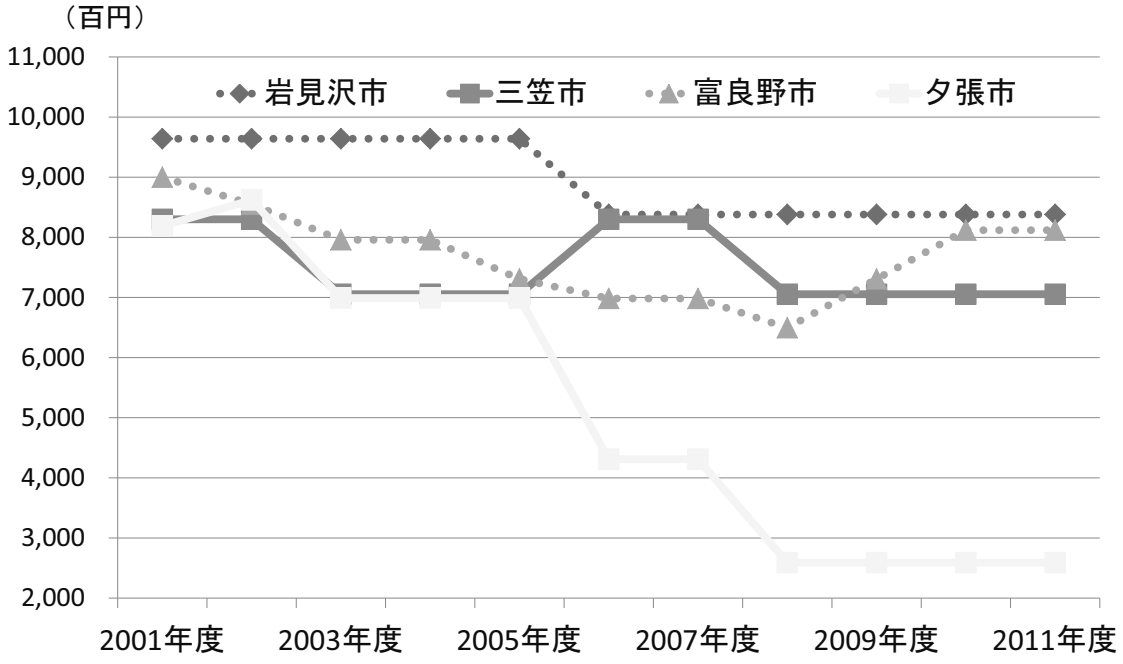

決算カードより作成

夕張市長の給料（月額）

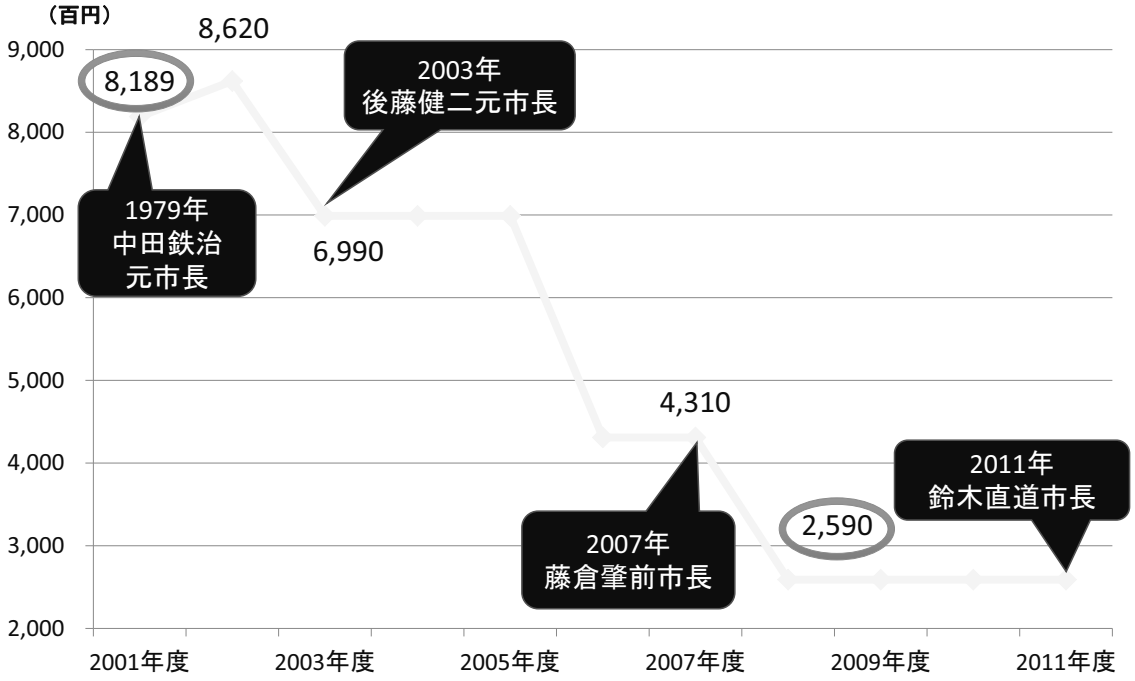

人件費の推移

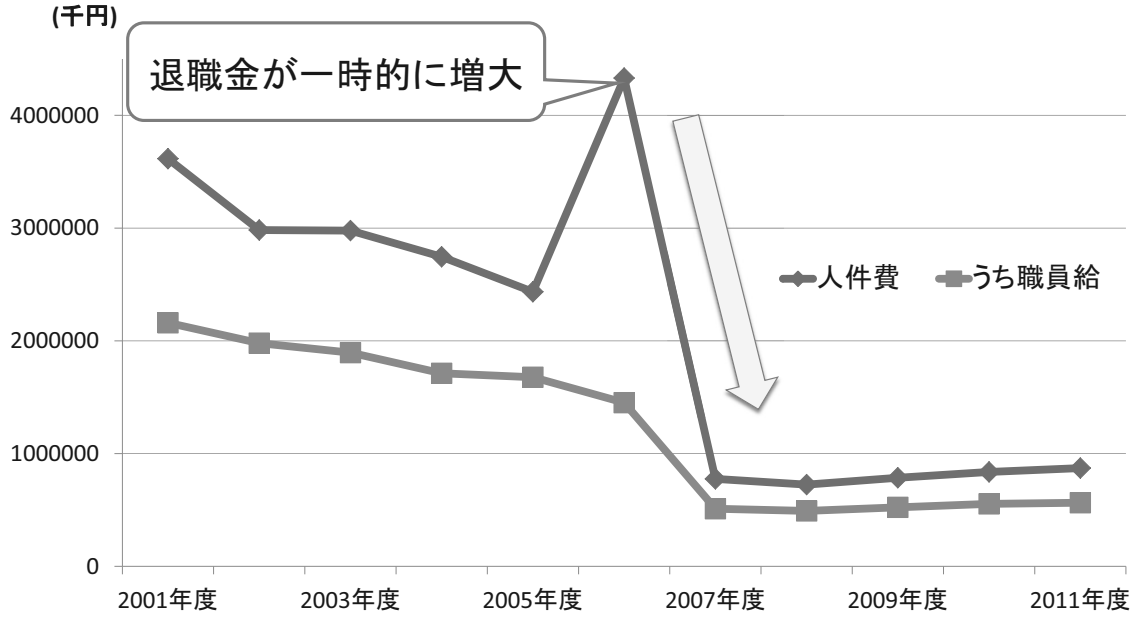

類似市町村との比較：人口減少数

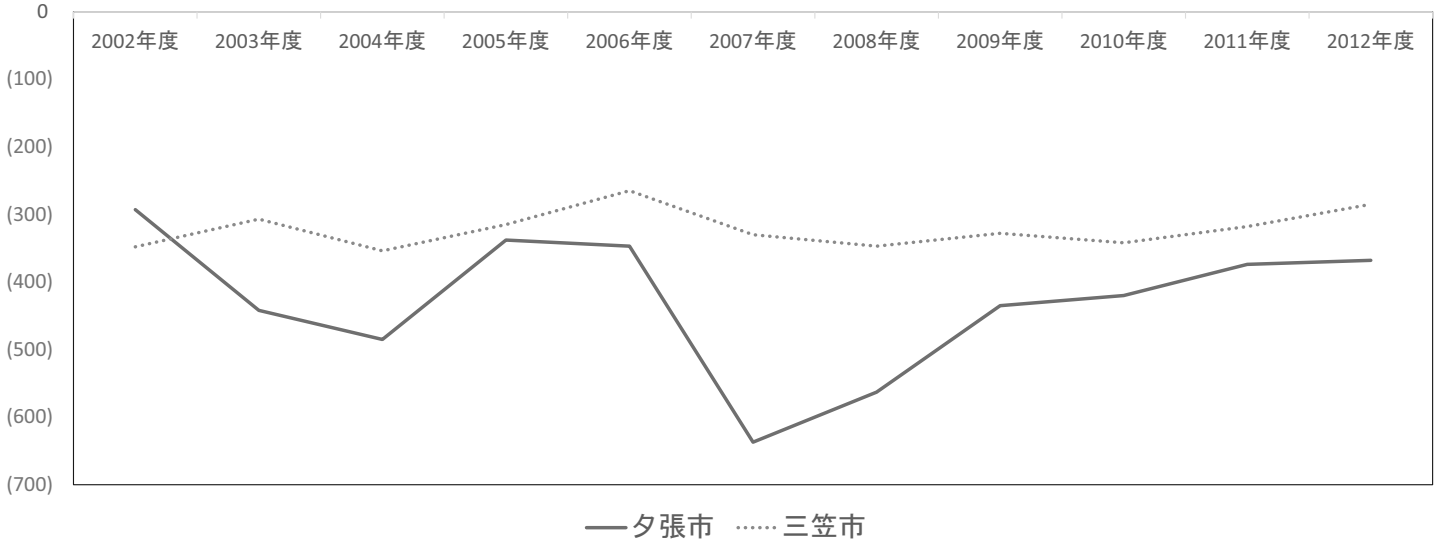

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：人口転出者数

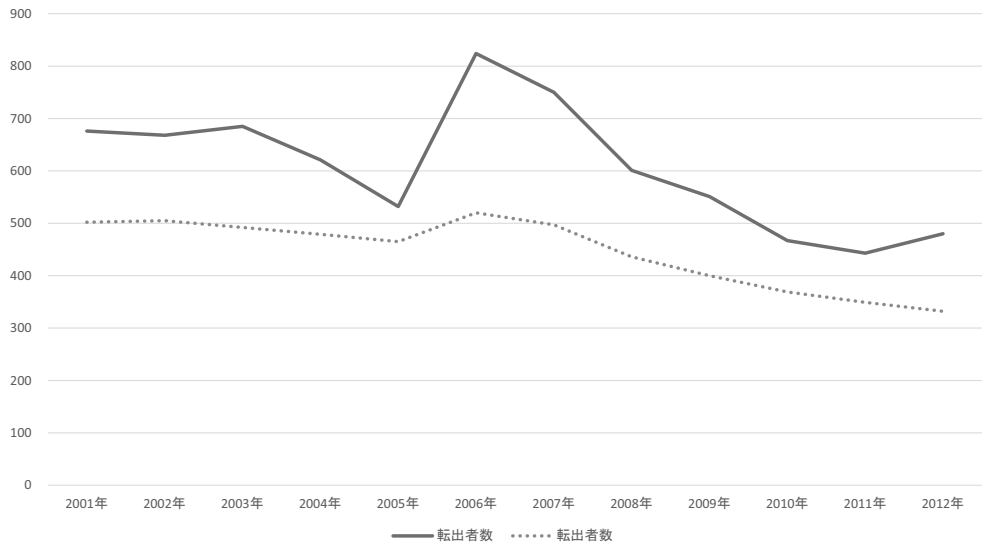

出所：北海道庁HP http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/900brr/index2.htm(閲覧日)2013年8月28日）より作

類似市町村との比較：人口転入者数

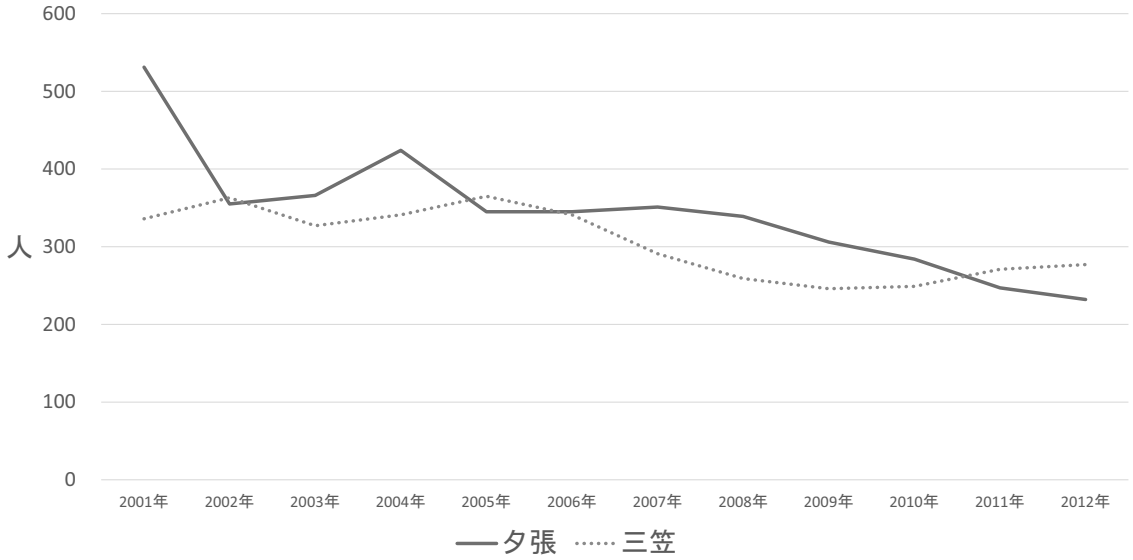

出所：北海道庁HP http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/900brr/index2.htm(閲覧日)2013年8月28日）より作成。

類似市町村との比較：地方税収

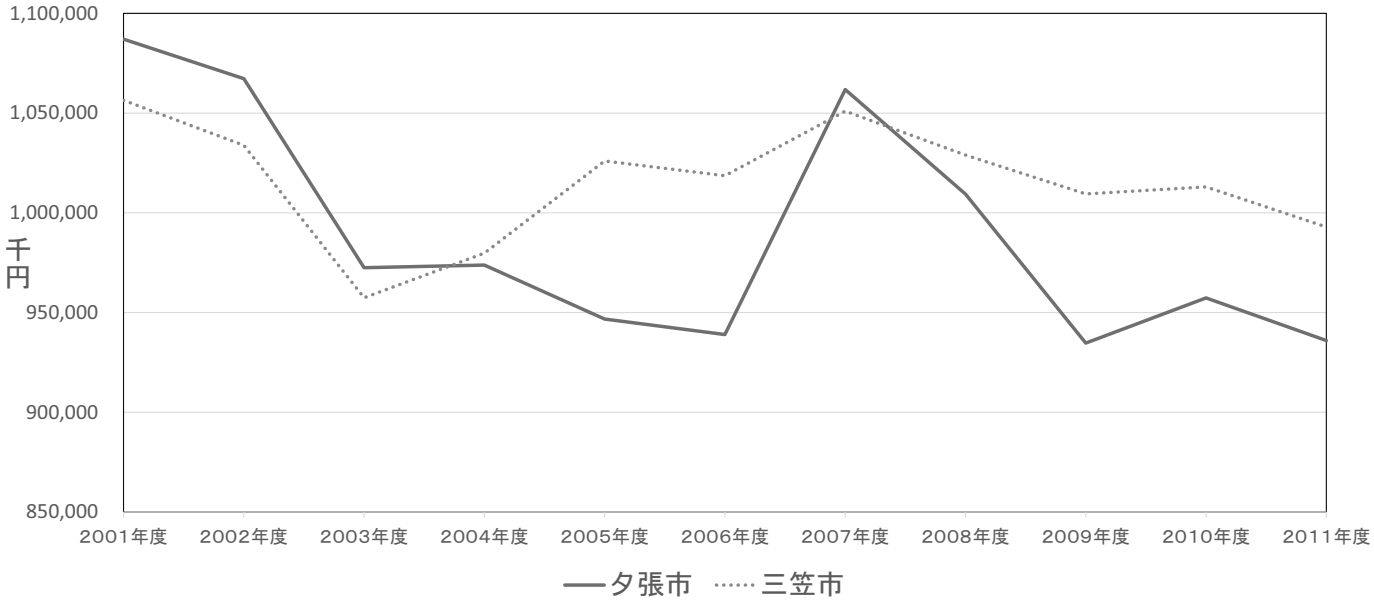

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：個人住民税所得割

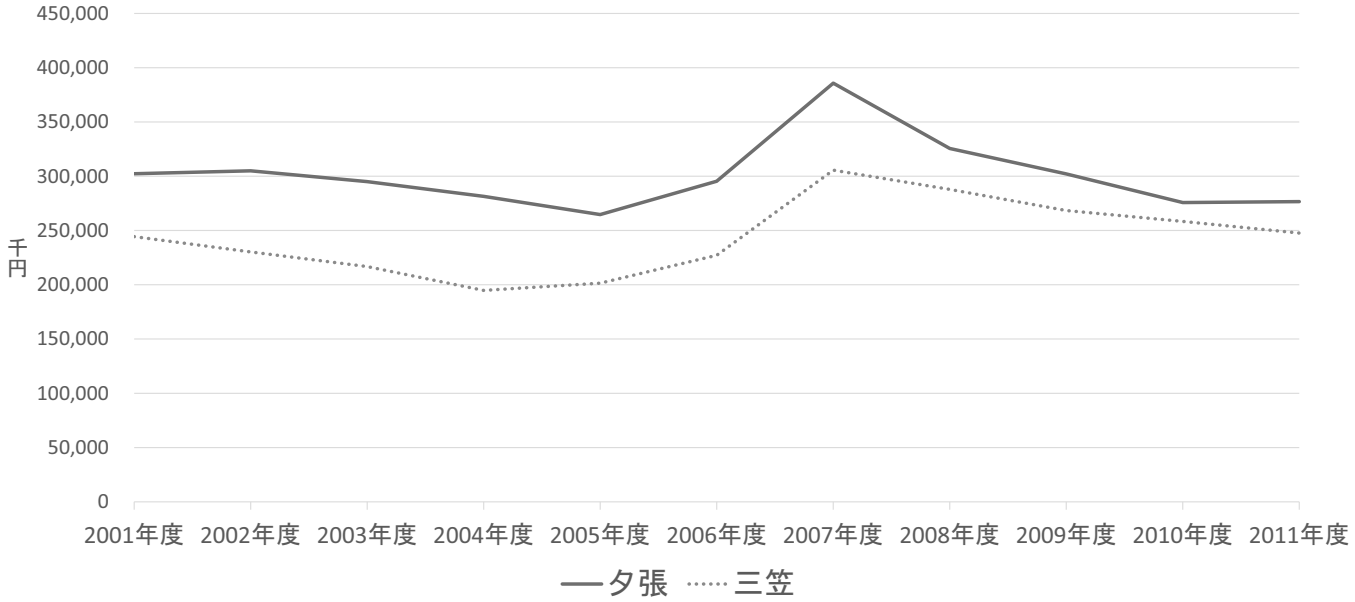

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：固定資産税

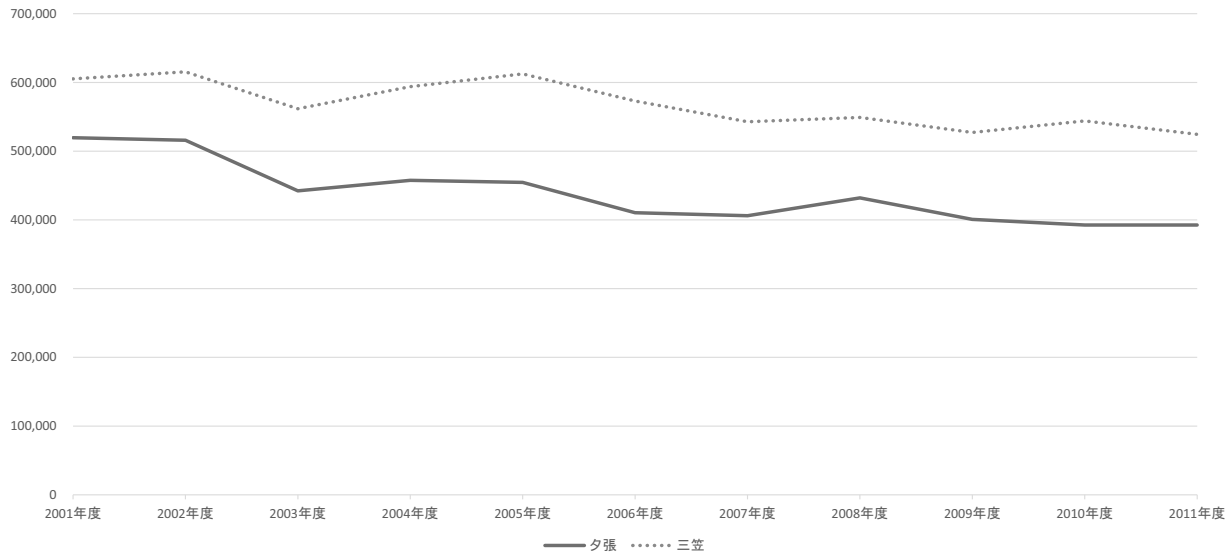

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：商工費

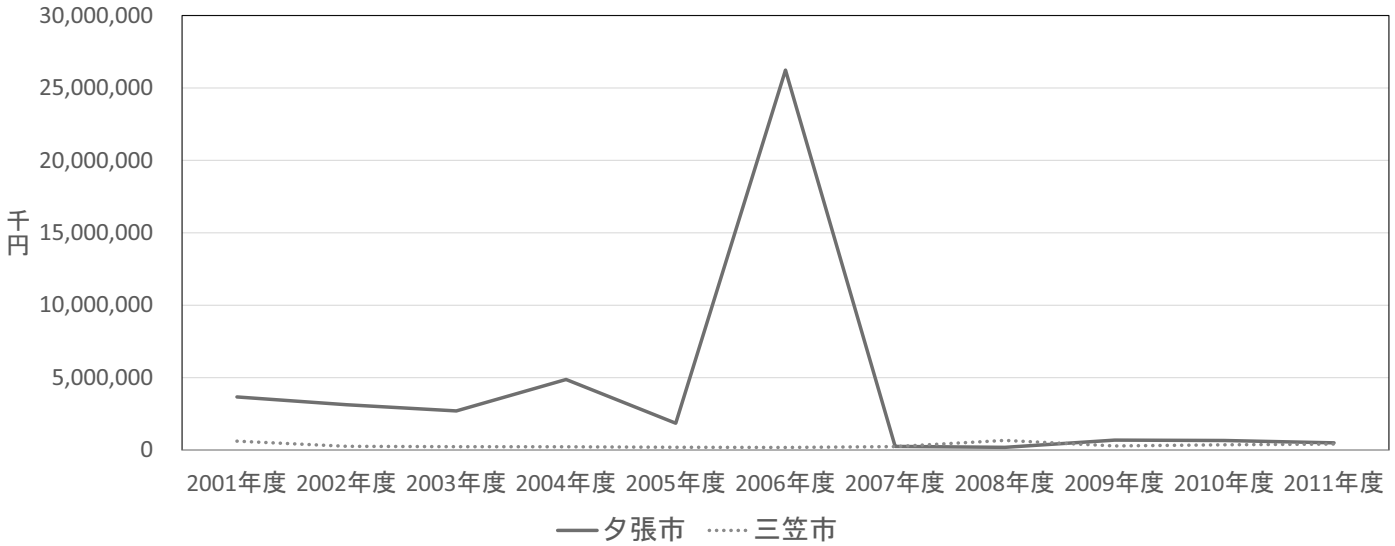

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：労働費

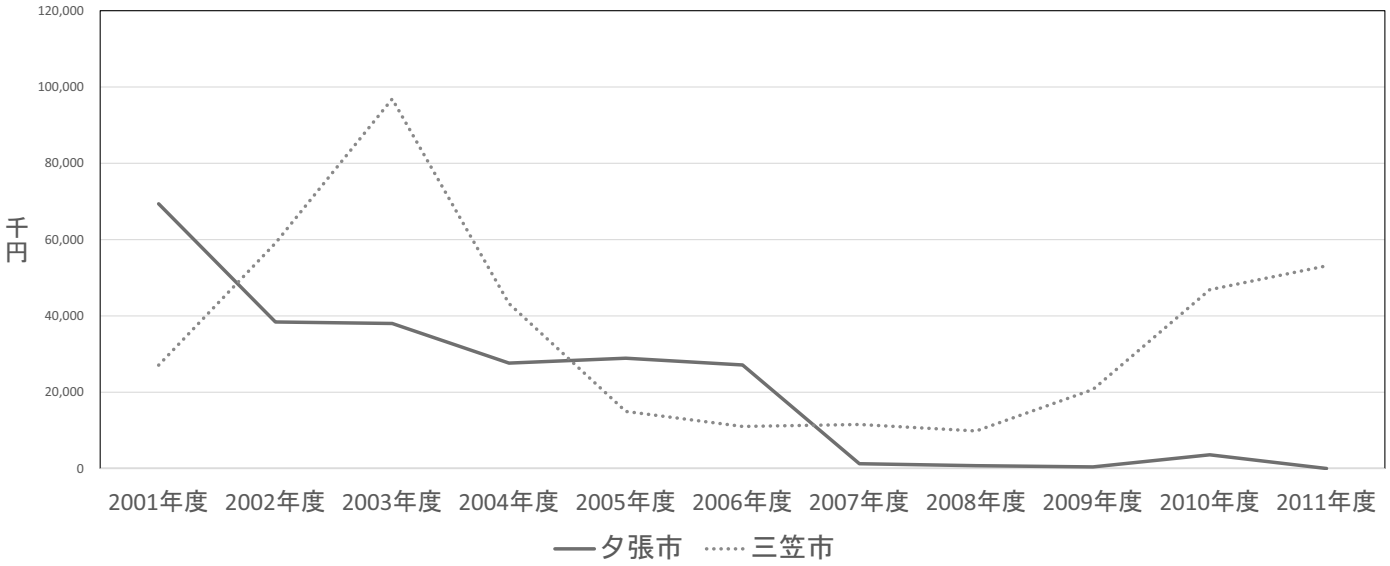

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：農林水産費

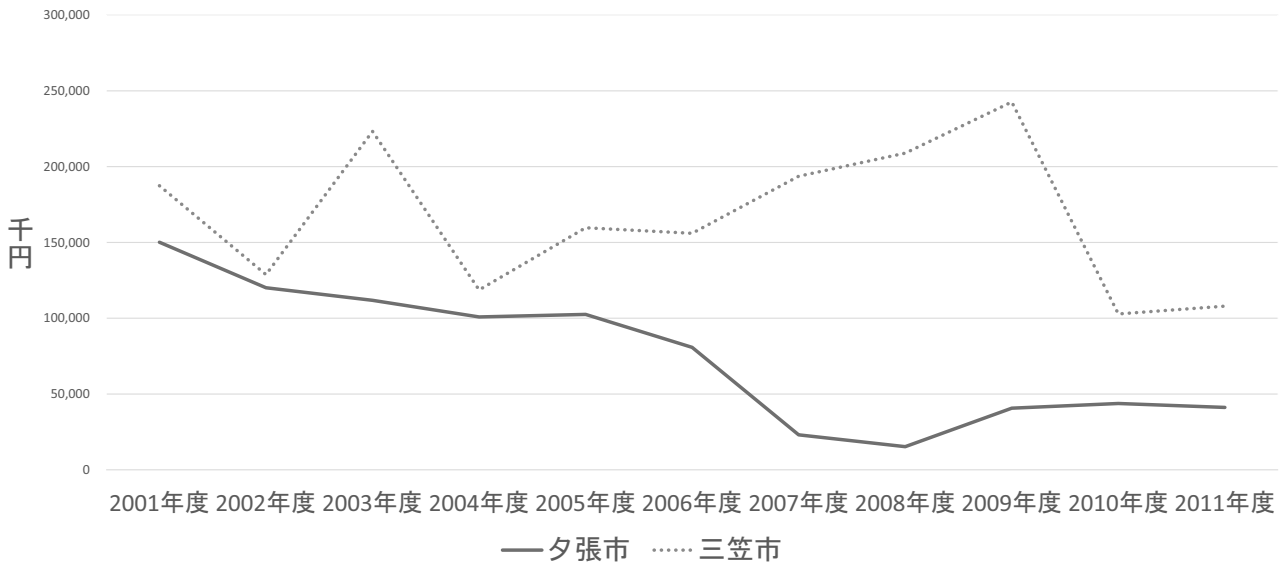

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

類似市町村との比較：議会費

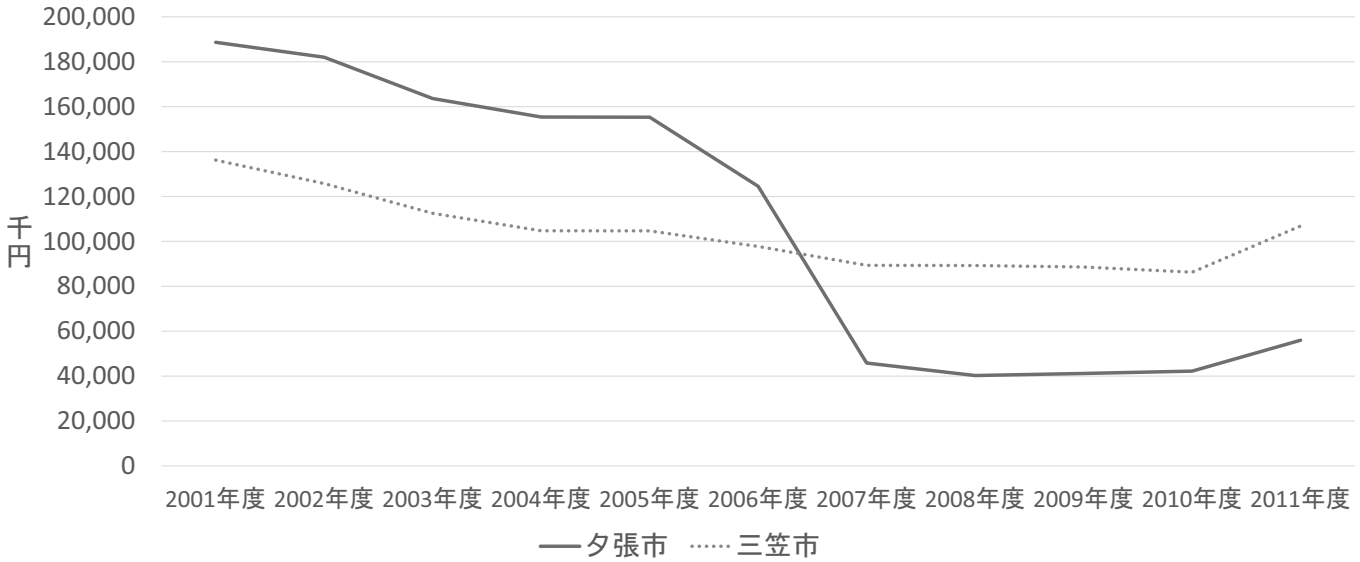

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

出所：総務省『市町村決算カード』各年版より作成。

超過課税とその影響

- 2007年度以降に、個人住民税、固定資産税への超過課税開始
- 超過課税のうち税収に占める比率が大きいのは、個人住民税所得割と固定資産税
- 地方法人課税への超過課税は財政破綻前から実施

超過課税の税収推移

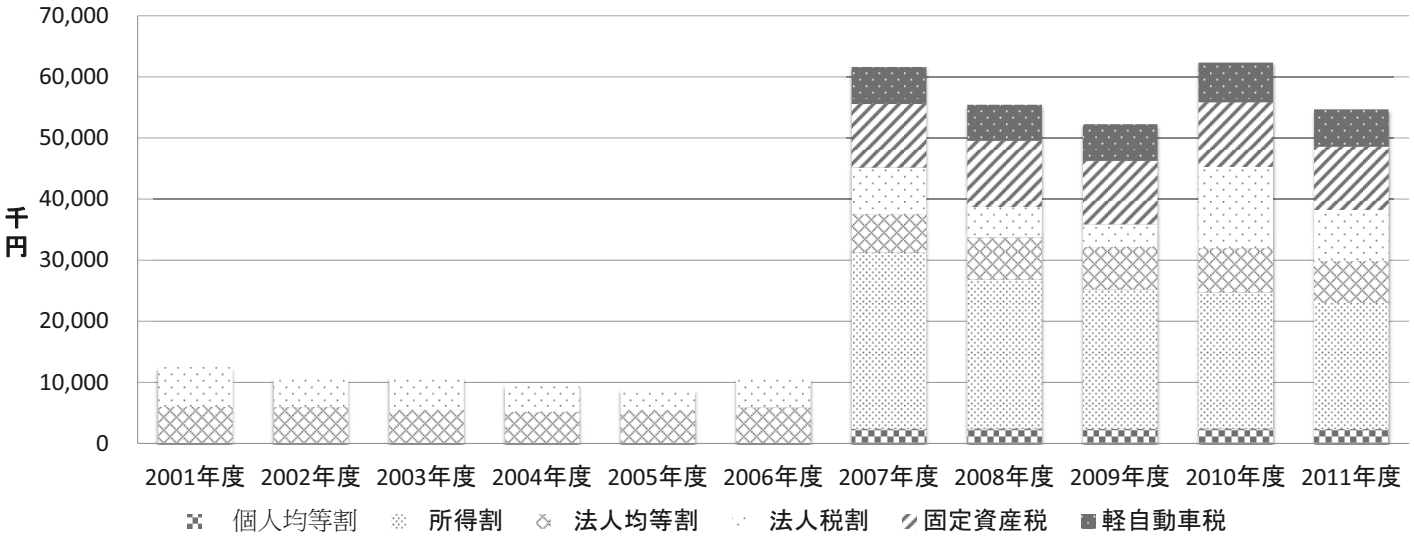

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

個人住民税：均等割の推移

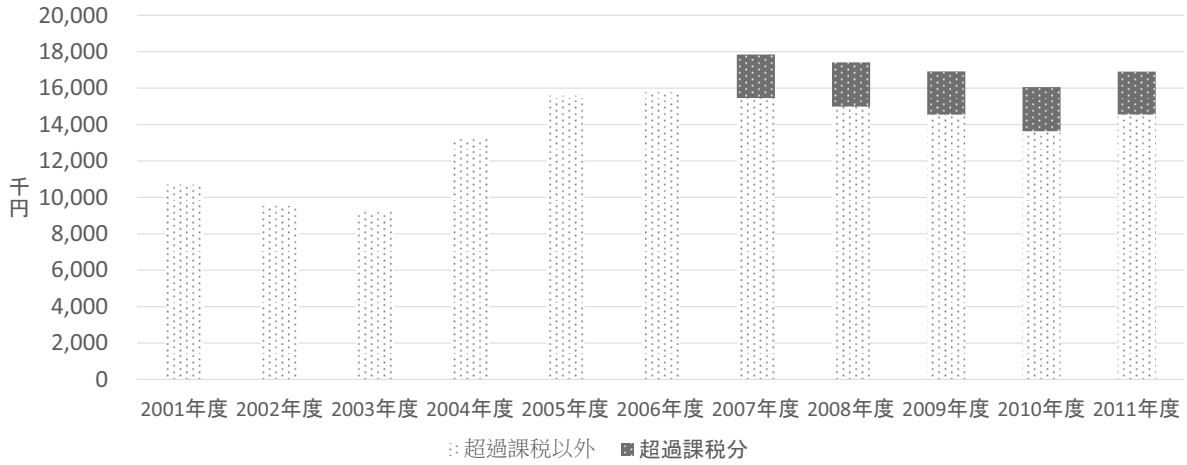

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

個人住民税:所得割の推移

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

財政再建計画の人口予測と人口推移

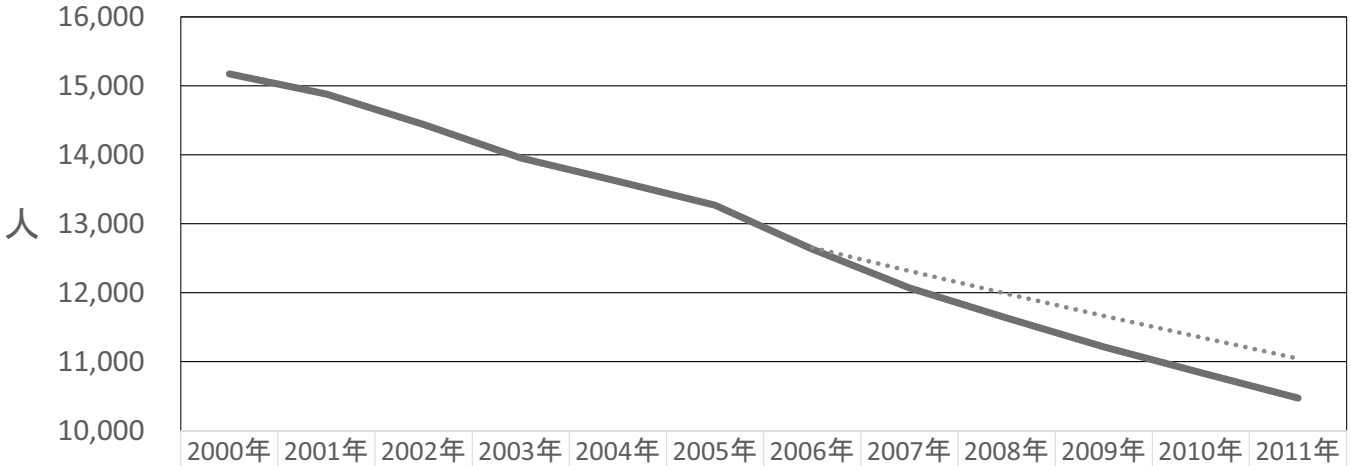

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
人口	15,173	14,880	14,438	13,953	13,615	13,268	12,631	12,068	11,633	11,213	10,839	10,471
人口予測							12,653	12,314	11,984	11,663	11,351	11,044

出所:『将来推計人口』、夕張市資料より作成。

個人住民税均等割と超過課税の有効性

	人口	人口予測	予測誤差	均等割決算額(超過課税を除く)	人口一人当たり税収(円)	均等割決算額(超過課税あり)	均等割予想税収（超過課税なし）
	(a)	(b)	(c)	（ｄ）	（e）＝（ｄ）／(a)		（ｂ）×（e）
	(人)	(人)	(人)	(千円)	(円)	(千円)	(千円)
2006年度	12,631	12,653	22	15767	1,248	15,767	15,794
2007年度	12,068	12,314	246	15453	1,280	17,848	15,768
2008年度	11,633	11,984	351	14983	1,288	17,412	15,435
2009年度	11,213	11,663	450	14545	1,297	16,920	15,129
2010年度	10,839	11,351	512	13636	1,258	16,059	14,280
2011年度	10,471	11,044	573	14552	1,390	16,908	15,349

個人住民税所得割と超過課税の有効性

	人口	人口予測	予測誤差	所得割決算（超過課税を除く	人口一人当たり税収	所得割決算（超過課税あり）	予想税収（超過課税なし）
2007年度	12,068	12,314	246	356,952	29,578	385,798	364,229
2008年度	11,633	11,984	351	301,170	25,889	325,566	310,264
2009年度	11,213	11,663	450	279,253	24,904	302,094	290,468
2010年度	10,839	11,351	512	253,461	23,384	275,773	265,434
2011年度	10,471	11,044	573	256,005	24,449	276,641	270,021

夕張市納税義務者数の変化:給与所得者

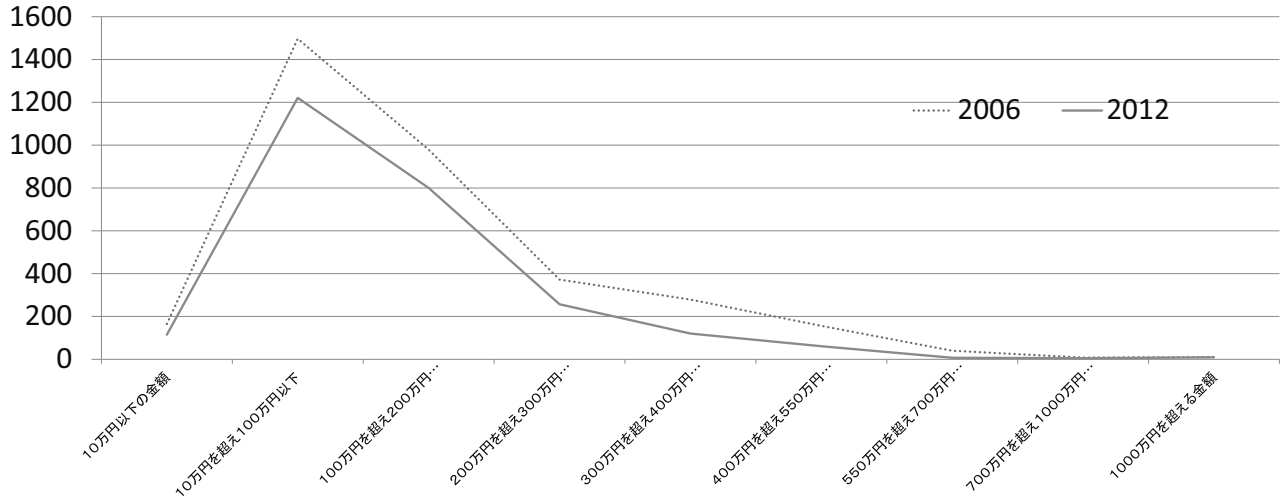

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』より作成。

夕張市納税義務者数の変化:営業所得者

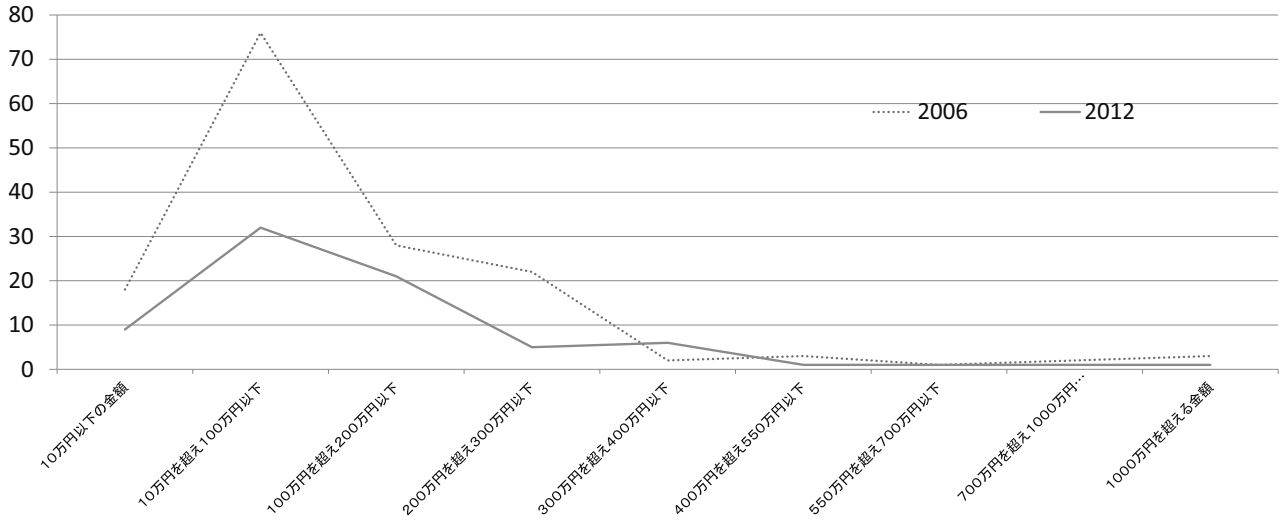

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』より作成。

夕張市納税義務者数の変化:営業所得者

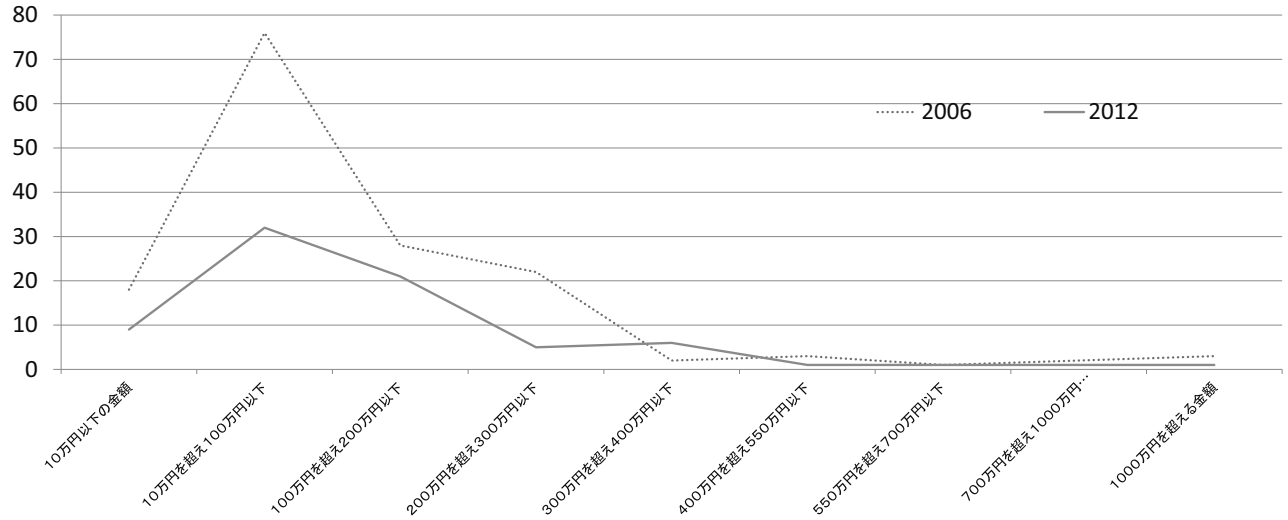

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』より作成。

夕張市納税義務者数の変化:農業所得者

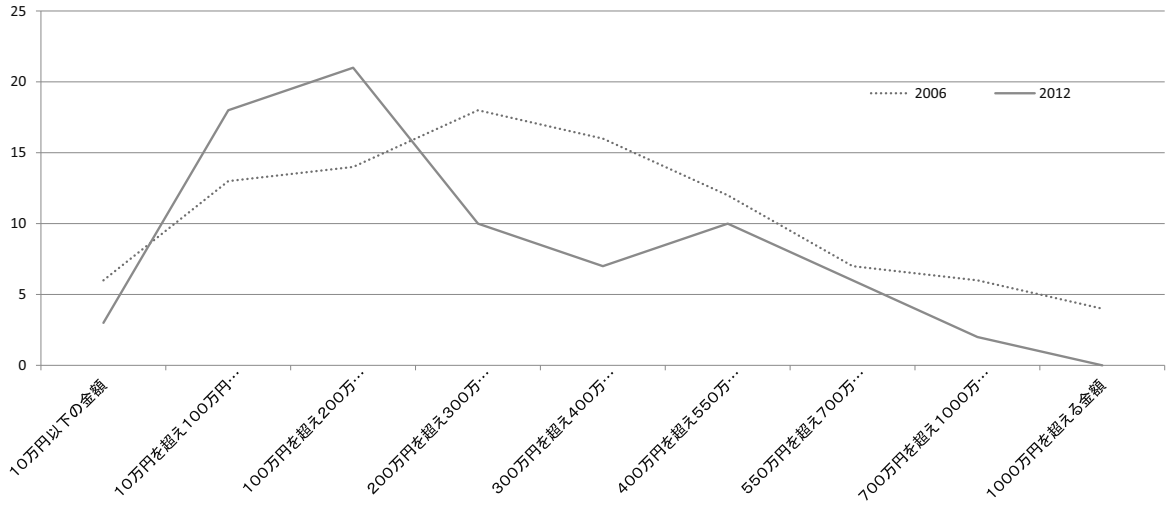

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』より作成。

夕張市の個人住民税所得割税収の推移

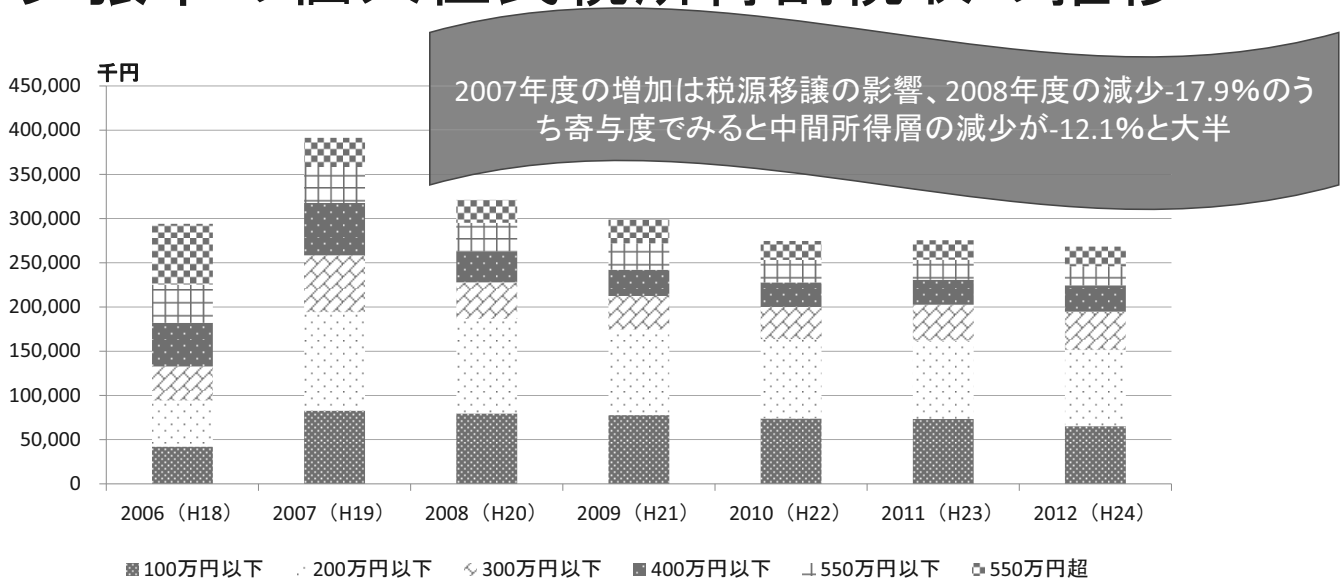

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』より作成。

夕張市個人住民税所得割税収の推移

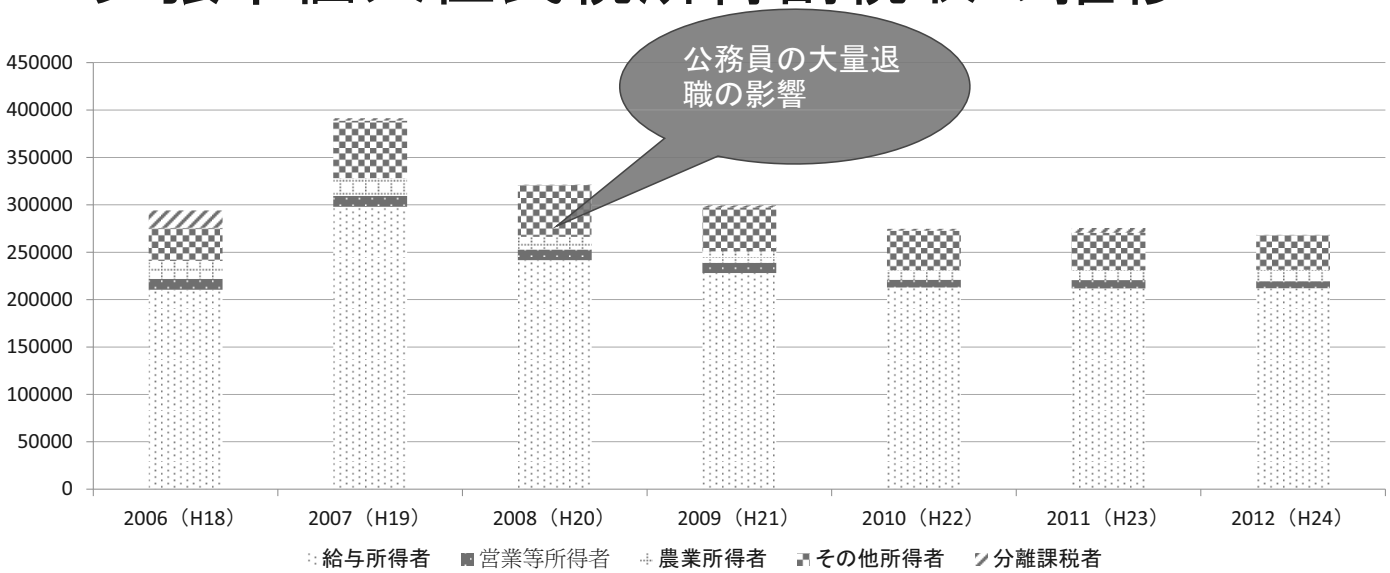

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』より作成。

国勢調査人口と住民基本台帳人口

- 国勢調査人口は常住人口、住民基本台帳は住民登録人口
- 学生、出稼ぎ労働者は、住民票を移動させないことが多いため、通常は

住民登録人口＞国勢調査人口

- 財政破綻後は、出稼ぎ労働者が転出ないし、住民票を移動？

国勢調査と住民基本台帳人口

財政破綻後は、超過率が縮小

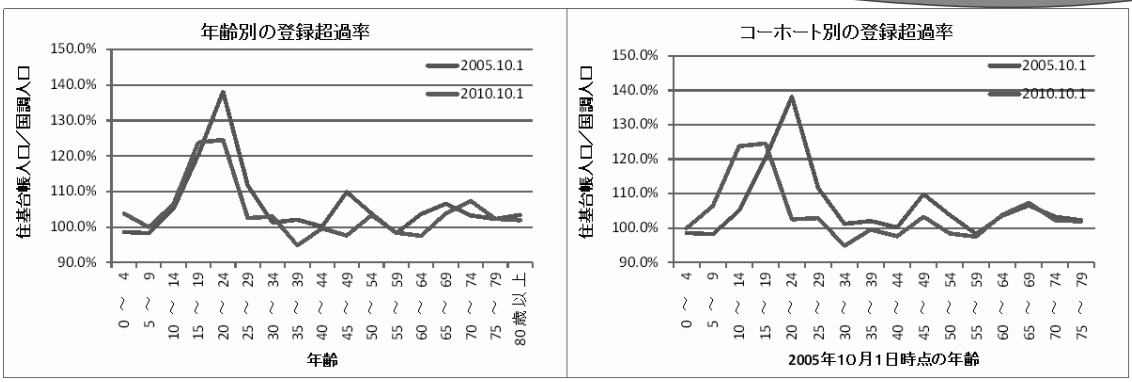

出所：『国勢調査』『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』より作成。

国調における夕張市の15歳以上就業者数の変化

	総数		変化	変化率
	2005.10.1	2010.10.1		
農林業	744	640	−104	−14.0%
建設業・鉱業・採石業・砂利採取業	563	518	−45	−8.0%
製造業	698	654	−44	−6.3%
電気・ガス・熱供給・水道・情報通信業	52	39	−13	−25.0%
運輸業	222	226	4	1.8%
卸売業・小売業	779	552	−227	−29.1%
金融業・保険業・不動産業	67	57	−10	−14.9%
宿泊業・飲食サービス業	300	323	23	7.7%
教育・学習支援業	221	156	−65	−29.4%
医療・福祉	561	476	−85	−15.2%
サービス業	1094	748	−346	−31.6%
公務	336	271	−65	−19.3%

出所：総務省統計局『国勢調査』より作成。

夕張市職員の変化

50代以上の職員が退職

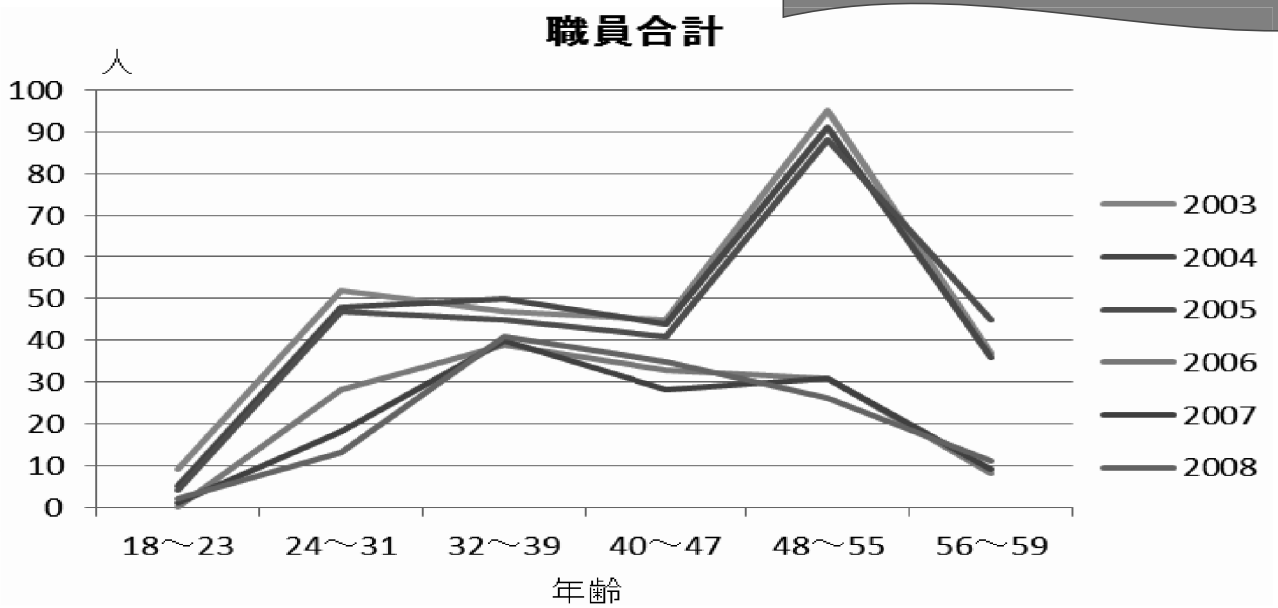

出所：夕張市ホームページ http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/salary/（閲覧日2014年1月31日）より作成。

夕張市職員退職者と納税義務者（給与所得者）減少の関係

給与所得者（5表）					
→ 再建スタート →	2005（H17）	2006（H18）	2007（H19）	2008（H20）	2009（H21）
住民票 所得	2005.1.1 2004	2006.1.1 2005	2007.1.1 2006	2008.1.1 2007	2009.1.1 2008
合計（1行目～9行目まで）		3506	3298	2982	2883
			−208	−316	−99
（再）200万円を超え550万円以下		807	721	459	417
			−86	−262	−42
職員の年齢及び給料の状況（n+1年4月1日時点）					
	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）	2007（H19）	2008（H20）
	2005.4.1	2006.4.1	2007.4.1	2008.4.1	2009.4.1
行名称	合計	合計	合計	合計	合計
001:職員数（人）	274	270	139	127	128
合計（差分）	−11	−4	−131	−12	1

納税義務者の減少の約半分は市職員の減少

出所：夕張市ホームページ http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/salary/（閲覧日2014年1月31日）、『市町村税課税状況等の調』より作成。

固定資産税の推移

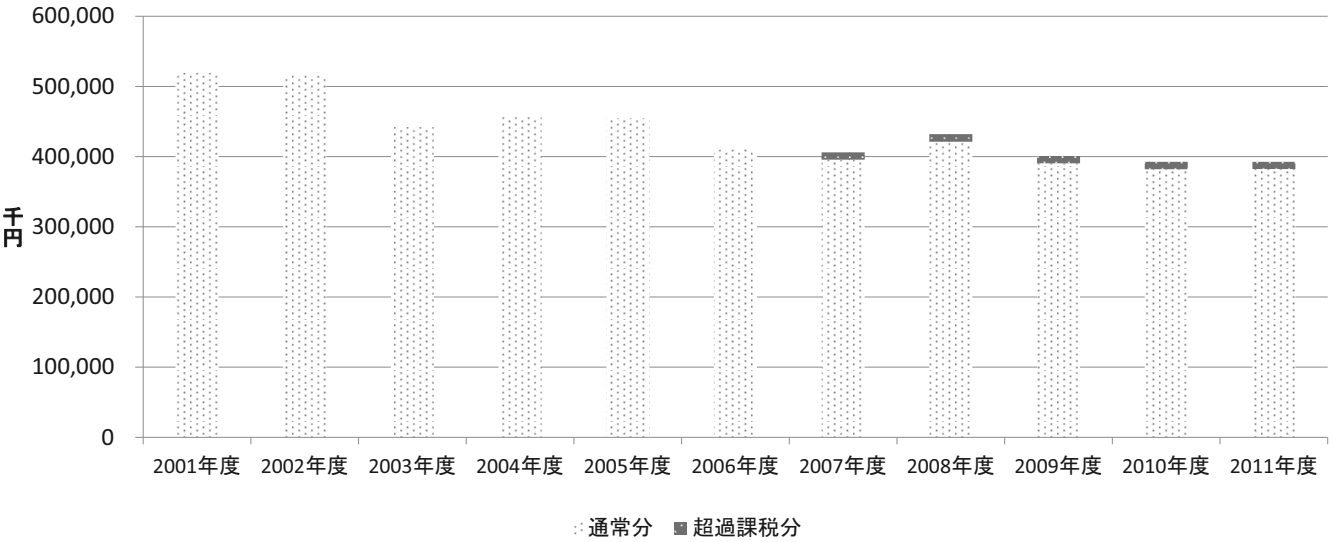

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

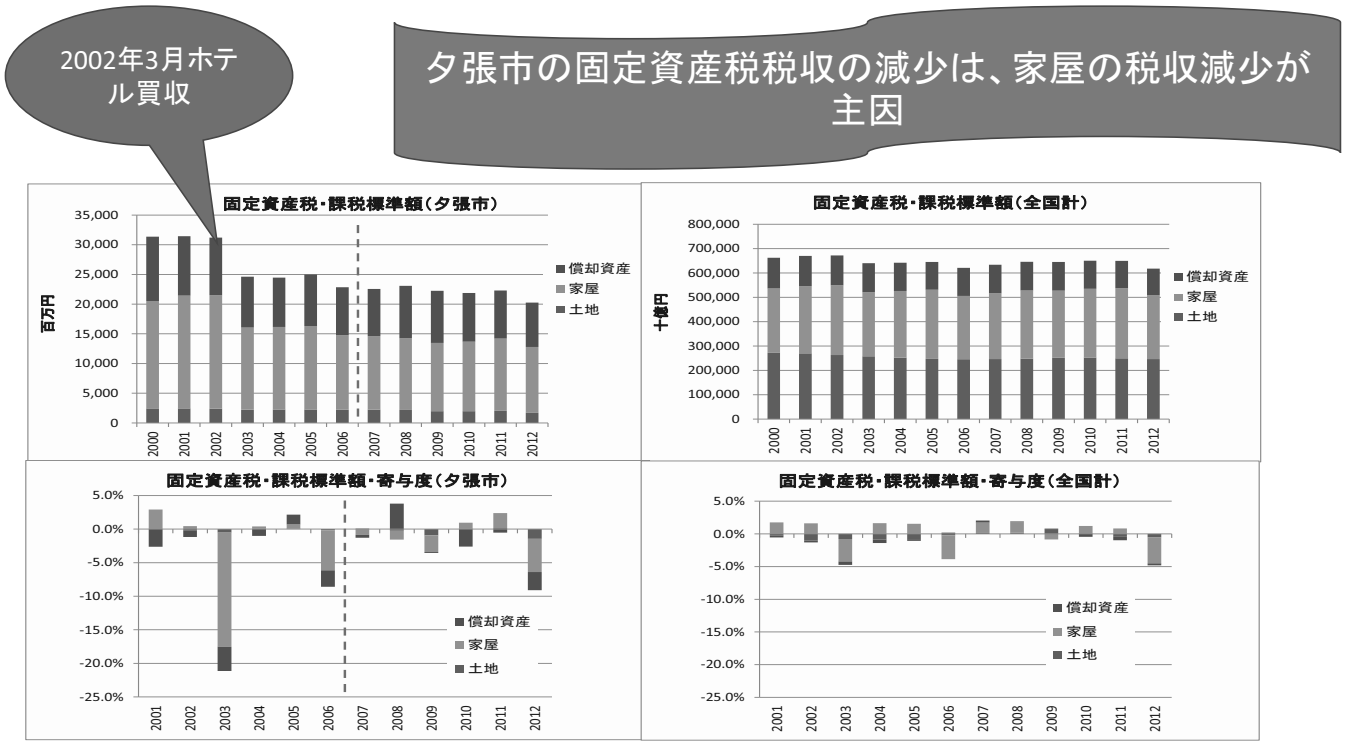

出所）『固定資産の価格等の概要調書』各年版より作成。

法人住民税：均等割の推移

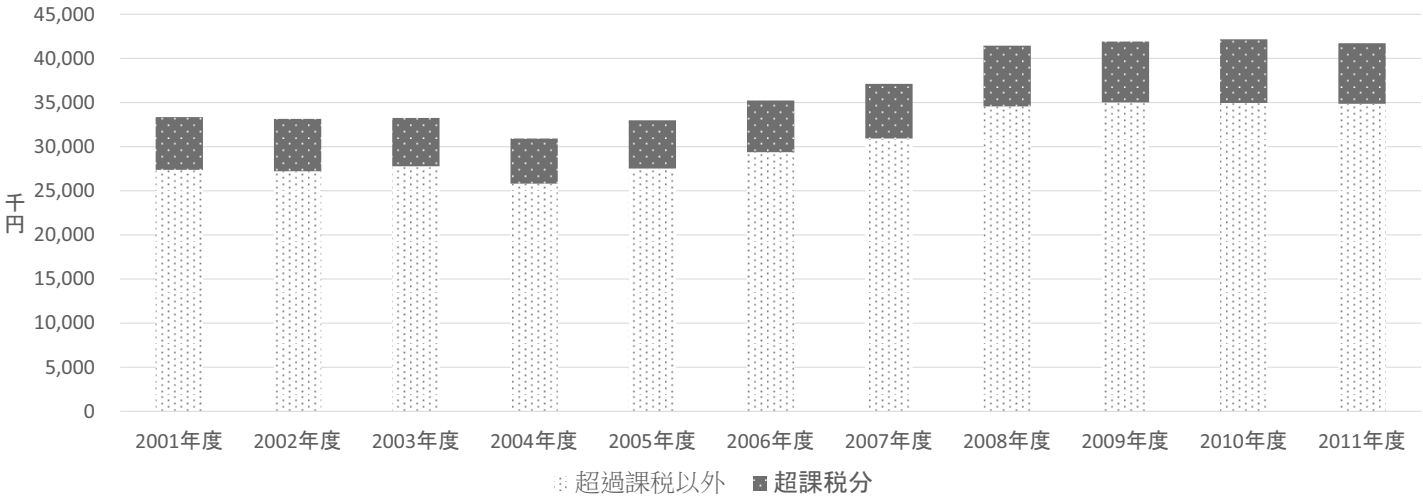

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

法人住民税：法人税割の推移

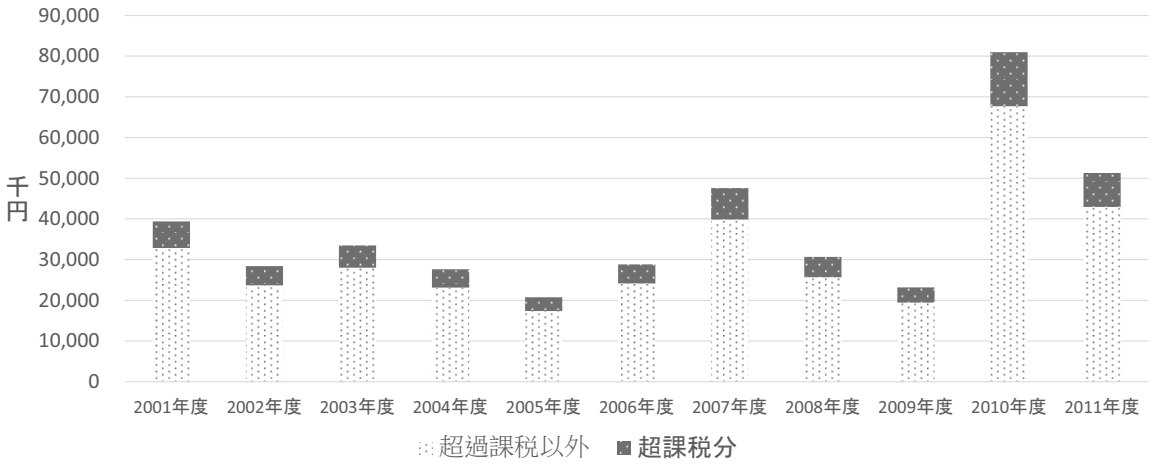

出所：総務省『市町村決算カード』より作成。

まとめ

- 想定以上の人口流出は続いている
- 法人課税に関しては、順調
- 個人課税は伸び悩み
- 超過課税には、税収増加に一応貢献

第２章

参　考　資　料

資料１

中期財政計画等について

総務省

平成25年10月3日

総務省自治財政局財政企画官
村 岡　　嗣 政

経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（抄）（平成25年6月14日閣議決定）

第3章　経済再生と財政健全化の両立

２．財政健全化への取組方針

プライマリーバランスの対象となる歳出総額については、高齢化等に伴う社会保障支出の累積に加え、リーマンショック後の緊急対応等で更に増加した。こうした中で、以前にも増して財政健全化が求められており、国・地方双方で徹底した取組が必要である。

（中長期の財政健全化に向けて）

国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す。

（「中期財政計画」の策定等）

財政健全化目標達成に向けた取組を着実に進めることが重要であり、本基本方針等を踏まえた今後の取組内容を具体化した「中期財政計画」を早期に策定するとともに、中長期の経済財政の展望を示す。これらにより、財政健全化目標への道筋を明確にし、国民の安心や、国際社会、市場からの信認を確かなものとする。

2015年度の目標達成に向けては、歳出面では、義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを行う。地方財政については、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。

３．主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（３）地方行財政制度の再構築に向けて

日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方財政を健全化し自立を促進することと、地方自治体が経済社会構造の変化に円滑に対応できるよう環境整備することが極めて重要となる。

①基本的考え方

地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された歳出特別枠等も存置されているなど、地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている。必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、こうした危機対応モードから危機以前の状況、すなわち平時モードへの切替えを進めていく必要がある。

そのためには、今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、地方財政を歳入面、歳出面から改革するとともに、地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していくことが重要である。

②重点的取組

（地方財政の健全化、自立促進）

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

－歳入改革－

・「日本再興戦略」・「地域の元気創造プラン」の推進等により、地方税収を増やす。

・社会保障・税一体改革を着実に推進する。

・「ふるさと寄附金制度」の一層の活用に向けた制度整備を進める。

－歳出改革－

・地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高めるため、その重点化・効率化を図る。

・PPP／PFIの導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるとともに、地方自治体の行財政改革を促していく。

－頑張る地方の支援－

・地方分権を強力に推し進め地方の自由度を高めるとともに、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続する。

第4章　平成26年度予算編成に向けた基本的考え方

3．平成26年度予算編成の在り方

地方財政については、今後、第3章で示した基本的な考え方や中期財政計画で示される国・地方の財政健全化に向けた取組内容を踏まえて、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方交付税において頑張る地方を支援するための算定の仕組みを取り入れる。

4．今後の取組

民需主導の持続的成長と財政健全化の両立に向けた道筋を明らかにするため、今夏に、次年度の経済財政の姿と予算に係る「予算の全体像」を経済財政諮問会議においてとりまとめるとともに、中長期の経済財政試算を示し、中期財政計画及び概算要求基準を策定する。

2

中期財政計画のポイント

平成25年8月8日 閣議了解

Ⅰ．基本認識

相互に補強し合う「三本の矢」を一体化することで生まれる推進力により、民需主導の持続的成長を実現し、今後10年間（2013年度から2022年度）の平均で、名目国内総生産（名目GDP）成長率3％程度、実質国内総生産（実質GDP）成長率2％程度の成長を目指す。

Ⅱ．財政健全化に向けた目標

経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

Ⅲ．平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて

1　基本的な取組

当面、平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて、平成26年度（2014年度）及び平成27年度（2015年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度（2015年度）の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度（2013年度）から17兆円程度改善する必要がある。

（中略）

国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、平成26年度予算においては▲19兆円程度、平成27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

3

（中略）

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

２　歳出面・歳入面の取組

- 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。
- 頑張るもの（人、企業、地域）が報われる仕組みへ改革を進め、真に助けを必要とする人を支援し、再チャレンジの仕組みを整備する。

（別紙）基礎的財政収支の見通し

○国・地方の基礎的財政収支

平成25年度（2013年度）▲34.0兆円　→　平成27年度（2015年度）▲17.1兆円程度

○国の一般会計の基礎的財政収支の目安

	平成25年度（2013年度）	平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）
国の一般会計の基礎的財政収支の目安	▲23兆円	▲19兆円程度	▲15兆円程度

4

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標について

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移

（「中長期の経済財政に関する試算」（平成25年8月8日内閣府）の「経済再生ケース」）

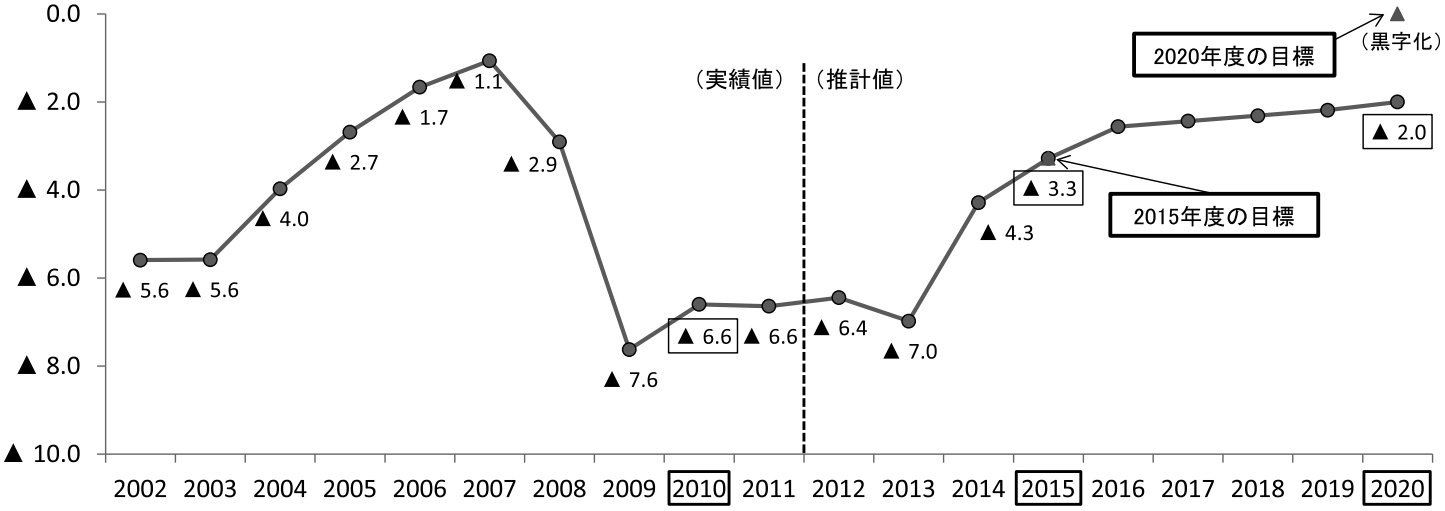

	2010年度	2013年度		2015年度(目標)		2020年度(目標)
プライマリーバランス（対GDP比）	▲31.7兆円［▲6.6%］	▲34.0兆円［▲7.0%］	➡	▲17.1兆円［▲3.3%］	➡	黒字化

5

平成２６年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

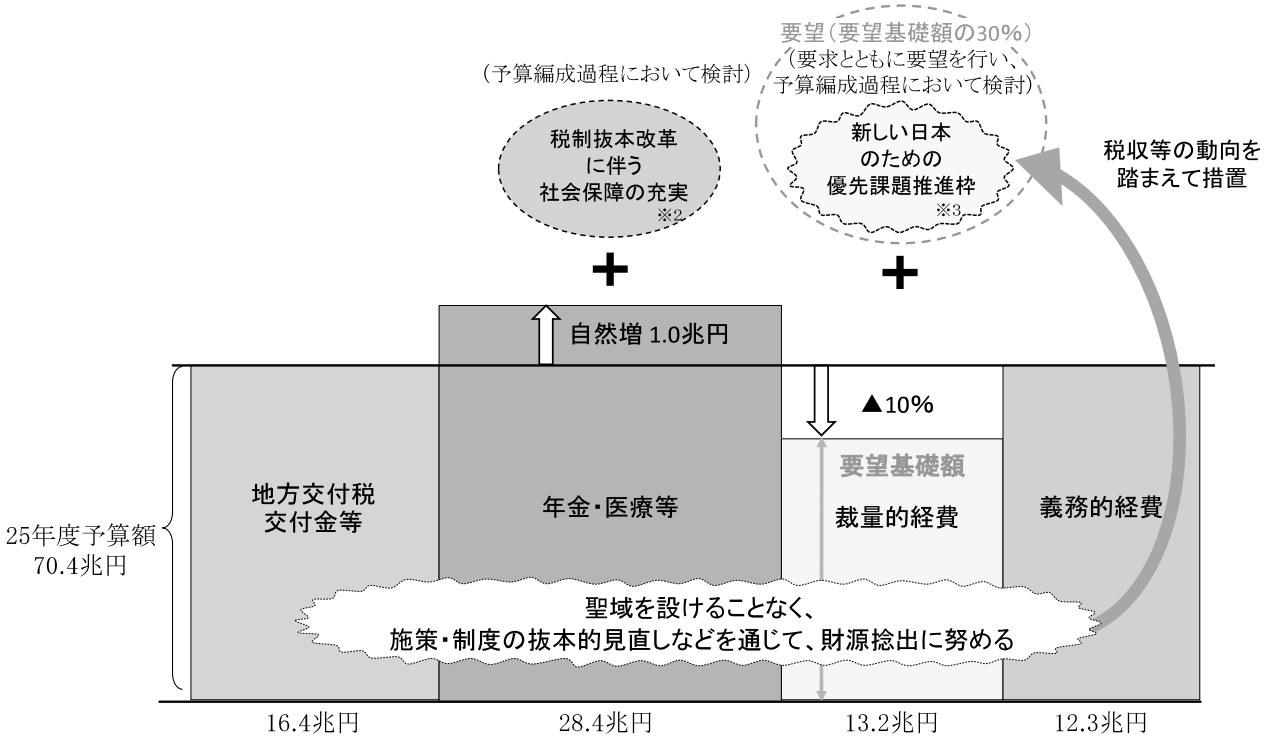

※1 地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参院選挙経費の減などの特殊要因については加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。
※2 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則18条に則って判断することとなっている。
※3 緊急経済対策（平成25年1月）及び平成25年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「日本再興戦略」及び「骨太の方針」等を踏まえた諸課題について要望。

6

平成２６年度　地方財政収支見通し（仮試算）

（通常収支分）　　（単位：兆円）

区分		25年度 A	26年度 B	増減額 B－A	特記事項
歳出	給与関係経費	19.7	20.5	0.7	地方公務員給与の復元等
	一般行政経費	31.8	32.6	0.8	社会保障費の増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	
	投資的経費	10.7	10.7	0.0	
	給与の臨時特例対応分	0.8	―	皆減	地方公務員給与の復元
	その他	17.4	17.5	0.1	
	計	81.9	82.8	0.8	
歳入	地方税等	36.4	37.2	0.8	「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	17.1	16.8	△ 0.3	
	国庫支出金	11.9	12.1	0.3	
	地方債	11.2	11.2	0.0	
	うち臨時財政対策債	6.2	6.5	0.3	
	その他	5.5	5.5	0.0	
	一般財源	59.8	60.6	0.8	
	（水準超経費除き）一般財源	59.0	59.7	0.7	（交付団体ベース）
	計	81.9	82.8	0.8	

7

平成２６年度地方財政収支見通し（仮試算）

（単位：兆円）

歳出 82.8兆円 （81.9兆円）	給与関係経費 20.5 （19.7）	一般行政経費 32.6 （31.8）	地域経済基盤強化・雇用等対策費 1.5 （1.5）	投資的経費 10.7 （10.7）	その他 17.5 （18.2）

国・地方で折半

歳入 82.8兆円 （81.9兆円）	国庫支出金 12.1 （11.9）	地方債等 10.0 （10.3）	地方税・地方譲与税等 37.3 （36.5）	臨時財政対策債（元利償還分） 3.1 （2.6）	地方交付税 16.8 （17.1）	臨時財政対策加算 3.5 （3.6） 臨時財政対策債（折半分） 3.5 （3.6）

※（　）内は平成25年度当初の数値

㉖地方一般財源総額　60.6兆円（㉕59.8兆円）

8

平成26年度仮試算　地方交付税の姿

国

国の一般会計

入口ベース

㉖ 16．6兆円
【㉕ 16．3兆円 】

交付税法定率分
㉖ 11．7兆円
【㉕ 11．2兆円】

一般会計からの加算等
㉖ 4．9兆円

臨時財政対策加算	3.5兆円
別枠加算	1.0兆円
その他	0.5兆円

【㉕ 5．0兆円】

臨時財政対策加算	3.6兆円
別枠加算	1.0兆円
その他	0.4兆円

交付税特別会計

㉖ 0．1兆円
【㉕ 0．8兆円】

・前年度からの繰越金
H24国税の決算剰余金の法定率分
㉖ 0．4兆円
【㉕ 0．2兆円】

・特会剰余金の活用
㉖ 0．1兆円
【㉕ 0．2兆円】

・地方公共団体金融機構の国庫納付金
㉖ ―
【㉕ 0．7兆円 】

・特会借入金の元利償還
㉖ ▲ 0．4兆円
【㉕ ▲0．3兆円】

地方

地財計画ベースの交付税

出口ベース

㉖ 16．8兆円
【㉕ 17．1兆円】

（注）【　】内は当初予算数値である。

9

地方消費税（消費税収１０％時）（イメージ）

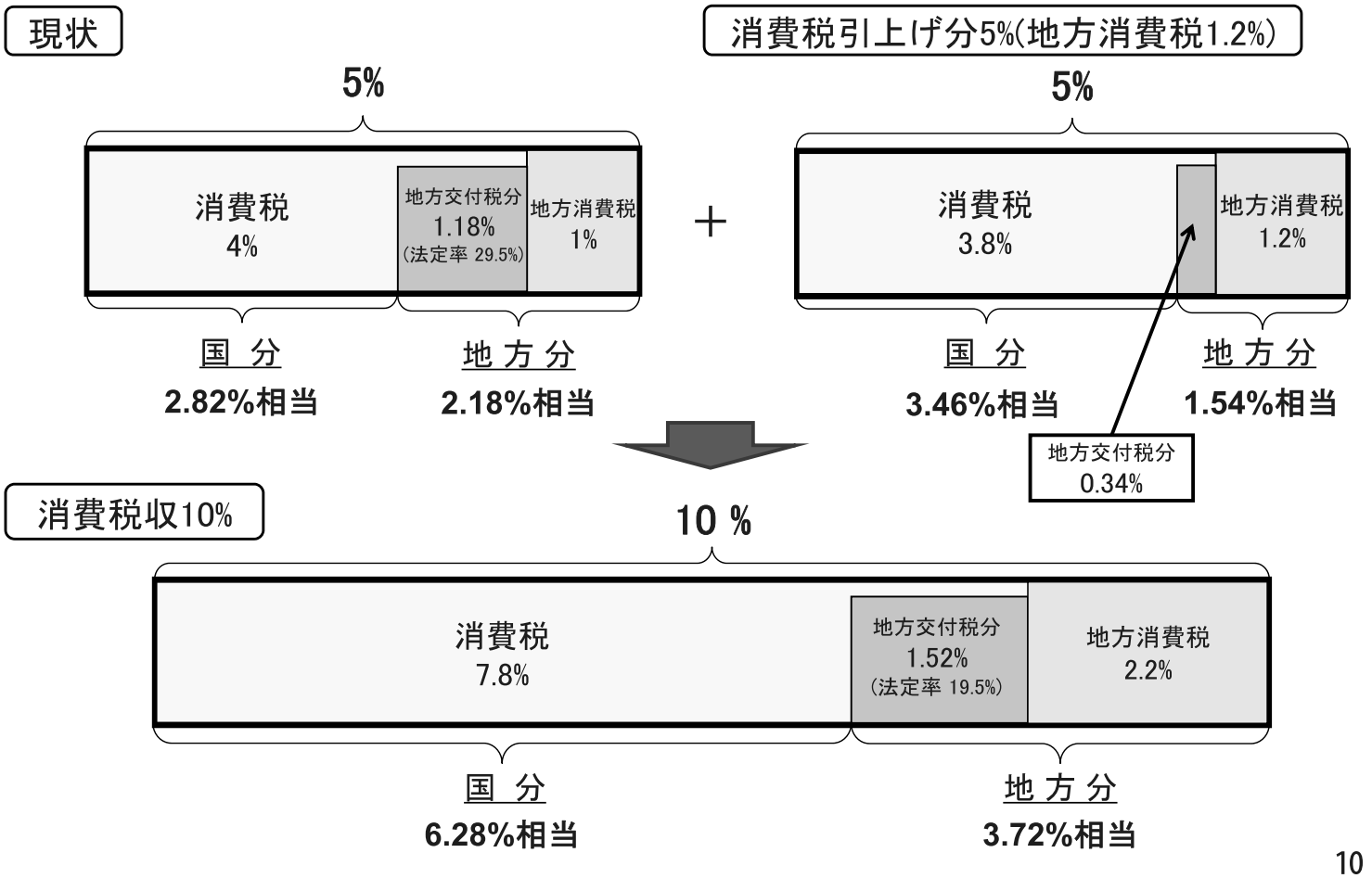

10

引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

	現行	平成26年4月1日～	平成27年 ～9月	平成27年 10月～	平成28年4月1日～
消費税(A)＋地方消費税(B)	5%	8%		10%	
消費税(A)	4%	6．3%		7．8%	
うち交付税分（α）	1．18%（法定率29.5%）	1．40%（法定率22.3%）	1．47%（法定率20.8%）		1．52%（法定率19.5%）
地方消費税(B)	1%（消費税額の100分の25）	1．7%（消費税額の63分の17）		2．2%（消費税額の78分の22）	
地方分合計（α）+(B)	2．18%	3．10%		3．72%	

11

国と地方の役割分担に応じた配分

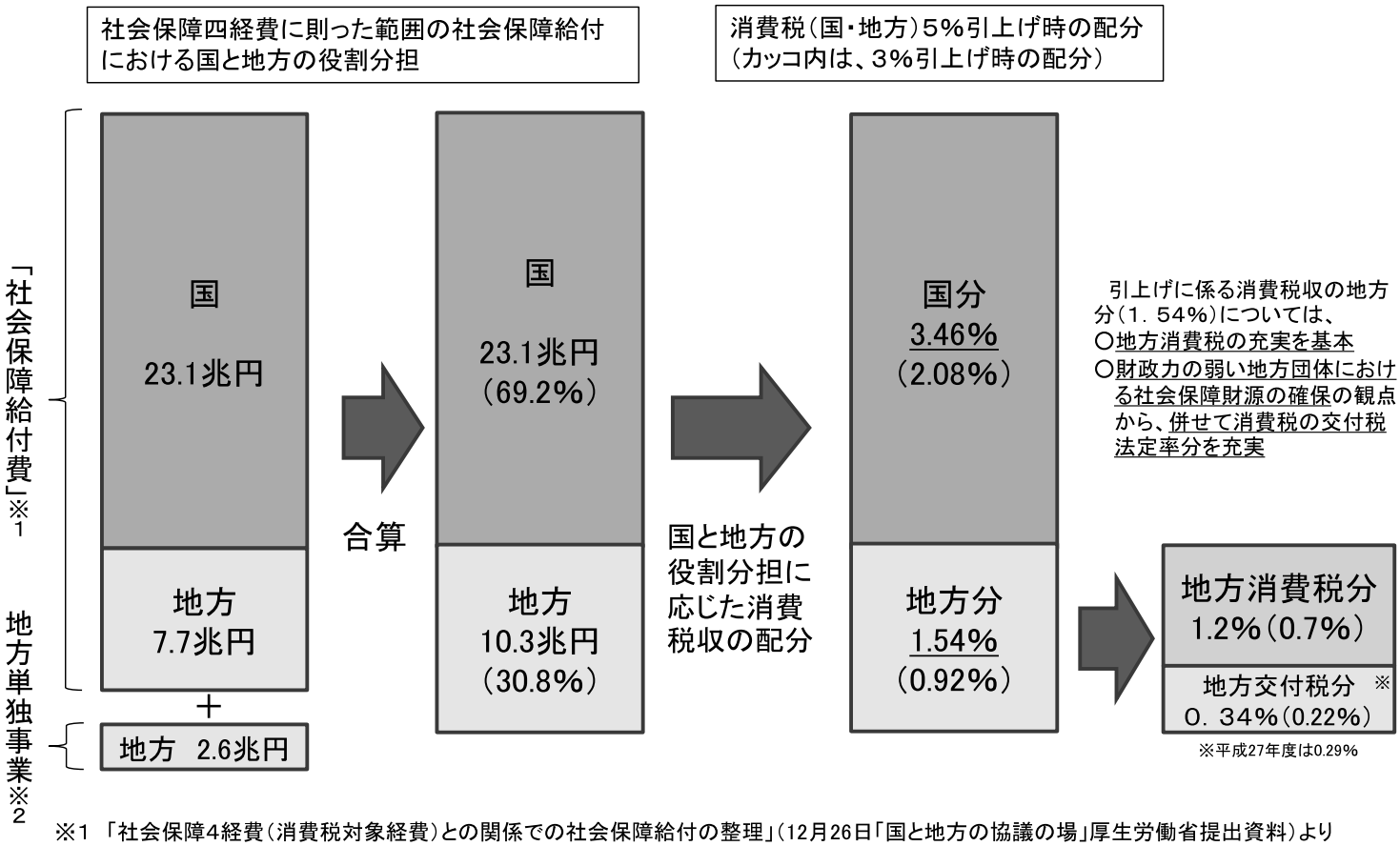

※1 「社会保障4経費（消費税対象経費）との関係での社会保障給付の整理」（12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料）より
※2 「地方単独事業の総合的な整理」（12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料）を踏まえた整理

12

資料２

平成２５年８月
総　　務　　省

平成２６年度の地方財政の課題

【通常収支分】

１．地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

(1)　「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成２５年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

(2)　特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

(3)　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、第三セクター等、公立病院、地方公会計等の改革を推進。

２．地域の元気づくり

地方税の増収を図り、地方財政を健全化し自立を促進するために、「日本再興戦略」、「地域の元気創造プラン」等を推進。

このような地域経済活性化の取組に必要となる財政需要を地方交付税において適切に算定し、頑張る地方を支援。

３．合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」により市町村の姿が大きく変化。これに対応して、市町村の財政需要を的確に把握し、地方交付税の算定に反映。

４．地方税の充実確保

地方分権改革を推進する観点から、地方税の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

平成26年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

○　「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保

○　地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、16．8兆円を要求

○　地方交付税総額を安定的に確保するため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、交付税率の引上げを要求

○　東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

(1)　地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算（1.0兆円）等を行う。なお、財源不足の補塡については、平成25年度までに講じていた方式と同様の方式と仮置きして積算している。

(2)　平成26年度においては、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来19年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

(3)　東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

(4)　この概算要求は、仮置きの計数であり、今後、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第18条等に基づく消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

○　地方交付税（地方団体への交付ベース）

16兆7,615億円＋事項要求　　（H25　17兆　624億円）

（H25比　△3,009億円）

（参考）一般財源総額見込み　60.6兆円程度　（H25　59兆7,526億円）

平成26年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】　　（単位：兆円）

区　　分	25年度	26年度			特記事項
			増減	伸び率(%)	
（歳　出）	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	19.7	20.5	0.7	3.6	
退職手当以外	17.8	18.6	0.8	4.5	地方公務員給与の復元
退職手当	2.0	1.9	△ 0.1	⊿ 4.4	
一般行政経費	31.8	32.6	0.8	2.5	社会保障費の増
補　助	16.4	16.9	0.5	3.2	
単　独	14.0	14.2	0.2	1.5	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.4	1.5	0.1	3.4	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	0.0	
投資的経費	10.7	10.7	0.0	0.0	
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
単　独	5.0	5.0	0.0	0.0	
給与の臨時特例対応分	0.8	－	皆減	皆減	地方公務員給与の復元
その他	17.4	17.5	0.1	0.6	
一般歳出計	66.4	67.2	0.8	1.1	
計	81.9	82.8	0.8	1.0	
（歳　入）					
地方税等	36.4	37.2	0.8	2.3	
地方税	34.0	34.8	0.7	2.2	「中長期の経済財政に関する試算」（平成25年8月8日内閣府）による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.3	2.4	0.1	3.6	
地方交付税	17.1	16.8	△ 0.3	⊿ 1.8	
国庫支出金	11.9	12.1	0.3	2.5	
地方債	11.2	11.2	0.0	0.3	
うち臨時財政対策債	6.2	6.5	0.3	5.2	
その他	5.5	5.5	0.0	0.0	
「一般財源」	59.8	60.6	0.8	1.4	注)2参照
（水準超経費除き）「一般財源」	59.0	59.7	0.7	1.2	（交付団体ベース）
計	81.9	82.8	0.8	1.0	

注）1　地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補塡についての考え方等については「平成26年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
2　「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
3　表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
4　平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上した緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり事業費の取扱いについては、予算編成過程で検討する。
5　東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

平成26年度　地方交付税・地方特例交付金
概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

（1）通常収支分

（単位：億円）

項　　目	平成26年度 要求額 A	平成25年度 予算額 B	増 減 額 （A－B） C	増 減 率 C／B （%）
＜地方交付税＞				
一般会計からの繰入れ	166,465	162,672	3,794	2.3
財投特会からの繰入れ （地方公共団体金融機構の準備金の活用）	0	6,500	△ 6,500	皆減
借入金償還	△ 2,000	△ 1,000	△ 1,000	100.0
借入金等利子	△ 1,767	△ 1,746	△ 21	1.2
前年度からの繰越分	3,917	2,199	1,718	78.1
剰余金の活用	1,000	2,000	△ 1,000	△ 50.0
返還金	0	0	0	―
計	167,615	170,624	△ 3,009	△ 1.8
＜地方特例交付金＞				
一般会計からの繰入れ	1,189	1,255	△ 66	△ 5.3
一般会計からの繰入れ 合　計	167,654	163,927	3,727	2.3

表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

（注）

【地方交付税】

1　この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針」、「中期財政計画」等を前提とした仮置きの計数である。その考え方等は「平成26年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。

2　地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく交付税率の引上げについて事項要求としている。

3　国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。

4　「剰余金の活用」は、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金について、利率等について一定の前提を置き、平成２６年度に活用が可能と見込まれる額を仮に計上している。

5　「前年度からの繰越分」は、国税5税の平成24年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額について、平成25年度において精算した上で平成26年度へ繰り越すものと仮定して計上している。

6　覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成25年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。

7　地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの計数であり、平成26年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

（2）東日本大震災分

（単位：億円）

項　　目	平成26年度 要求額 A	平成25年度 予算額 B	増 減 額 （A－B） C	増 減 率 C／B （%）
復興特会からの繰入れ	事項要求	6,053	―	―
前年度からの繰越分	0	145	△ 145	皆減
計	事項要求	6,198	―	―

表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

平成26年度地方交付税算定基礎

（単位：億円）

区分		平成26年度当初要求額 A	平成25年度当初予算額 B	増減額（A−B） C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	113,982	108,495	5,487	5.1%
	所得税×32%	46,274	44,474	1,801	4.0%
	酒税×32%	4,345	4,310	35	0.8%
	法人税×34%	31,555	29,628	1,927	6.5%
	消費税×29.5%	32,285	31,415	871	2.8%
	たばこ税×25%	2,668	2,478	191	7.7%
	（小計）	117,128	112,304	4,824	4.3%
	平成19、20年度精算分等	△ 3,145	△ 3,808	663	△17.4%
	（小計）	△ 3,145	△ 3,808	663	△17.4%
	一般会計からの加算分 ②	52,483	54,176	△ 1,694	△3.1%
	法定加算等	8,262	8,231	31	0.4%
	別枠の加算 ※1	9,500	9,900	△ 400	△4.0%
	臨時財政対策特例加算	34,721	36,045	△ 1,325	△3.7%
	計（入口ベース） ①＋②＝③	166,465	162,672	3,794	2.3%
特別会計	返還金 ④	0	0	0	―
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 2,000	△ 1,000	△ 1,000	100.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 1,767	△ 1,746	△ 21	1.2%
	剰余金の活用 ⑦	1,000	2,000	△ 1,000	△50.0%
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧	0	6,500	△ 6,500	皆減
	前年度からの繰越 ⑨	3,917	2,199	1,718	78.1%
	計 ④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＝⑩	1,150	7,953	△ 6,803	△85.5%
地方交付税総額（出口ベース） ③＋⑩ ⑪		167,615	170,624	△ 3,009	△1.8%

（注）表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1　地方の財源不足の状況を踏まえた一般会計からの別枠の加算（9,500億円）を行う。

※2　地方交付税法第6条の3第2項に基づく交付税率の引上げを事項要求とする。

※3　東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

資料３

消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について

（平成 25 年 10 月 1 日
閣　議　決　定）

経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）（以下「税制抜本改革法」という。）附則第 18 条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 19 条の規定に基づき、以下のとおり経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率（国・地方）については、平成 26 年４月１日に５％から８％へ引き上げることを確認する。

これに伴い、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、下記４．のとおり経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとする。

１．経済状況と持続的な経済成長に向けた取組

政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を最優先課題として、日本銀行による「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」を一体として強力に推進してきた。

経済財政諮問会議において名目及び実質の経済成長率・物価動向等、種々の経済指標を確認したところ、「消費税率及び地方消費

税率の引上げに関する経済状況等の総合的な勘案に向けた意見」（平成 25 年 10 月 1 日経済財政諮問会議決定）に示されているとおり、これまでの政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しつつある。物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある。先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れ等が我が国の景気を下押しするリスクに留意が必要である。

こうした中で、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、消費税率の引上げにあたり、４.に掲げる施策に取り組み、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとする。

２．財政状況等

我が国の財政状況は、平成 24 年度の国・地方のプライマリーバランスが対名目ＧＤＰ比で▲6.4％の赤字となり、公債等残高が同約 190％に及ぶなど、厳しい状況にある。社会保障関係費の増大や景気後退などにより悪化を続けてきており、仮に持続可能性に対する市場の信認が揺らげば、金利の上昇等を通じて経済や国民生活に大きな影響が出かねない状況にある。

政府は、国・地方のプライマリーバランスに係る財政健全化目標を設定している（「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年６月 14 日閣議決定））。その上で、本年８月には「中期財政計画」（平成 25 年８月８日閣議了解）を策定し、９月のＧ20 サンクトペテルブルク・サミットにおいて報告したところである。今後とも、財政健全化目標の達成に向けて着実に取り組んでいく。

また、国民に負担増を求める際に、各分野の歳出において無駄があったり、優先順位の低いものに予算措置が行われているといった批判を招くことがないよう、政府全体として取り組む。

３．社会保障制度改革

社会保障と税の一体改革は、社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時に達成することを目指す観点から行われるものであり、政府は、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進する。

本年８月には、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」（平成 25 年８月 21 日閣議決定）を決定し、社会保障制度改革について、その方向性とスケジュールを明らかにするとともに、消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行うこととしたところである。

政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に法案を提出した上で、基礎年金国庫負担割合の１／２への引上げを恒久化するほか、消費税増収分を活用した社会保障の充実策として、「待機児童解消加速化プラン」の推進をはじめとする子育て支援や国民健康保険制度等の低所得者保険料軽減措置の拡充などの低所得者対策などに着実に取り組んでいく。

４．消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組を更に強化するため、以下について、経済政策パッケージとして取り組む。

（１）成長力底上げのための政策

① 成長戦略関連施策の当面の実行方針

「日本再興戦略」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）に掲げられ

た達成目標を実現していくため、「成長戦略の当面の実行方針」（平成 25 年 10 月 1 日日本経済再生本部決定）に基づき、以下の施策を中核とする関連施策を着実に推進し、成長戦略の実行の加速化と強化を図る。

国家戦略特区・企業実証特例制度・適法性確認制度の創設、産業競争力会議・規制改革会議等の議論を通じた規制・制度改革の推進により、戦略地域単位、企業単位、全国単位の三層構造で構造改革を加速化する。

②に示す投資減税措置等により、民間投資・産業新陳代謝の促進を図る。

これらの施策を推進するため、国家戦略特区関連法案、産業競争力強化法案を次期国会に提出するなど、所要の措置を講ずる。

特に、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特例的な措置を組み合わせて講じ、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「国家戦略特区」の具体化を進める。

具体的には、容積率・用途等土地利用規制の見直し、公立学校運営の民間への開放、国際医療拠点における病床規制の特例による病床の新設・増床の容認、保険外併用療養の拡充、滞在施設等の旅館業法の適用除外、農業の競争力強化のための環境整備などの特例措置を検討し、具体化を図る。

農業、医療、エネルギー等の戦略分野の市場創出を加速化するため、農地中間管理機構（仮称）関連法案、電気事業法改正法案を次期国会に提出するとともに、継続審議となっている薬事法等改正法案、再生医療等安全性確保法案の早期成立を目指す。

公的・準公的資金関係について、運用対象の多様化を図り、分散投資を促進する等運用方法の見直しについて検討を進め、11 月末までにとりまとめを行う。

更に、雇用、医療・介護、農業等の分野に関し、産業競争力会議、規制改革会議等が連携して、更なる構造改革について検討を進める。

② 投資減税措置等

「日本再興戦略」に沿って、民間投資を活性化するため、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成 25 年 10 月 1 日）（以下「与党税制改正大綱」という。）に基づき、以下の政策税制を実施する。

・先端設備の取得など生産性の向上につながる設備投資を促進する税制の創設、中小企業を支援する中小企業投資促進税制の拡充及び企業の研究開発投資を促進する研究開発税制の拡充を行う。

・収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を促進する税制及び企業によるベンチャーファンドへの投資等を促進する税制を創設する。

・設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制として、耐震改修を促進するための税制を創設するほか、省エネ改修、地球温暖化対策及びノンフロン製品の普及の促進については上記生産性の向上につながる設備投資を促進する税制で実質的に支援する。

（２）「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという好循環を実現していく。このため、政府としても、経営者側

及び労働者側の双方と連携し、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を９月 20 日に立ち上げたところであり、課題解決に向けた参加者間における共通認識の醸成を図るとともに、必要な取組を実施する。

企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、与党税制改正大綱に基づき、平成 25 年度税制改正で創設した所得拡大促進税制を拡充する。

足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12 月中に結論を得る。

（３）新たな経済対策の策定

消費税率の引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した後述の給付措置も含めて、新たな経済対策を策定する。

新たな経済対策については、来年度４～６月期に見込まれる反動減を大きく上回る５兆円規模とし、３％の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げによる成長軌道への早期の復帰に対応する。これにより、成長の果実を地域の隅々にまで浸透させていく。

その中で、

・競争力強化策（中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策、エネルギーコスト対策、東京オリンピックへの対応などの交通・物流ネットワークの整備、競争力強化・イノベ

ーションにつながる重点課題の研究開発、地域活性化のための農業の６次産業化の推進など。）

・高齢者・女性・若者向け施策（簡素な給付措置の加算措置、若者や女性を含めた雇用拡大・賃上げ促進のための措置、子育て支援など。）

・復興、防災・安全対策の加速（被災地の災害復旧、地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策・学校施設の耐震化など。復興事業については、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填。）

などを措置すべく、今後、来年度予算と併せて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12 月上旬に新たな経済対策の策定を行う。

その上で、これらの施策を実行するための平成 25 年度補正予算を、来年度予算と併せて編成する。

また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化する。

（４）簡素な給付措置

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、別紙１のとおり、総額約 3,000 億円の給付措置を行う。

（５）住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し

① 一般の住宅取得に係る給付措置

消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、平成 25 年度税制改正において

住宅ローン減税の拡充措置等を講じたところであり、これを着実に実施するとともに、当該措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、別紙２のとおり、総額約 3,100 億円の給付措置を行う。

② 被災者の住宅再建に係る給付措置

被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、別紙３のとおり、総額約 500 億円の給付措置を行う。

③ 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第７条第１号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

（６）転嫁対策

消費税率の引上げに際しては、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが重要である。本年６月には消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）が成立したところであり、この法律等に基づいて、実効性のある対策を推進していく。

（７）復興の加速等

消費税率の引上げに際し、東日本大震災の被災地の復旧・復興に支障が生じないよう、全力で復旧・復興の加速に取り組む。そのため、前述のとおり、下記の措置を講じる。

① 新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算で予算措置を講じる。

② その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。

③ 被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

（別紙１）

簡素な給付措置

税制抜本改革法第 7 条第 1 号ハの規定に基づき暫定的・臨時的措置として実施する簡素な給付措置について、消費税率が 8%である期間における具体的な内容を、下記のとおりとする。

（１）給付対象者

市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）

（注）生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。

（２）給付額

給付対象者一人につき、10,000 円　（1 年半分を 1 回の手続で支給）

（３）加算

（１）の給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26 年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき 5,000 円を加算

・老齢基礎年金（65 歳以上）、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成 17 年法律第 9 号）の対象となる手当（児童扶養手当、特別障害者手当等）の受給者等

（４）実施方法

給付対象者からの申請に基づき、市町村（特別区を含む。）の協力を得て実施する。また、都道府県に対しても、市町村の円滑な執行の支援について協力を求める。具体的には、地方と協議を行い、決定する。

国は、簡素な給付措置の実施に要する費用について負担するほか、市町村の事務負担に配慮し、必要な協力を行う。

実施方法は、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとする。

（５）その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、厚生労働大臣が別に定める。

（別紙２）

一般の住宅取得に係る給付措置

（１）給付額

住民税（都道府県）所得割額 (注)	給付額
6.89 万円以下	30 万円
6.89 万円超 8.39 万円以下	20 万円
8.39 万円超 9.38 万円以下	10 万円

（注）都道府県民税率４％の場合の住民税（都道府県）所得割額。

（２）給付対象者

引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅又は中古住宅を取得し自ら居住する者。ただし、住宅ローンを利用せずに住宅を取得する者については、50 歳以上であって、住民税（都道府県）所得割額 (注) が 13.3 万円以下の者に限るものとする。

（３）給付方法

住宅取得に係る給付措置は、原則として、次の方法により行う。

・給付事務は公募により選定する者が行う。
・給付申請は住宅取得者又はこれを代行する者が行う。
・給付金は住宅取得者又は住宅取得者に代わる者として当該住宅の請負人・売主が受領する。
・給付は現金を指定の口座に振り込むことにより行う。

（４）その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

なお、税制抜本改革法附則第 18 条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、平成 27 年 10 月 1 日に消費税率が 10%に引き上げられた場合の給付措置については、「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成 25 年 6 月 26 日）を踏まえたものとする。

（別紙３）

被災者の住宅再建に係る給付措置

（１）給付額

給付対象者の所得水準に関わらず、次により計算した額とする。

建築・購入		再取得住宅の床面積×補助単価（17.1 万円/㎡）×3%
補修	全壊	被災住宅の床面積　×補助単価（ 5.6 万円/㎡）×3%
	大規模半壊	被災住宅の床面積　×補助単価（ 5.5 万円/㎡）×3%
	半壊	被災住宅の床面積　×補助単価（ 4.6 万円/㎡）×3%
	一部半壊	被災住宅の床面積　×補助単価（ 2.8 万円/㎡）×3%

（注１）被災住宅は、東日本大震災により被害が生じた住宅であって、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」若しくは「一部損壊」の認定を受けたもの又は原子力災害による避難指示区域、避難解除区域若しくは特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）内に所在するものをいう。

（注２）再取得住宅は、被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅をいう。

（注３）建築・購入については、給付する床面積の上限を 175 ㎡とする。

（注４）補修については、実際に要した補修工事費の消費税増税分を上限とする。

（２）給付対象者

① 建築・購入の場合

給付対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

ア）被災住宅を所有していた者

イ）再取得住宅を所有している者

ウ）再取得住宅に居住している者

ただし、上記の要件をすべて満たしていない場合であっても、ア）又はイ）の要件を有する者が共同で申請し、これらの者が再取得住宅に共に居住する場合など一定の場合には、給付を受けることができることとする。

② 補修の場合

給付対象者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

ア）被災住宅を所有している者
イ）被災住宅の補修工事（税抜きの補修工事費が 100 万円以上のもの）を発注した者
ウ）補修した被災住宅に居住している者

ただし、上記の要件をすべて満たしていない場合であっても、ア）又はイ）の要件を有する者が共同で申請し、これらの者が補修した被災住宅に共に居住する場合など一定の場合には、給付を受けることができることとする。

（３）給付方法

住宅再建に係る給付措置は、原則として、次の方法により行う。

・給付事務は公募により選定する者が行う。
・給付申請は住宅取得者又はこれを代行する者が行う。
・給付金は住宅取得者が受領する。
・給付は現金を指定の口座に振り込むことにより行う。

（４）その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、復興大臣が別に定める。

なお、税制抜本改革法附則第 18 条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、平成 27 年 10 月 1 日に消費税率が 10%に引き上げられた場合の給付措置については、「東日本大震災による被災者の住宅再建に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成 25 年８月７日）を踏まえたものとする。

（参考）

経済政策パッケージにおける税制改正による
減収見込額（平年度ベース）

（単位：億円）

改正事項	国税	地方税	合計
１．投資減税措置等	5,500	1,900	7,300
２．所得拡大促進税制	1,500	100	1,600
３．住宅ローン減税の拡充等	700	400	1,100
計	7,600	2,400	10,100

（注１）上記の計数は、平成25年度税制改正分を含む。
（注２）上記の計数は、それぞれ100億円未満を四捨五入している。
したがって、端数において合計とは一致しないものがある。

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について

総務省

平成25年11月28日（木）

総務省自治財政局地方債課
課長補佐　　君塚　明宏

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について①

背景

- ○ 過去に建設された公共施設等の更新が集中するなど、老朽化対策は大きな課題
- ○ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化する可能性
- ○ 市町村合併の進展により、合併後の施設全体の最適化を図る必要性
- ○ 地方公共団体の財政は厳しい状況

⇒ 計画的に公共施設等の管理を行い安心・安全でより暮らしやすいまちづくりの実現を図るとともに、財政負担を平準化させることが重要

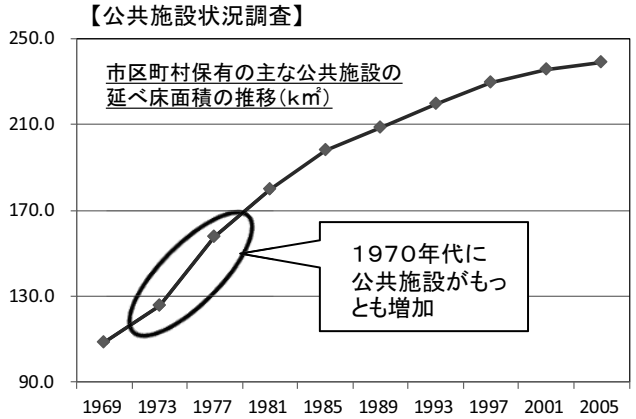

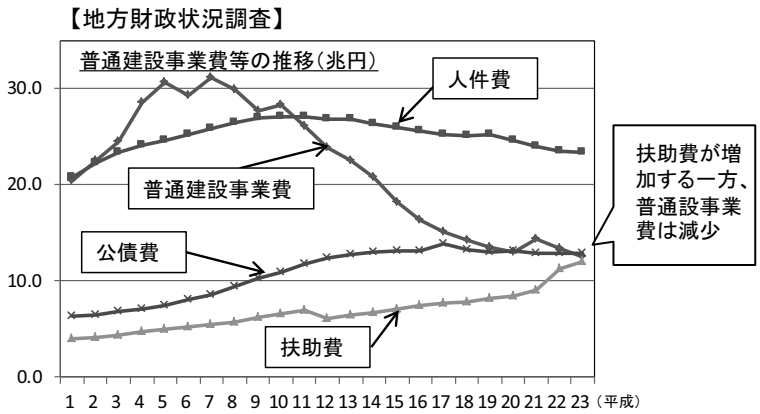

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について②

（1） 対象団体及び回答団体数
全ての都道府県及び市区町村が調査対象、全1,789団体中、1,786団体から回答があった（回答率99.8%）。

（2） 対象施設
平成25年9月1日現在で、地方公共団体が保有する公共施設等のうち解体撤去の意向のあるものが対象。ただし、現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は、調査の対象外。

（3） 集計上の留意点
- ○ 調査結果は、総務省自治財政局地方債課において、地方公共団体から回答のあった調査表のうち、空欄等を除いた有効回答について集計したものであり、各項目の計が全施設合計と一致しない場合がある。
- ○ 集計の際、「解体撤去費用」の概算方法については各団体の任意とし、調査実施時点において可能な範囲で入力することとした。
- ○ 面積・築年数・解体撤去費用の平均値は、空欄等を除いたそれぞれの有効回答に係る単純平均である。
- ○ 本調査結果は、調査時点における地方公共団体の意向をまとめたものであり、今後、各団体において事業が実施されることを担保したものではないことに留意する必要がある。

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について③

【施設種別の集計上の整理】

施設種別	「施設の種別（分類）」の選択項目
公営住宅	公営住宅等
教育関係施設	学校施設、図書館等、体育施設、幼稚園等
職員宿舎	職員公舎
庁舎等	本庁舎、支所等、警察施設、消防施設
社会福祉関係施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、その他の社会福祉施設
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設（し尿処理）、廃棄物処理施設（ごみ処理）
インフラ	橋りょう、港湾、漁港、上水道等、下水道等
その他	病院等、診療施設、県民会館等、公民館等、その他施設、その他

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について④

【施設分類別の件数（全国計）】

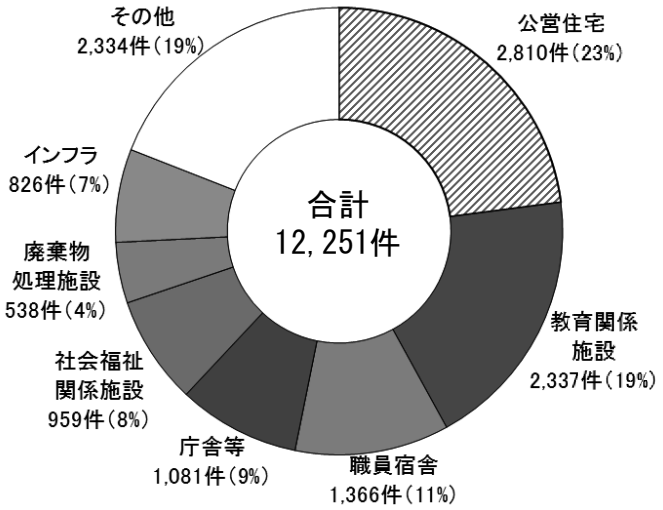

【施設分類別の解体撤去費用（全国計）】

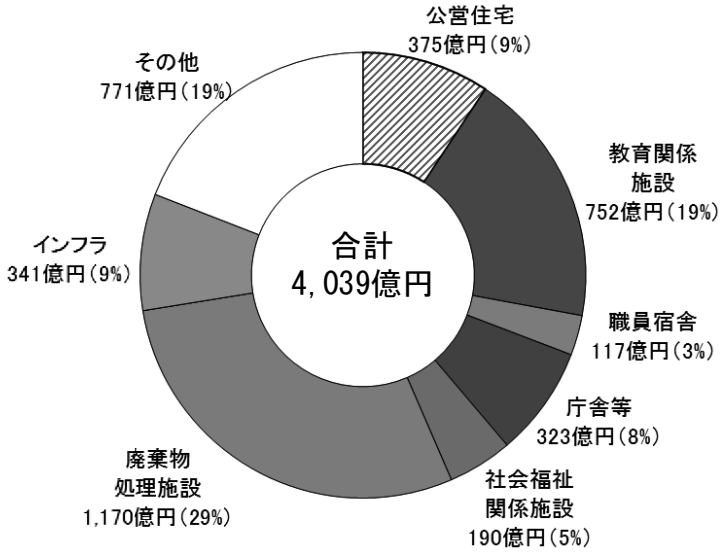

○　件数では、公営住宅が2,810件（22.9%）と最も多く、続いて教育関係施設2,337（19.1%）、職員宿舎1,366件（11.2%）となっている。

○　解体撤去費用では、有効回答のあった4,039億円中、廃棄物処理施設が1,170億円（29.0%）と最も大きく、教育関係施設752億円（18.6%）、公営住宅375億円（9.3%）と続いている。

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑤

【施設分類別の面積（全国計）】

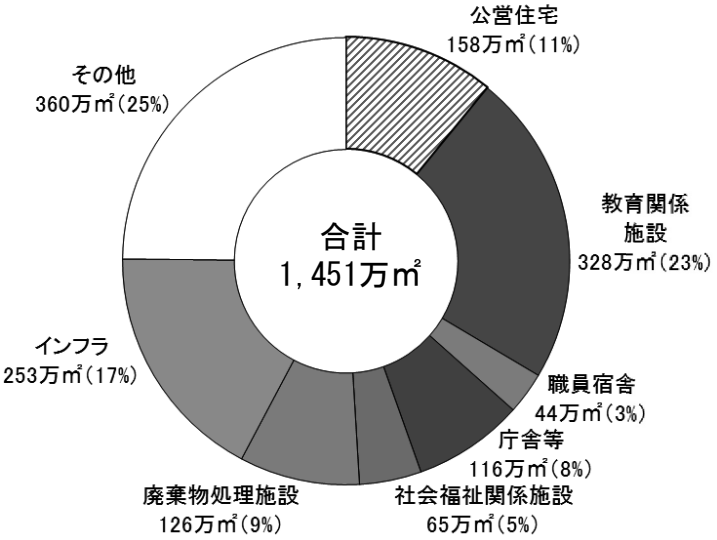

【施設の構造（全国計）】

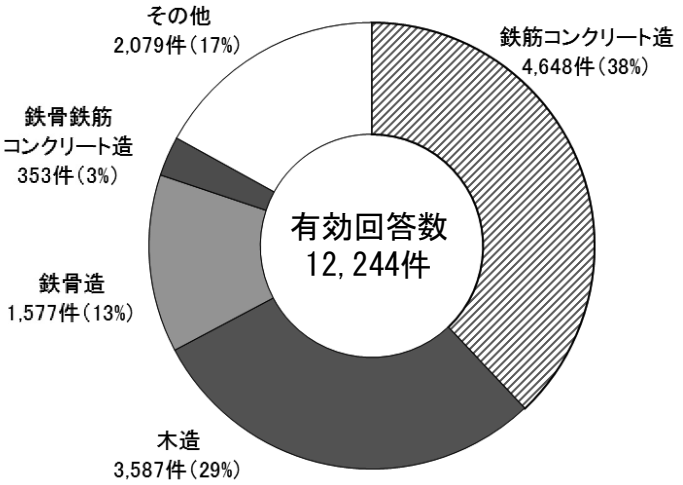

○　延床面積については、有効回答のあった1,451万㎡中、教育関係施設が328万㎡（22.6%）と最も大きく、続いてインフラ253万㎡（17.4%）、公営住宅158万㎡（10.9%）となっている。

○　施設の構造については、有効回答のあった12,244件中、鉄筋コンクリート造が4,648件（38.0%）と最も多く、続いて木造3,587件（29.3%）、鉄骨造1,577件（12.9%）となっている。

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑥

【施設の現況（全国計）】

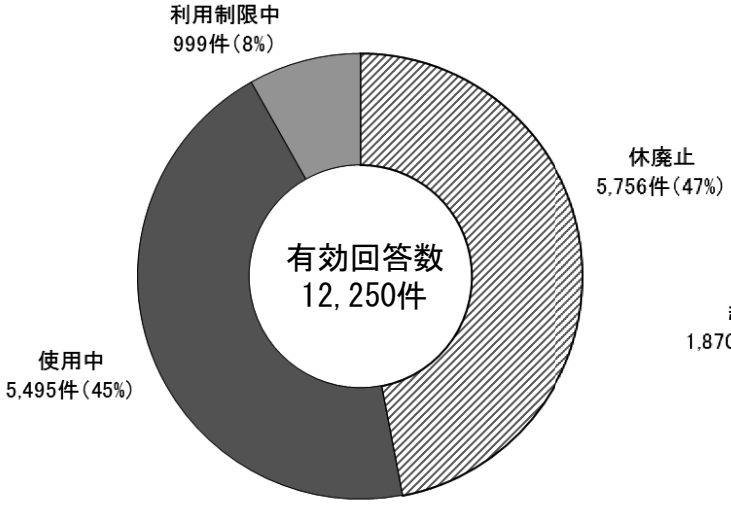

【解体撤去の理由（全国計）】

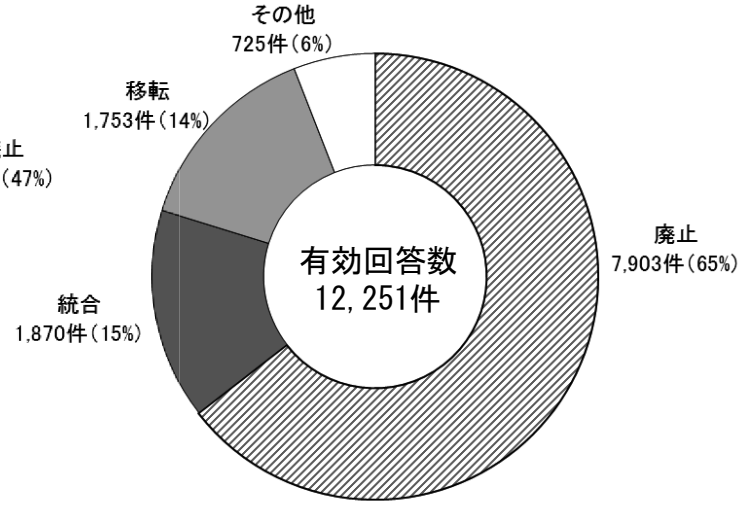

○　施設の現況については、有効回答のあった12,250件中、休廃止が5,756件（47.0%）、使用中5,495件（44.9%）、利用制限中999件（8.2%）となっている。

○　解体撤去の理由については、有効回答のあった12,251件中、廃止が7,903件（64.5%）、他の既存施設に機能統合する場合が1,870件（15.3%）、他の敷地に新設する場合が1,753件（14.3%）となっている。

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑦

【解体撤去後の跡地利用の有無（全国計）】

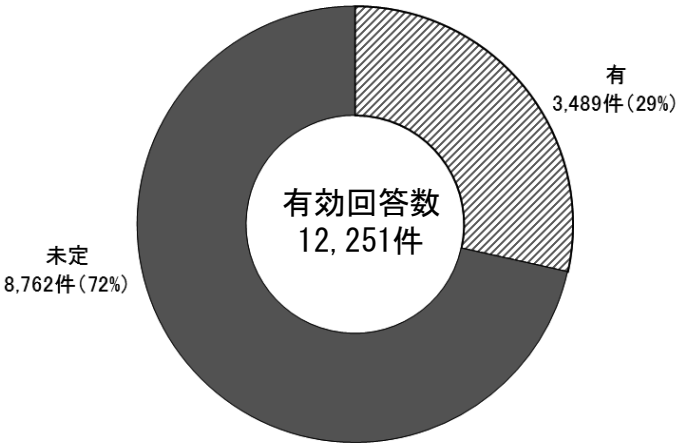

【解体撤去後の跡地利用の詳細（全国計）】

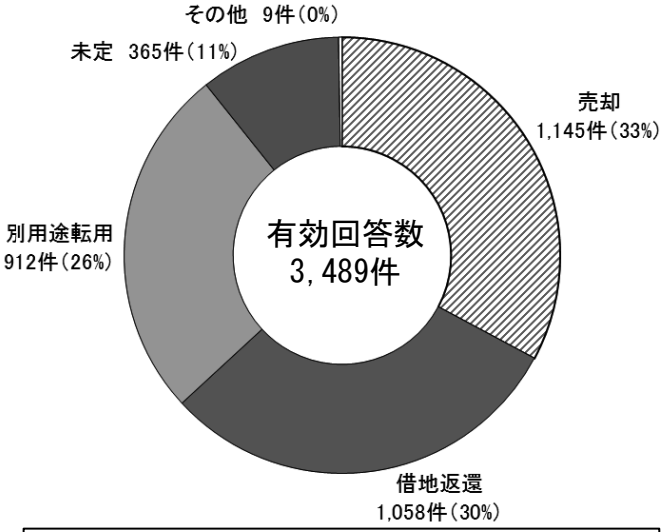

○　解体撤去後の跡地利用の有無については、有効回答のあった12,251件中、3,489件（28.5%）が予定有りとしているが、8,762件（71.5%）について未定となっている。

○　跡地利用予定が有る施設3,489件における当該予定の詳細については、売却が1,145件（32.8%）、借地返還が1,058件（30.3%）、別用途転用が912件（26.1%）となっている。

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑧

【全施設・公営住宅の状況（全国計）】

	合計	有効回答数	当該選択肢の割合	公営住宅	有効回答数	当該選択肢の割合
回答施設数(件)	12,251			2,810		
延床面積(㎡)	14,506,113	11,977		1,581,780	2,810	
1施設あたり平均(㎡)	1,211			563		
平均築年数(年)	41	12,017		48	2,778	
施設の現況(件)		12,250			2,810	
使用中	5,495		44.9%	1,375		48.9%
利用制限中	999		8.2%	568		20.2%
休廃止	5,756		47.0%	867		30.9%
解体撤去の時期(件)		12,249			2,810	
緊急(1～2年以内)	3,969		32.4%	803		28.6%
数年程度後	3,273		26.7%	780		27.8%
未定	5,007		40.9%	1,227		43.7%
解体撤去費用(百万円)	403,943	11,645		37,492	2,771	
平均解体撤去費用(百万円)	35			14		
跡地利用の有無(件)		12,251			2,810	
有	3,489		28.5%	598		21.3%
未定	8,762		71.5%	2,212		78.7%

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑨

【教育関係施設・職員宿舎の状況（全国計）】

	教育関係施設	有効回答数	当該選択肢の割合	職員宿舎	有効回答数	当該選択肢の割合
回答施設数(件)	2,337			1,366		
延床面積(㎡)	3,281,587	2,317		441,765	1,364	
1施設あたり平均(㎡)	1,416			324		
平均築年数(年)	41	2,311		41	1,360	
施設の現況(件)		2,337			1,366	
使用中	870		37.2%	352		25.8%
利用制限中	95		4.1%	75		5.5%
休廃止	1,372		58.7%	939		68.7%
解体撤去の時期(件)		2,337			1,366	
緊急(1～2年以内)	694		29.7%	546		40.0%
数年程度後	522		22.3%	320		23.4%
未定	1,121		48.0%	500		36.6%
解体撤去費用(百万円)	75,227	2,236		11,729	1,311	
平均解体撤去費用(百万円)	34			9		
跡地利用の有無(件)		2,337			1,366	
有	538		23.0%	568		41.6%
未定	1,799		77.0%	798		58.4%

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑩

【庁舎等・社会福祉関係施設の状況（全国計）】

	庁舎等			社会福祉関係施設		
		有効回答数	当該選択肢の割合		有効回答数	当該選択肢の割合
回答施設数(件)	1,081			959		
延床面積(㎡)	1,159,985	1,041		649,523	956	
1施設あたり平均(㎡)	1,114			679		
平均築年数(年)	40	1,033		39	948	
施設の現況(件)		1,080			959	
使用中	751		69.5%	582		60.7%
利用制限中	65		6.0%	24		2.5%
休廃止	264		24.4%	353		36.8%
解体撤去の時期(件)		1,080			959	
緊急(1～2年以内)	483		44.7%	299		31.2%
数年程度後	315		29.2%	259		27.0%
未定	282		26.1%	401		41.8%
解体撤去費用(百万円)	32,308	991		18,958	905	
平均解体撤去費用(百万円)	33			21		
跡地利用の有無(件)		1,081			959	
有	529		48.9%	254		26.5%
未定	552		51.1%	705		73.5%

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について⑪

【廃棄物処理施設・インフラの状況（全国計）】

	廃棄物処理施設			インフラ		
		有効回答数	当該選択肢の割合		有効回答数	当該選択肢の割合
回答施設数(件)	538			826		
延床面積(㎡)	1,261,633	530		2,527,285	640	
1施設あたり平均(㎡)	2,380			3,949		
平均築年数(年)	31	532		41	786	
施設の現況(件)		538			826	
使用中	188		34.9%	271		32.8%
利用制限中	21		3.9%	16		1.9%
休廃止	329		61.2%	539		65.3%
解体撤去の時期(件)		538			826	
緊急(1～2年以内)	114		21.2%	149		18.0%
数年程度後	156		29.0%	418		50.6%
未定	268		49.8%	259		31.4%
解体撤去費用(百万円)	116,967	496		34,143	780	
平均解体撤去費用(百万円)	236			44		
跡地利用の有無(件)		538			826	
有	103		19.1%	179		21.7%
未定	435		80.9%	647		78.3%

まとめ

【調査結果の概要（全国計）】

	合計	解体撤去の時期					
		緊急（1～2年以内）		数年程度後		未定	
1　回答施設数（件）	12,251	3,969	32.4%	3,273	26.7%	5,007	40.9%
2　平均築年数（年）	41	42		41		42	
3　解体撤去費用（百万円）	403,944	115,411	28.6%	127,567	31.6%	160,965	39.8%
平均解体撤去費用（百万円）	35	30		41		35	

※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。
※解体撤去費用（概算値）は、各団体からの有効回答を集計したものである。

○　解体撤去の意向のある施設は全国で12,251件、平均築年数は41年、解体撤去に要する費用の概算は4,039億円（1施設当たり平均3,500万円）程度となっている。
○　解体撤去の時期については、緊急（1～2年以内）が3,969件（32.4%）、数年程度後が3,273件（26.7%）となっているが、5,007件（40.9%）が時期未定となっており、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。

公共施設等の解体撤去に係る地方債の取扱い

【現状】
　地方債の発行は、世代間負担の公平の観点から、後世代にも効用の及ぶ建設事業等に限られ、解体撤去のみの事業は対象となっていない。

○　解体撤去に地方債を用いることができる例

（1）　現地建替え
　解体撤去費用も含めて建設費用は、地方債の対象

（2）　防災空地等の整備
　地域防災力向上のため、公共施設等として防災空地を整備する場合等には、解体撤去費用も含めて整備費用は、地方債の対象

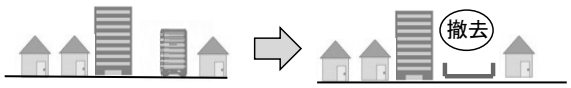

〈参考〉 維持管理、改修等に係る取扱い

（1）　維持管理
　経常的な維持管理費用は、普通交付税で措置

（2）　改修、大規模修繕
　耐震改修、長寿命化のための改修などの費用は、地方債の対象

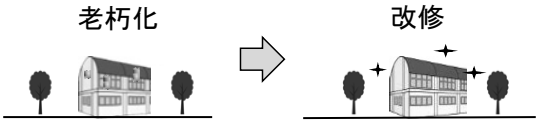

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

基礎自治体による行政サービスの提供

平成26年2月12日
総務省自治行政局市町村課課長補佐
松谷　朗

目次

○人口構造の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○市町村の現況について ・・・・・・・・・・・・・・・ 7
○東日本大震災等について ・・・・・・・・・・・・ 16
○広域連携等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
○第30次地方制度調査会答申等 ・・・・・・ 32

我が国における総人口の長期的推移

○　我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

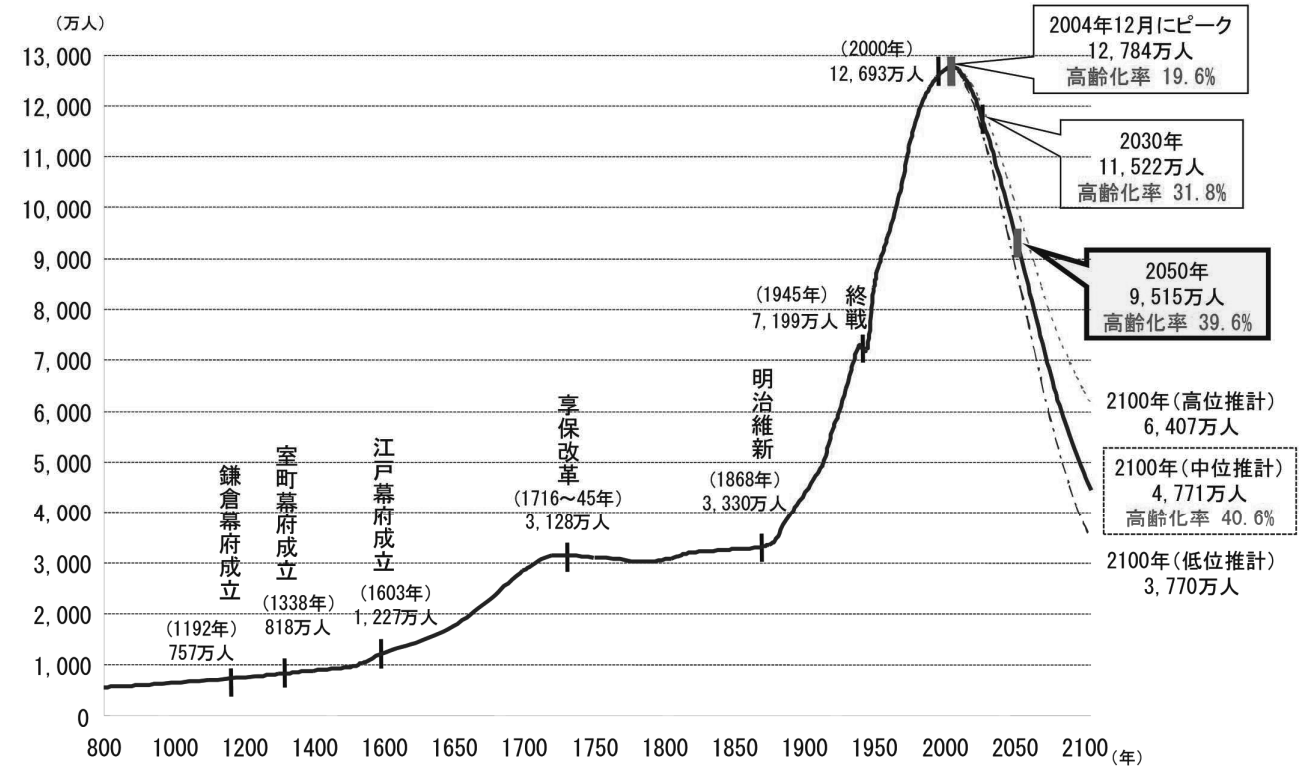

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ　概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

2

我が国における総人口の推移（年齢３区分別）

○　我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
○　高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。

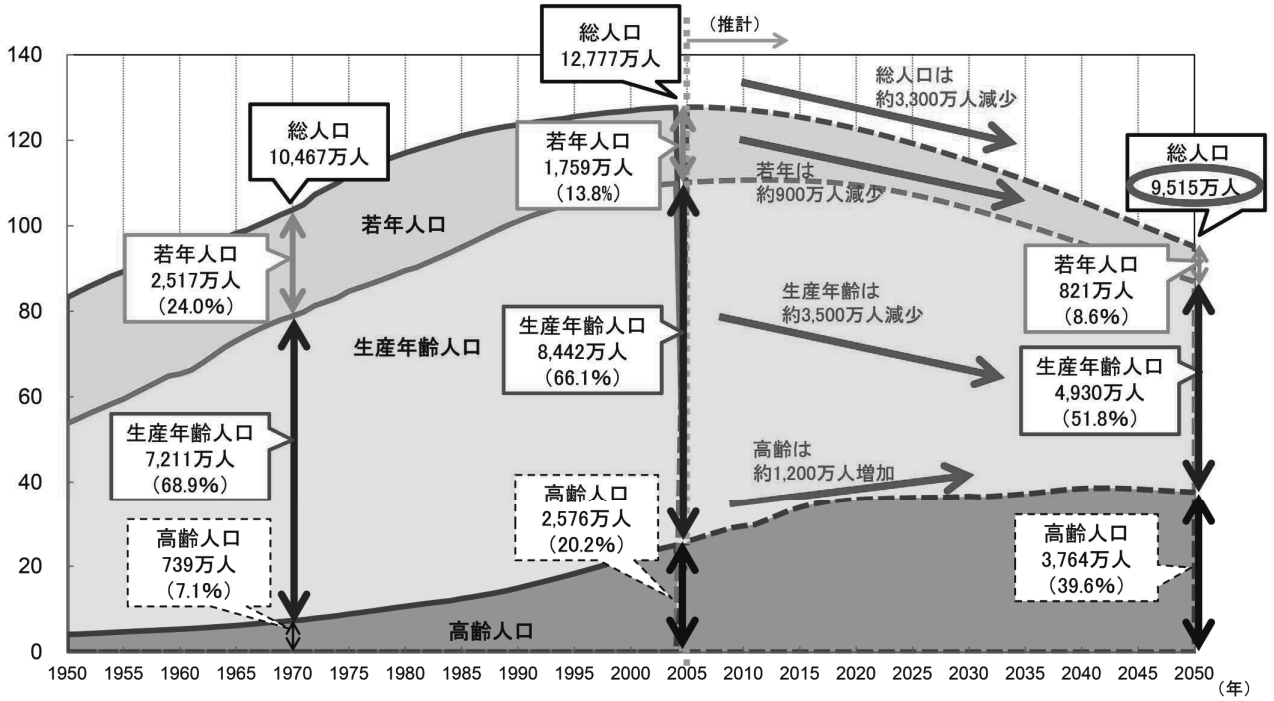

（注１）「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
（注２）（　）内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合
（注３）2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている
（注４）1950～1969、1971年は沖縄を含まない

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ　概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

3

世帯数の推移

○ これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

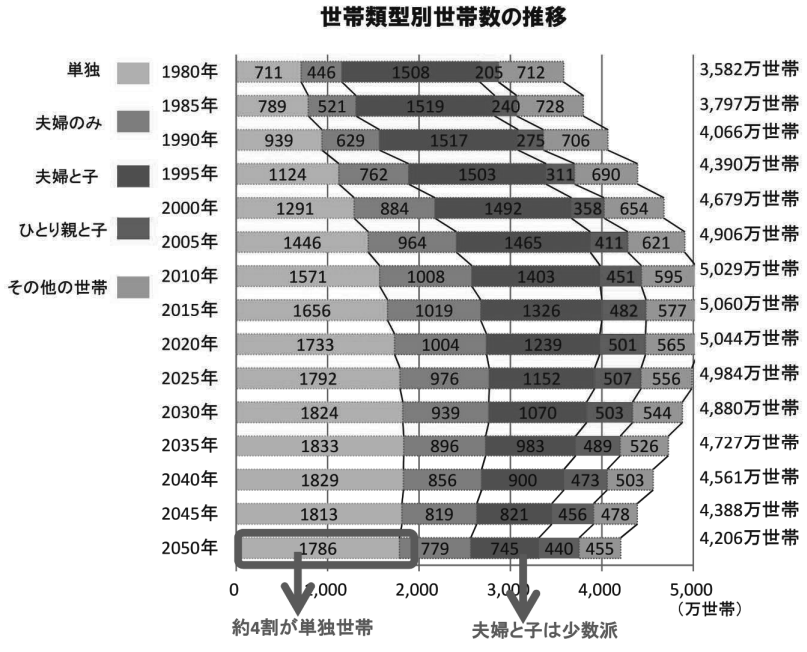

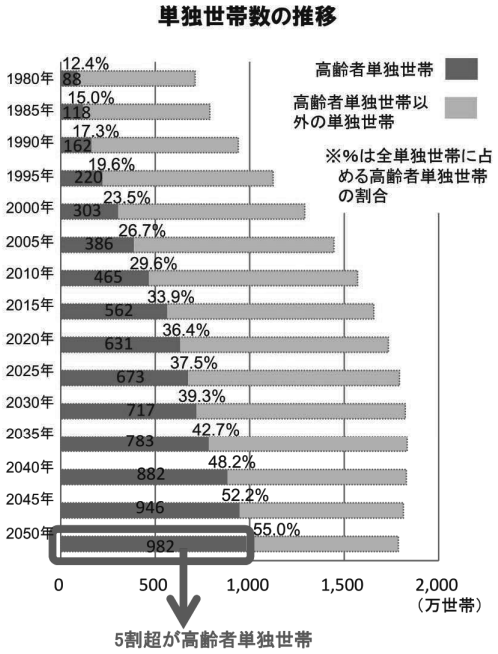

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ　概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

居住地域・無居住地域の推移

○ 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
○ 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。

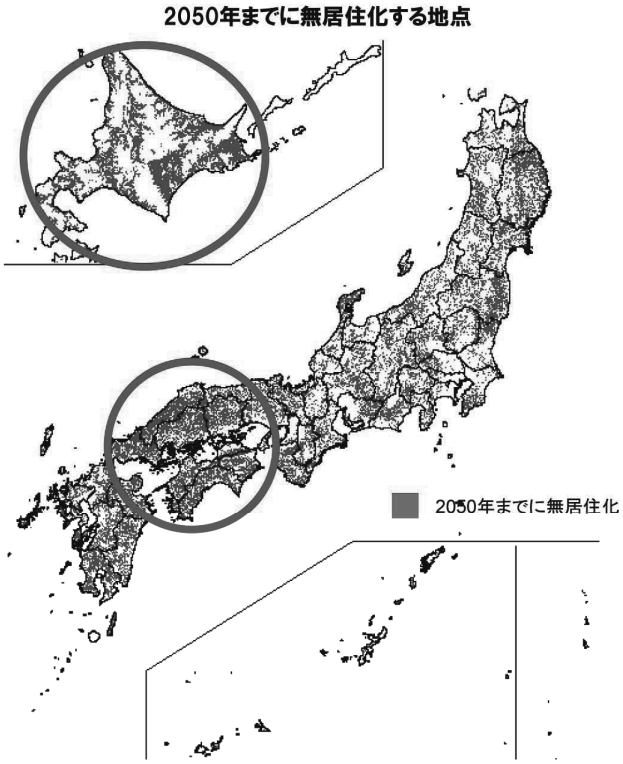

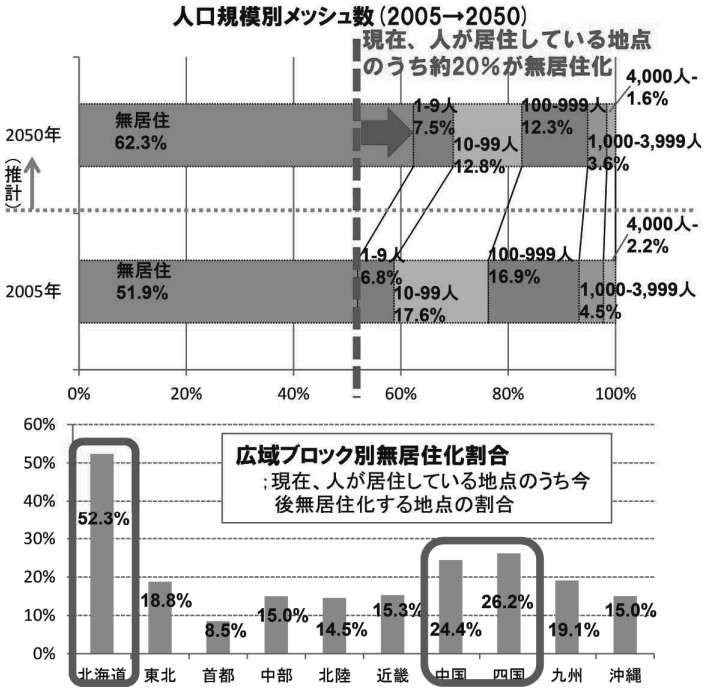

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ　概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」（増田寛也（東京大学客員教授）ほか・中央公論2013.12月号）

【現状分析】

Ⅰ　将来の人口減少動向は3つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していく。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。

第一段階　：　老年人口増加　＋　生産年齢・年少人口減少

第二段階　：　老年人口維持・微減　＋　生産年齢・年少人口減少

第三段階　：　老年人口減少　＋　生産年齢・年少人口減少　⇒　恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代

※　地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に東京圏へ流出する可能性が高く、将来急激な人口減少を招く可能性（社人研推計よりも深刻な事態に）。

Ⅱ　2040年（平成52年）までに出産可能年齢（20～39歳）の女性が5割以上減少する市区町村は、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まらず、「消滅可能性」が高いと言わざるを得ない。

※　もし人口を維持しようとすると、出生率を直ちに2．8～2．9という非現実的な水準まで引き上げる必要がある。

【増田氏の見解】

○　本格的に迎える人口減少社会の中で豊かさをどう実現していくか、長期的視点で現状を直視する必要。

○　人口減少の進展により、地域コミュニティ機能の低下だけではなく、医療・教育といったサービスが維持できなくなる。

○　遠隔医療・集落移転などの政策は、地域機能の維持には有効だが、いずれにせよ「受け身」の政策。

○　中長期的に、地方が持続可能な経済社会構造を構築する施策として、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る人口・国土構造を構築すべき。

○　地域ブロック単位の地方中核都市が重要。資源や政策を集中的に投入することで、地方が踏ん張る拠点を設けるべき。

○　従来の「地方分権論」を超えた論議が必要。

6

市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1，719市町村にまで減少。

明治の大合併

○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。

昭和の大合併

○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

平成の大合併

○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。

年　月	市	町	村	計
明治21年（1888年）	―	（71,314）		71,314
22年（1889年）	39	（15,820）		15,859
昭和20年（1945年）10月	205	1,797	8,518	10,520
28年（1953年）10月	286	1,966	7,616	9,868
31年（1956年）4月	495	1,870	2,303	4,668
36年（1961年）6月	556	1,935	981	3,472
40年（1965年）4月	560	2,005	827	3,392
60年（1985年）4月	651	2,001	601	3,253
平成11年（1999年）4月	671	1,990	568	3,229
18年（2006年）3月	777	846	198	1,821
22年（2010年）3月	786	757	184	1,727
26年（2014年）1月	790	746	183	1,719

※平成26年1月1日時点。

7

市町村数の推移

平成11年3月31日 3232 ▲1505 → 平成22年3月31日 1727 ▲8 → 平成26年1月1日 1719

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.1.1
市 町 村 数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,719
人口1万人未満	―	―	1,537	457	480
平均人口（人）	7,864	24,555	36,387	69,067	69,291
平均面積（㎢）	37.5	106.9	114.8	215.4	216.6

	合併件数（合併関係団体数）	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1～	581（1,991）	1,410
新法下（改正前）	61（156）	95
新法下（改正後）	6（14）	8
計	648（2,161）	1,513

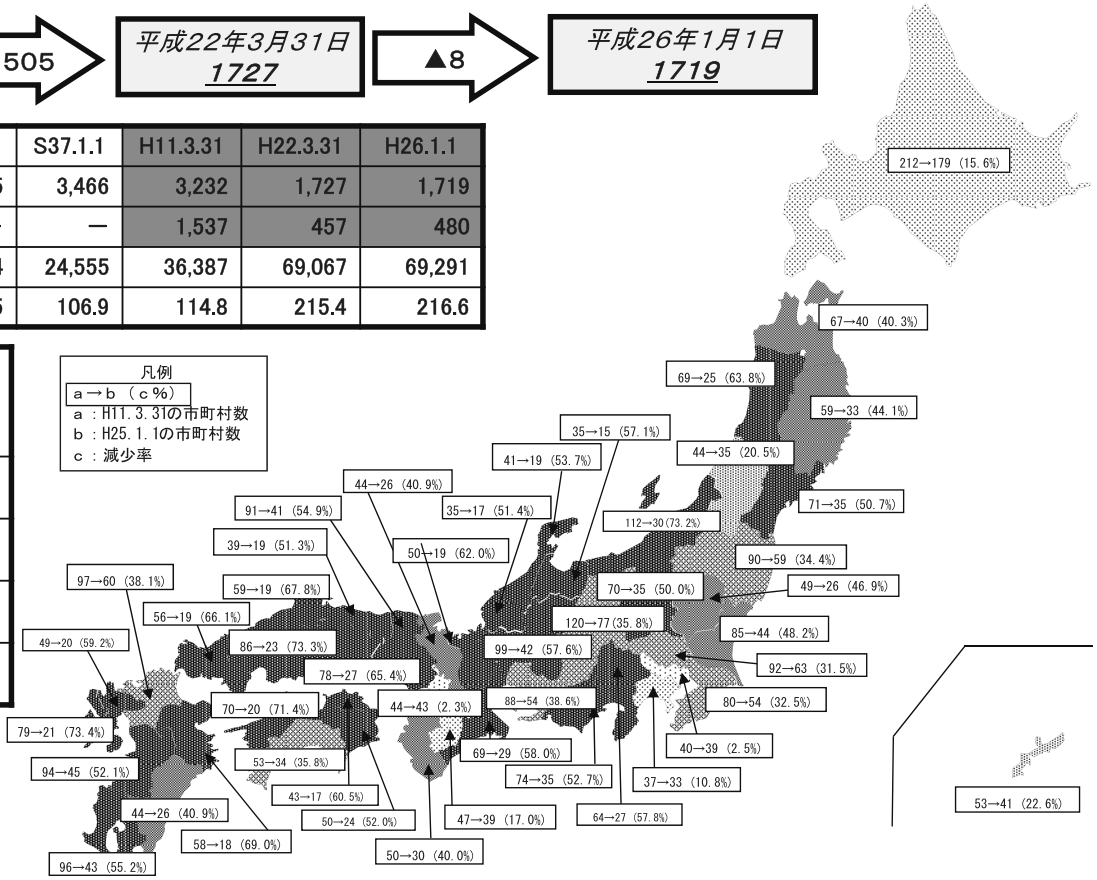

※ 現行合併特例法による合併67件を含む。

人口規模別市町村数

○ 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
○ 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。

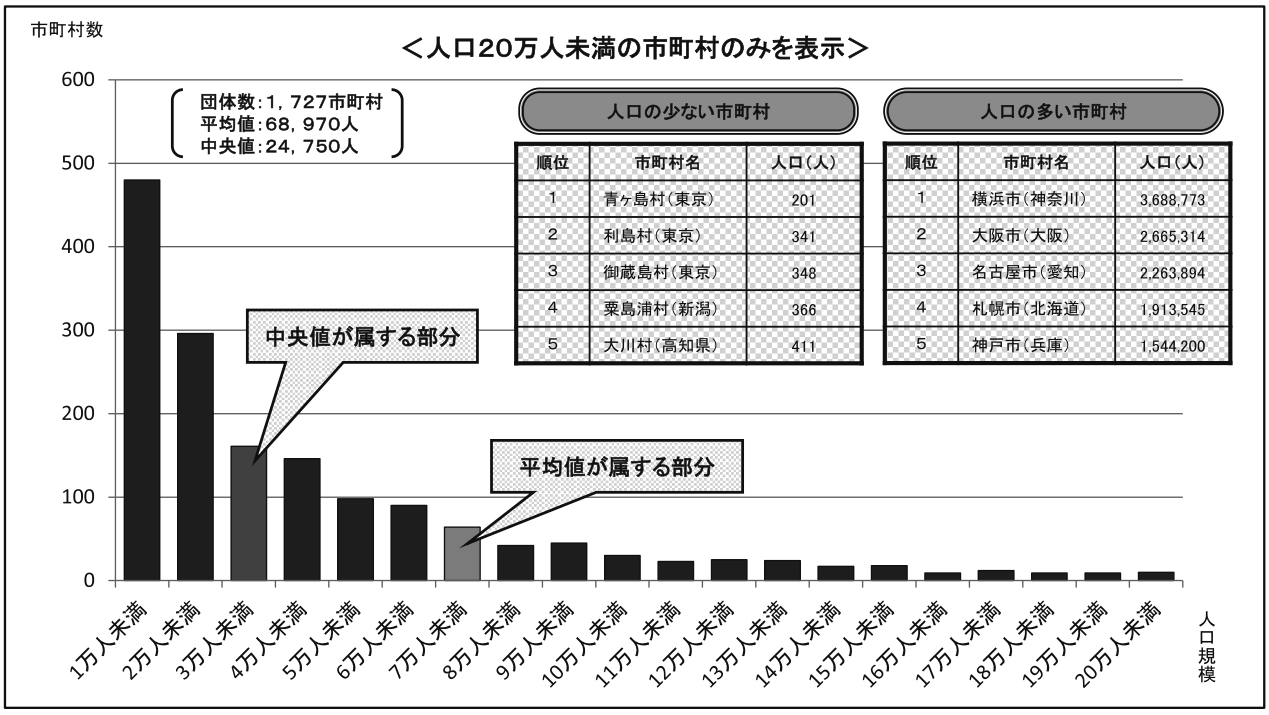

人口の少ない市町村

順位	市町村名	人口（人）
1	青ヶ島村（東京）	201
2	利島村（東京）	341
3	御蔵島村（東京）	348
4	粟島浦村（新潟）	366
5	大川村（高知県）	411

人口の多い市町村

順位	市町村名	人口（人）
1	横浜市（神奈川）	3,688,773
2	大阪市（大阪）	2,665,314
3	名古屋市（愛知）	2,263,894
4	札幌市（北海道）	1,913,545
5	神戸市（兵庫）	1,544,200

※ 人口は、平成22年国勢調査（平成22年10月1日現在）に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。
※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

面積による分布状況

○　2,000㎢を超える市町村がある一方で、100㎢未満の市町村が4割超を占める。

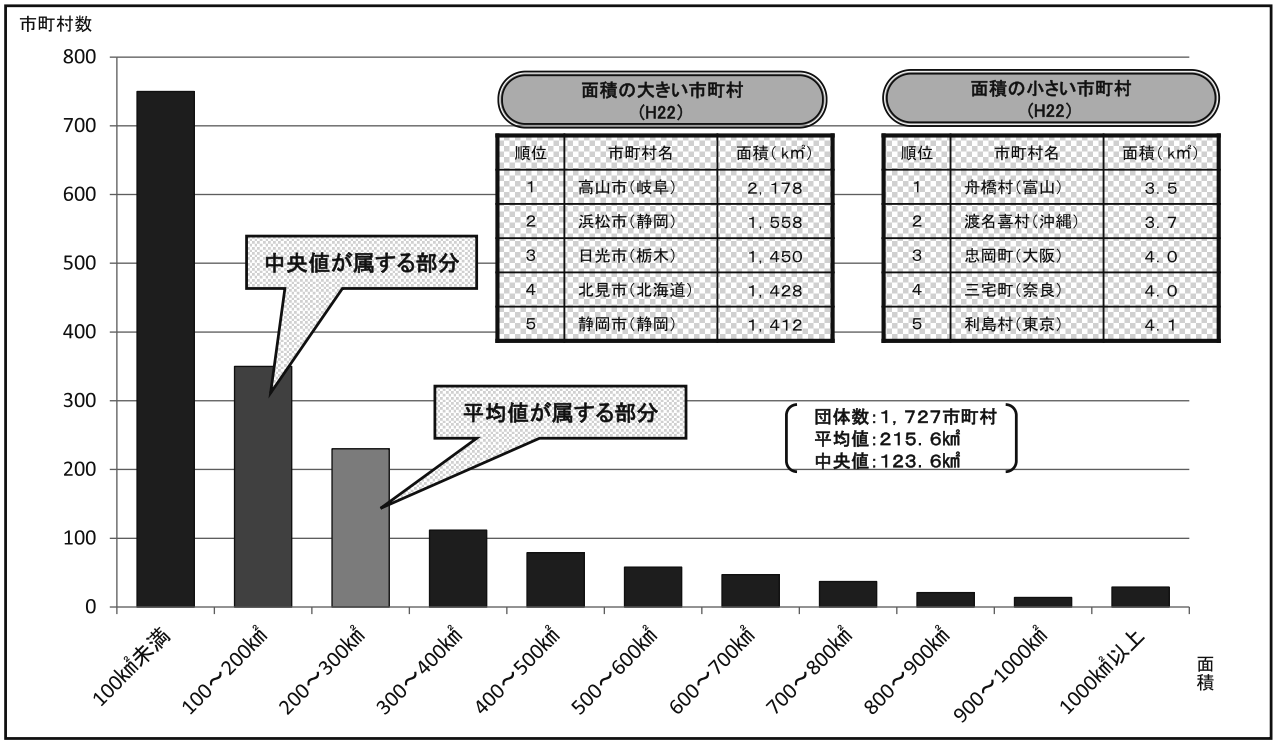

面積の大きい市町村（H22）

順位	市町村名	面積（㎢）
1	高山市（岐阜）	2，178
2	浜松市（静岡）	1，558
3	日光市（栃木）	1，450
4	北見市（北海道）	1，428
5	静岡市（静岡）	1，412

面積の小さい市町村（H22）

順位	市町村名	面積（㎢）
1	舟橋村（富山）	3．5
2	渡名喜村（沖縄）	3．7
3	忠岡町（大阪）	4．0
4	三宅町（奈良）	4．0
5	利島村（東京）	4．1

※　面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院、平成22年10月１日現在）に基づくもの。団体数は、平成22年10月１日現在。

10

大都市部の市町村の特徴

○　大都市部の市町村は平均面積が小さく、人口密度が高い。
○　市街地が市町村の境界を越えて連なっており、住民の日常的な生活圏は行政区域を越えて大きく広がっていると考えられる。
○　現時点の高齢化率は、その他の地域と比較して低い状況にある。
○　主要な財政指標について見ると、現時点では、大都市部の市町村はその他の地域の市町村と比較し、財政状況が良好である。

大都市部とその他の地域の市町村の比較

	大都市部	その他の地域
平均人口	180,174人	50,067人
平均面積	61.1㎢	243.5㎢
人口密度	2,949.0人/㎢	205.6人/㎢
高齢化率	20.9%	26.8%
財政力指数（市町村平均）	0.83	0.45

※　大都市部の市町村は、三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村（特別区は除く。）とする。
※　平均面積は、平成23年10月1日現在の「全国都道府県市区町村面積調（国土交通省国土地理院）」により算出。
※　平均人口及び高齢化率は、平成22年国勢調査により算出。
※　財政力指数は、平成23年度決算による。

11

大都市部の高齢者人口の推移

○ 大都市部の都府県における高齢者人口は、その他の地域に比べて急速に増加することが予想される。

単位：千人

		国勢調査人口			将来推計人口	
		H7	H17	H22	H27	H47
全国		18,261（14.5%）	25,761（20.2%）	29,246（23.0%）	33,781（26.9%）	37,249（33.7%）
	指数	100.0	141.1	160.2	185.0	204.0
大都市部		5,639（11.7%）	8,935（17.7%）	10,702（20.6%）	12,823（25.1%）	15,142（32.0%）
	指数	100.0	158.4	189.8	227.4	268.5
その他の地域		12,622（16.3%）	16,826（21.8%）	18,544（24.3%）	20,959（28.2%）	22,107（34.9%）
	指数	100.0	133.3	146.9	166.1	175.2

※ 国勢調査人口は、各年10月1日現在。
※ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」による。
※ （ ）内の数値は、高齢化率。
※ 大都市部は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府とする。

12

〈大都市圏域関係〉
東京23区・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏

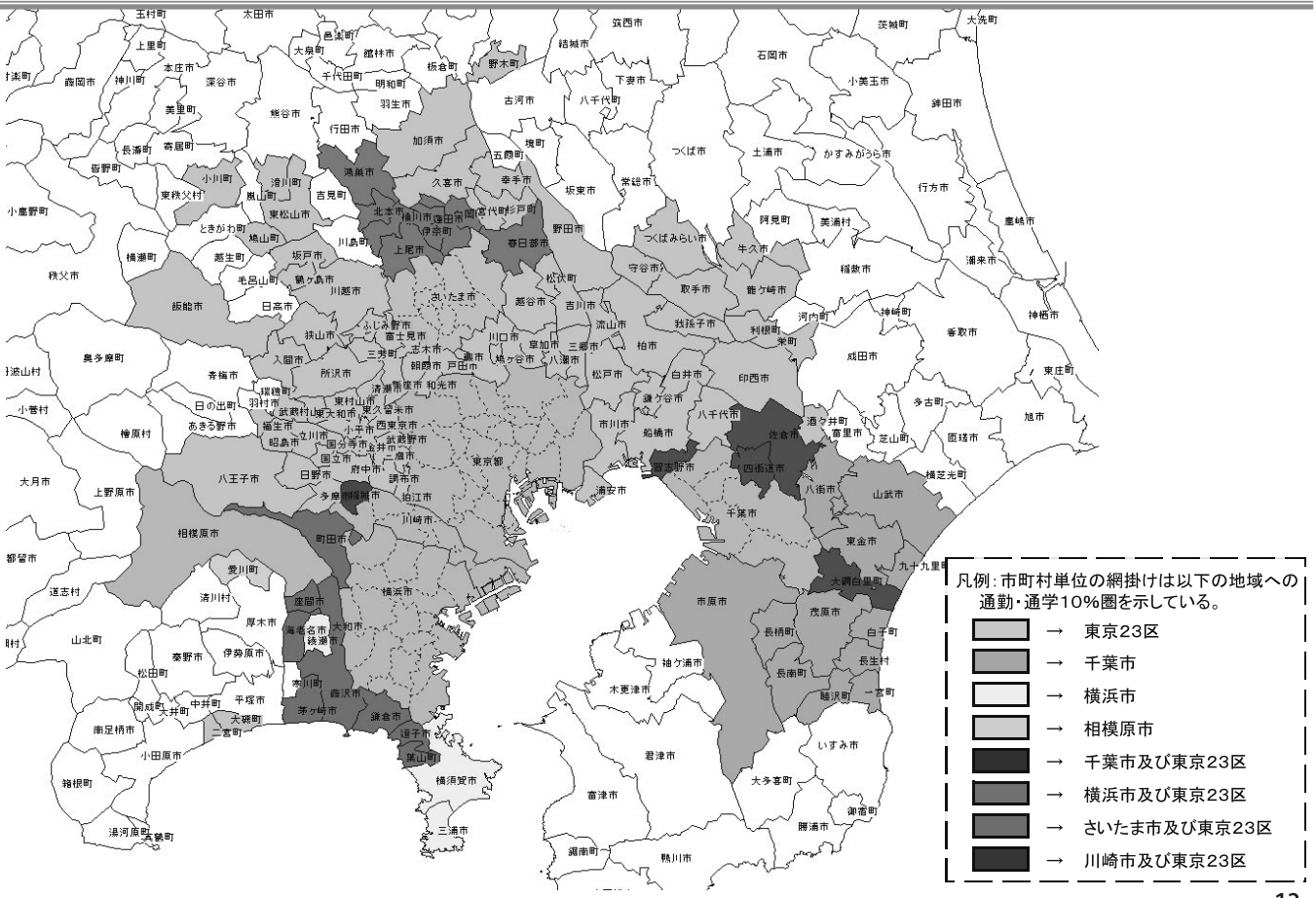

（注）平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。

13

名古屋市の通勤・通学１０％圏

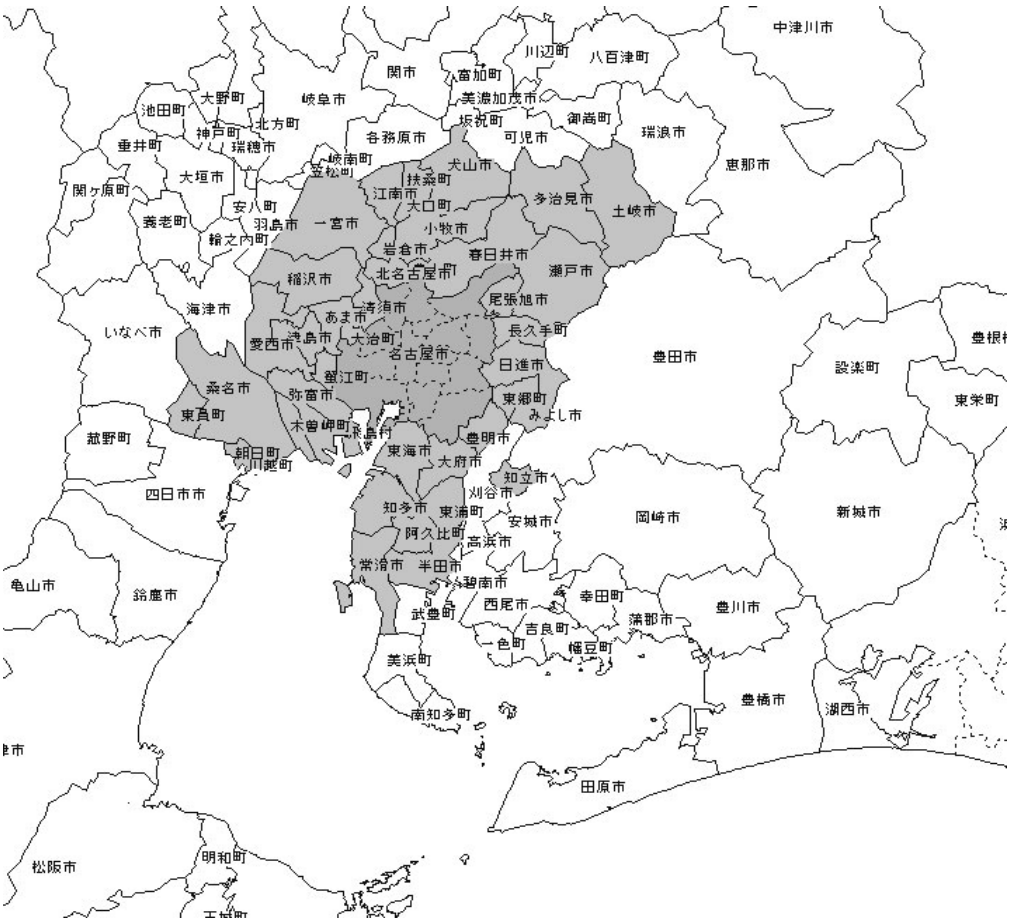

（注）平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。

14

大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学１０％圏

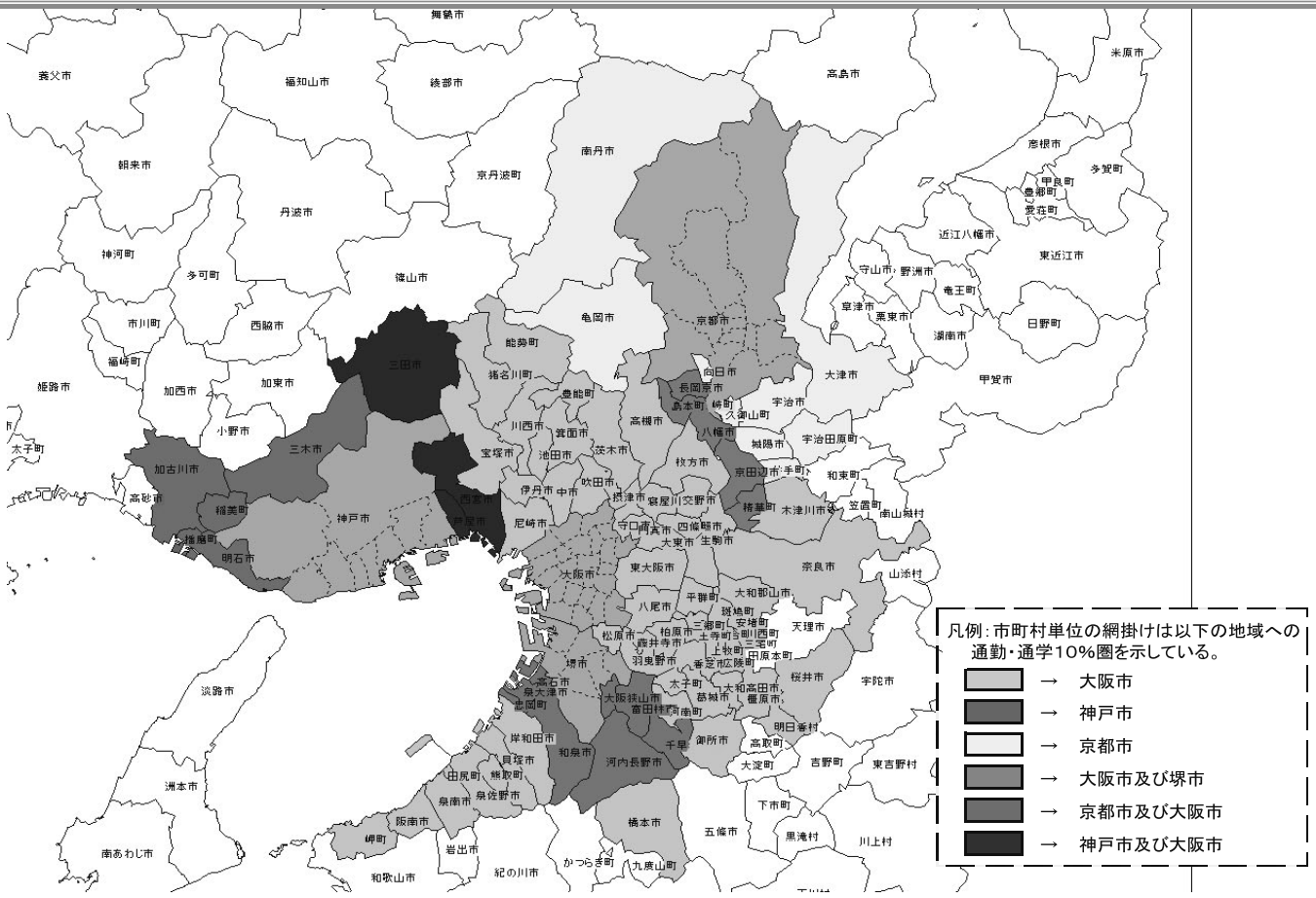

（注）平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。
※　堺市は大阪市の通勤・通学１０％圏である。

15

東日本大震災の概要

（復興庁公表資料等により作成）

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日　14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近） 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9．0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
津波の遡上高	局所的に40m超 （「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」の調査等）	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

（気象庁資料・海上保安庁資料等による）

被害状況等（平成24年12月26日現在　出典：警察庁、復興庁等）

（1）人的被害
- ア 死者　15，879名
- イ 行方不明　2，712名
- ウ 負傷者　6，126名
- エ 震災関連死(※2)　2，303名（平成24年9月30日現在）

（2）建築物被害
- ア 全壊　129，724戸
- イ 半壊　267，666戸
- ウ 一部破損　731，680戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月2日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震、8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震及び12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義（実際には支給されていない方も含む。）。復興庁等調べ。

16

震災に伴う市町村の行政機能の課題と対応状況①

（震災により生じた課題）

○「ヒト」：職員の被災
　避難者への対応等、膨大な災害対策業務

○「事務処理」：事務量の増加に伴い、一部事務の執行が困難
　また、住民の避難の長期化により、適切な行政サービスの提供が困難

○「カネ」：被災者支援・復旧等のための莫大な財政需要

○「選挙」：一部自治体において選挙の執行が不可能

（課題への対応状況）

○「ヒト」：国、他自治体からの職員派遣
国家公務員（自衛官等を除く。）派遣延べ人数→**約82,500名**
（平成24年12月10日時点。総務省人事恩給局調べ）
地方公務員（※）派遣延べ人数→**約81,500名**
（平成24年3月31日時点。総務省公務員部調べ）
※一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、公務として派遣された者

○「事務処理」：市町村から県に災害廃棄物処理事務、災害弔慰金支給事務を委託する等、事務委託制度を活用
　「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（原発避難者特例法）により、市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供を確保

○「カネ」：数次の補正予算及び当初予算による、東日本大震災復興交付金の創設等国費の拡充や、復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担を解消するための震災復興特別交付税の確保等

○「選挙」：「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき５７団体で選挙期日を延期

17

震災に伴う市町村の行政機能の課題と対応状況②

（震災により生じた課題）

○「モノ」：庁舎、情報システム等の壊滅的な被害

（例）
Ａ市　津波により本庁舎が浸水し、設備、備品ともに流失
Ｂ市　本庁舎の柱、床、天井が損壊し、立ち入り禁止
Ｃ市　戸籍データ及び住民基本台帳データを喪失

○「情報」：全国に避難した住民の所在が不明
（避難者の所在）

原子力災害による避難住民が民間契約等（※）の際にその避難場所の証明を求められる事例の発生
※ 会員証等の作成、クレジットカードの送付・受け取り　等

（課題への対応状況）

○「モノ」：庁舎・情報システムについては、市町村行政機能応急復旧補助金により５９市町村が応急の修繕又は仮庁舎の建設を実施
地方単独事業で庁舎を建て替える場合については、震災復興特別交付税等により措置

戸籍情報データについては、法務局において保存していた戸籍の副本等に基づき再製
住民基本台帳データについては、保守契約等をしている業者にバックアップデータが保存されており、後に復旧

（住民基本台帳データの復旧までの間、一部の団体で住基ネットの県サーバの本人確認情報を活用）

○「情報」：「全国避難者情報システム」の運用
※　避難者の所在地等の情報を避難先の自治体が把握し、これを避難元の自治体へ提供
（避難者の所在）

「届出避難場所証明書」の交付
※　原発避難者特例法に基づいて届出のあった避難場所に関する証明書を避難元市町村が交付

18

都市の自治体間災害時相互応援協定の締結状況

（地方行財政調査会「都市の自治体間災害時相互応援協定の締結状況調べ＝2012（平成24）年9月1日現在＝」（平成24年12月6日発行）により作成）

1　自治体間災害時相互応援協定の締結状況

○調査に回答した691市区のうち、約98%に当たる675市区が「締結している」と回答
○締結協定数　＝　延べ2,575協定
○延べ協定数の2割超に当たる543協定が、東日本大震災後に新規に締結

2　東日本大震災後の状況変化

○東日本大震災後に、半数を超える358市区が協定に対する方針等を変更
・遠方自治体との協定締結に努めることにした　＝　226市区
・積極的に協定を締結することにした　＝　219市区
・原発災害対応、職員派遣、情報途絶対策等、東日本大震災後に協定内容を拡充

（原子力災害への対応、被災地からの要請がない段階での応援、災害時の連絡途絶を想定、被災前の対策への協力、応援職員の派遣、協定自治体への備蓄倉庫の設置検討、各市の備蓄品リストや資機材の保有状況などのデータ共有、庁舎機能の移転・行政機能継続場所の提供、避難者受け入れ　等）

（注）調査の概要は以下の通り。
・調査対象自治体　全810市区（全市＋全特別区）
・調査票回収状況　691市区から有効回答（回収率85.3%）
・本調査における「自治体間災害時相互応援協定」とは、「大規模災害に遭った場合、被災自治体を人的・物的に支援するために、自治体（市町村・特別区・都道府県）間で結ぶ協定」をいう。
・調査対象は、災害対応全般にわたる市全体レベルでの協力を定めた自治体間災害時相互応援協定（自治体の一部局あるいは消防など限定分野の災害時相互応援協定は対象外）。
・「締結協定数」は、各市区の回答を単純に数え上げた数字。

19

現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

	共同処理制度	制度の概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

20

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数（委託件数）	主な事務の件数					
協議会	191	広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防（通信指令等）	
		31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険（介護認定審査等）		公平委員会		障害者福祉（障害程度区分認定審査等）	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇（場外発売等）	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険（介護保険事務等）		障害者福祉（障害程度区分認定審査等）	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

平成24年7月1日現在：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による。

21

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について①

調査概要
全市町村（政令市を除く1,699団体。）を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。（平成24年12月31日現在）

◇共同処理を実施する上での問題点

現在、事務の共同処理を実施する上での問題点については、

○ 一部事務組合、広域連合については、「課題がある」とする市町村の割合が高く、その課題として、「迅速な意思決定が困難である」こと、「構成団体の意見が反映されにくい」ことが多く選択されている。
○ 協議会、機関等の共同設置、事務の委託については、「課題がある」とする市町村において、各共同処理の方式の課題として、
・ 協議会は、「迅速な意思決定が困難である」ことが多く選択されている。
・ 機関等の共同設置は、「その他」の問題点として、幹事となる市町村の負担が大きいことなどが挙げられている。
・ 事務の委託は、「構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である」ことが多く選択されている。

共同処理の方式	実施市町村数	課題がある	共同処理の問題点（複数回答可）					特に課題はない
			迅速な意思決定が困難である	構成団体の意見が反映されにくい	責任の所在が不明確である	構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である	その他	
一部事務組合	1,623	**526 <32.4%>**	413 (78.5%)	218 (41.4%)	79 (15.0%)	61 (11.6%)	49 (9.3%)	**1,097 <67.6%>**
広域連合	1,578	**412 <26.1%>**	271 (65.8%)	176 (42.7%)	102 (24.8%)	41 (10.0%)	43 (10.4%)	**1,166 <73.9%>**
協議会	664	**174 <26.2%>**	149 (85.6%)	61 (35.1%)	32 (18.4%)	14 (8.0%)	15 (8.6%)	**490 <73.8%>**
機関等の共同設置	708	**109 <15.4%>**	74 (67.9%)	28 (25.7%)	21 (19.3%)	14 (12.8%)	16 (14.7%)	**599 <84.6%>**
事務の委託	1,106	**145 <13.1%>**	69 (47.6%)	56 (38.6%)	22 (15.2%)	27 (18.6%)	24 (16.6%)	**961 <86.9%>**

※「課題がある」「特に課題はない」の< >内は、実施市町村数に対する割合
※「共同処理の問題点」の（ ）内は、「課題がある」とした市町村数に対する割合

○ 「その他」の自由記述欄に記載された主な内容
・「機関等の共同設置」では、幹事となる市町村の負担が大きい、構成市町村それぞれの事務処理に違いがある場合の処理が煩雑
・「事務の委託」では、費用負担の調整が困難である、対等の立場で協議ができていない
などの問題点が挙げられている。 22

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について②

◇事務処理体制の整備のあり方

今後の市町村における事務処理体制の整備のあり方について、中長期的な方向として、

○ 「周辺市町村との共同処理」を46.9%、「処理が困難な事務について都道府県が処理」を33%の市町村が選択している。
○ 一方で、「市町村合併による行財政基盤の強化」を選択した割合は低くなっている。
○ 周辺市町村との共同処理、都道府県による処理を検討する必要がある事務については、
・ 「税の徴収」「国民健康保険」「介護保険」「障害者福祉」は、周辺市町村との共同処理と都道府県による処理を検討する必要がある事務のいずれにも選択されている。
・ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務には、上記の他「ごみ処理」「消防・救急」「観光」などが選択されている。
・ 都道府県による処理を検討する必要がある事務には、上記の他「後期高齢者医療」「文化財」「生活保護」などが選択されている。

○ 事務処理体制の整備のあり方（複数回答可）

	市町村数	市町村合併による行財政基盤の強化	周辺市町村との共同処理	処理が困難な事務について都道府県が処理	その他
全体	1,699	92 (5.4%)	797 (46.9%)	561 (33.0%)	142 (8.4%)
大都市部	244	17 (7.0%)	133 (54.5%)	94 (38.5%)	30 (12.3%)
その他の地域	1,455	75 (5.2%)	664 (45.6%)	467 (32.1%)	112 (7.7%)

※「大都市部」は、三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村（特別区を除く。）とする。

○ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務について（上位10事務，複数回答可）

事務名	税の徴収	国民健康保険	ごみ処理	介護保険	消防・救急	観光	障害者福祉	上水道	し尿処理	火葬場
回答数	274	209	171	158	154	152	134	90	90	88

○ 処理が困難な事務について都道府県による処理を検討する必要がある事務について（上位10事務，複数回答可）

事務名	国民健康保険	介護保険	障害者福祉	後期高齢者医療	税の徴収	文化財	生活保護	道路・橋りょう	河川管理	保健衛生
回答数	332	127	94	93	82	79	72	67	56	54

※ 網掛けした事務は、「周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務」と「都道府県による処理を検討する必要がある事務」のいずれにも選択されている事務。
23

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について③

◇周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由

「周辺市町村との共同処理」を選択した市町村が、共同処理の検討の必要があると選択した事務について、

○ 回答数が最も多かった「税の徴収」は、選択した理由として、職員の専門知識の不足、人員の不足が多く挙げられている。
○ 全体的には、共同処理を検討する必要がある理由として、財源の不足、人員の不足が多く挙げられている。

（回答数上位10事務，複数回答可）

事務の種類	回答数	周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由									
		財源の不足		人員の不足		職員の専門知識の不足		行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと		その他	
税の徴収	274	29	(10.6%)	156	(56.9%)	199	(72.6%)	4	(1.5%)	72	(26.3%)
国民健康保険	209	146	(69.9%)	94	(45.0%)	50	(23.9%)	44	(21.1%)	57	(27.3%)
ごみ処理	171	111	(64.9%)	47	(27.5%)	26	(15.2%)	70	(40.9%)	54	(31.6%)
介護保険	158	69	(43.7%)	96	(60.8%)	78	(49.4%)	31	(19.6%)	49	(31.0%)
消防・救急	154	75	(48.7%)	79	(51.3%)	40	(26.0%)	41	(26.6%)	58	(37.7%)
観光	152	50	(32.9%)	57	(37.5%)	38	(25.0%)	44	(28.9%)	69	(45.4%)
障害者福祉	134	37	(27.6%)	75	(56.0%)	79	(59.0%)	40	(29.9%)	30	(22.4%)
上水道	90	46	(51.1%)	44	(48.9%)	43	(47.8%)	19	(21.1%)	26	(28.9%)
し尿処理	90	57	(63.3%)	26	(28.9%)	16	(17.8%)	34	(37.8%)	23	(25.6%)
火葬場	88	61	(69.3%)	33	(37.5%)	16	(18.2%)	32	(36.4%)	23	(26.1%)

※ （ ）内は、回答数に対する割合。
※ ■ は、回答数に対し60%以上選択された項目、■ は、50%以上60%未満の項目。

24

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について④

◇都道府県による処理を検討する必要がある理由

「処理が困難な事務について都道府県が処理」を選択した市町村が、都道府県による処理を検討する必要があると選択した事務について、

○ 回答数が最も多かった「国民健康保険」は、選択した理由として、財源の不足が多く挙げられている。
○ 全体的には、周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由と比べて、職員の専門知識の不足が理由として多く挙げられている。

（回答数上位10事務，複数回答可）

事務の種類	回答数	都道府県による処理を検討する必要がある理由									
		財源の不足		人員の不足		職員の専門知識の不足		行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと		その他	
国民健康保険	332	246	(74.1%)	116	(34.9%)	67	(20.2%)	87	(26.2%)	106	(31.9%)
介護保険	127	73	(57.5%)	62	(48.8%)	55	(43.3%)	30	(23.6%)	35	(27.6%)
障害者福祉	94	31	(33.0%)	44	(46.8%)	65	(69.1%)	24	(25.5%)	28	(29.8%)
後期高齢者医療	93	48	(51.6%)	40	(43.0%)	27	(29.0%)	28	(30.1%)	29	(31.2%)
税の徴収	82	10	(12.2%)	46	(56.1%)	60	(73.2%)	5	(6.1%)	22	(26.8%)
文化財	79	25	(31.6%)	41	(51.9%)	55	(69.6%)	10	(12.7%)	15	(19.0%)
生活保護	72	35	(48.6%)	48	(66.7%)	46	(63.9%)	10	(13.9%)	15	(20.8%)
道路・橋りょう	67	42	(62.7%)	31	(46.3%)	43	(64.2%)	6	(9.0%)	9	(13.4%)
河川管理	56	33	(58.9%)	29	(51.8%)	33	(58.9%)	9	(16.1%)	8	(14.3%)
保健衛生	54	20	(37.0%)	22	(40.7%)	27	(50.0%)	13	(24.1%)	21	(38.9%)

※ （ ）内は、回答数に対する割合。
※ ■ は、回答数に対し60%以上選択された項目、■ は、50%以上60%未満の項目。

25

中心市と近隣の市町村の連携①

○　定住自立圏構想

基本的考え方～集約とネットワーク化

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き

中心市

○人口5万人程度以上
（少なくとも4万人超）
○昼夜間人口比率1以上
○原則3大都市圏外

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定（議会の議決）
中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結

周辺市町村

○中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

国への申請や承認が必要ない分権的な仕組

③定住自立圏共生ビジョン
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

定住自立圏構想の取組状況

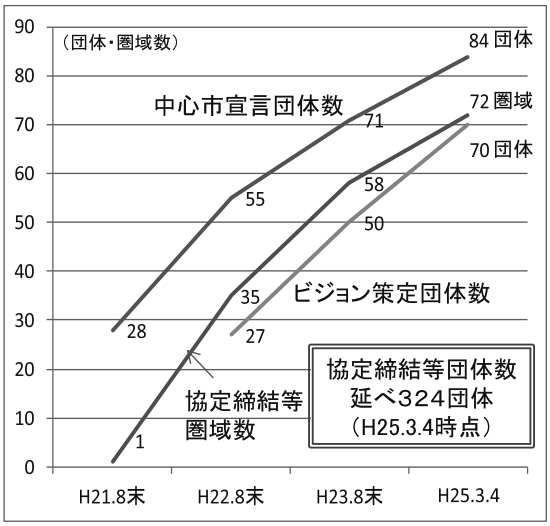

中心市と近隣の市町村の連携②

○　南信州定住自立圏の取組例

構成市町村	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村				
中心市宣言日	平成21年3月24日	協定締結日	平成21年7月14日	ビジョン策定日	平成21年12月24日

生活機能の強化

＜救急医療体制の確保＞
休日夜間当番制について支援

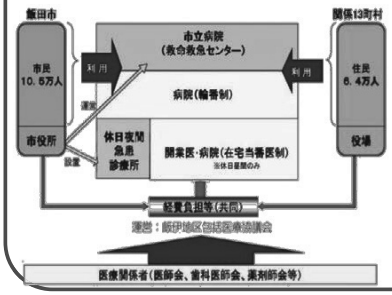

＜産科医療体制の確保＞
セミオープンシステム及び共通カルテの運用など、地域の医療機関と連携した取組

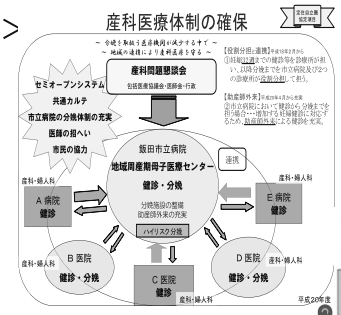

＜地場産業センターの運営等＞
地場産業センターの施設及び人員を充実させ、圏域内の企業の人材育成、新事業展開、新規創業等を支援

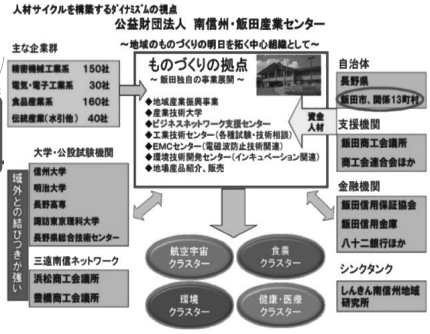

若者達が定着し、多彩な「人財」が将来にわたり往来する活気にあふれ
美しく心が響き合い安心して暮らすことができる「南信州定住自立圏」

＜地域公共交通ネットワークの構築＞
バス路線等の効果的かつ効率的な運行

結びつきやネットワークの強化

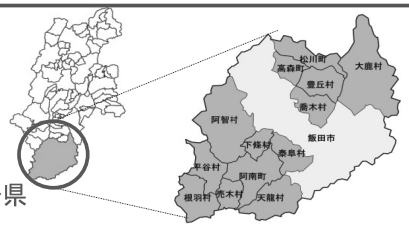

＜人材育成等＞
合同研修、圏域外の専門家の招へい

圏域マネジメント能力の強化

＜図書館ネットワークシステムの構築＞
それぞれの図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、当該情報を利用することができるシステムを構築・運用

（飯田市資料により総務省作成）

過疎法における都道府県代行制度

○ 過疎地域自立促進特別措置法において、
① 基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道等で国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したもの
② 市町村が管理する公共下水道で国土交通大臣が指定したもの
について、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることを規定。

○ 対象地域数：921（対象都道府県数45、対象市町村数775）（平成24年4月1日現在）

※ 基幹道路については、豪雪地帯対策特別措置法、半島振興法、山村振興法においても同様の規定がある。

都道府県代行制度の適用件数の推移

年度		平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
道路	市町村道	153	135	119	99	81	62	50
	農道	105	79	59	52	45	38	32
	林道	193	200	188	176	163	158	148
	漁港関連道	0	0	0	0	0	0	0
	合計	451	414	366	327	289	258	230
下水道	新規	4	0	4	5	0	0	0
	新規及び継続	49	34	37	34	18	10	5

出典：「過疎対策の現況」（平成23年10月）

28

市町村から都道府県への事務委託

○ 市町村から都道府県に委託されている事務については、公平委員会に関する事務や公務災害に関する事務、下水道に関する事務が多くみられる。

○ 東日本大震災の被害を受けた市町村において、災害弔慰金等支給審査会に関する事務、災害廃棄物に関する事務の県への委託が行われている。

区分	事務の名称	委託件数	構成団体等
①数都道府県にわたるもの	競艇事業に関する事務（場外発売事務等）	28	18市1町9組合（滋賀県へ委託）
②都道府県内のもの	児童福祉に関する事務（児童自立支援施設事務等）	10	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、岡山県、熊本県（9府県）
	介護認定審査に関する事務	8	京都府
	災害弔慰金等支給審査会に関する事務	16	岩手県、宮城県（2県）
	上水道に関する事務（施設管理事務）	4	広島県
	下水道に関する事務（使用料徴収事務等）	85	茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県（9都府県）
	災害廃棄物に関する事務	25	岩手県、宮城県（2県）
	区画整理に関する事務	1	長崎県
	消防、救急に関する事務	59	東京都、千葉県（2都県）
	職員研修に関する事務	58	福井県、鳥取県、島根県（3県）
	公務災害に関する事務	183	富山県、愛知県、三重県（3県）
	公平委員会に関する事務	1,137	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県（30道県）
	小計	1,614	

（平成24年7月1日現在：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による）

※ 市町村の事務を都道府県に委託する場合には、現行法の事務委託の制度において、どのような事務を対象となしうるのかという点に関しては、都道府県に事務を処理する体制がなく、かつ、管理執行の職員をあらたに置かない限りできない場合、かかる事務は委託にふさわしくないものと考えられる。

29

【高知県】地域支援企画員制度について

地域支援企画員制度は、平成15年度から開始

ねらい

市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

（官民協働による地域づくり）

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。

（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度～）
スタート・・・7名（元気の応援団長）	体制強化・・7名→50名体制	再強化・・・50名→60名体制

役割

- **住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス**
- **先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信**
- **地域におけるコーディネート（人と人をつなぐ）活動の展開**

（具体的な活動）

地域の元気づくりへの支援

- グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援
- 地域資源を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援
- 住民グループの活動などのまちづくりへの応援
- 商店街の振興など、街の活性化

地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

- 自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援
- 集落で住民が楽しく集える場づくり
- 高齢者、子育て支援など、地域で、助け合い、支え合う活動への応援

30

鳥取県における連携・共同事務の取組状況

県全体での取組

○ 道路の除雪・維持管理（県・市町村間）
○ 消費生活相談（県・市町村間）
○ 職員研修（県・市町村間）

各地区独自の取組

○ 鳥取県の中部地区や日野地区においては、上記に加え、以下のような取組を実施。

＜中部地区＞

➢ 広域連合における共同実施
広域観光、広域産業等の振興、休日急患診療所及び病院群輪番制病院の運営、介護保険及び障害者自立支援に関する業務、消費生活相談等

➢ 福祉事務所業務の連携
生活保護嘱託医の報酬支払事務の共同化、合同ケース検討会の開催

＜日野地区＞

➢ 地方自治法に基づく「連携・共同事務検討協議会」において、以下の取組を実施。
○ 障がい者雇用
○ 母子保健分野における発達支援
○ 消費者行政
○ 備品等の共同発注　等

➢ 共同処理を行う中で、新たな分野への取組の検討へ広がっているところ。

31

第３０次地方制度調査会について

１．概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。

第30次地方制度調査会の第1回総会では、まず総務省で検討されている地方自治法改正案を早急に審議することとされ、第2回総会において「地方自治法改正案に関する意見」がとりまとめられた。第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体のあり方」について、審議が進められ、第26回専門小委員会において「大都市制度についての専門小委員会中間報告」がとりまとめられた。平成25年1月以降、基礎自治体に関する議論等を行い、第5回総会において「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」がとりまとめられた。

※ 開催実績：総会5回（H23.8.24、12.15、H24.1.17、H25.2.27、6.17）、専門小委員会36回（おおむね月2回のペースで開催）

２．委員 （任期：H23.8.24～H25.8.23）

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員 H25. 6. 13 時点

専門小委員会委員

【学識経験者　18名】
- 石原俊彦　関西学院大学教授
- 伊藤正次　首都大学東京教授
- 岩崎美紀子　筑波大学教授
- ★碓井光明　明治大学教授
- 江藤俊昭　山梨学院大学教授
- 太田匡彦　東京大学教授
- 大貫公子　行政相談委員
- 大山礼子　駒澤大学教授
- ○畔柳信雄　(株)三菱東京UFJ銀行相談役
- 小林裕彦　弁護士
- 斎藤誠　東京大学教授
- 田中里沙　(株)宣伝会議取締役編集室長
- 辻琢也　一橋大学教授
- 中村廣子　新宿区中里町町会会長、新宿区町会連合会副会長
- ◎西尾勝　(公財)後藤・安田記念東京都市研究所理事長
- 林知更　東京大学准教授
- 林美香子　キャスター・慶應義塾大学特任教授
- 林宜嗣　関西学院大学教授

総会（全委員が出席）

【国会議員　6名】
- うえの賢一郎　衆議院議員
- 大島敦　衆議院議員
- 土屋正忠　衆議院議員
- 松浪健太　衆議院議員
- 谷川秀善　参議院議員
- 柳澤光美　参議院議員

【地方六団体　6名】
- 山田啓二　京都府知事（全国知事会会長）
- 林正夫　広島県議会議長（全国都道府県議会議長会会長職務代理者）
- 森民夫　新潟県長岡市長（全国市長会会長）
- 佐藤祐文　横浜市議会議長（全国市議会議長会会長）
- 藤原忠彦　長野県川上村長（全国町村会会長）
- 髙橋正　群馬県榛東村議会議長（全国町村議会議長会会長）

（委　員　30名）　（◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）

臨時委員
- 中尾修　(財)東京財団研究員
- 林文子　横浜市長

（臨時委員　2名）

３．諮問事項

・議会のあり方を始めとする住民自治のあり方→「地方自治法改正案に関する意見」（平成23年12月15日）を踏まえた地方自治法改正法を平成24年9月5日に公布

・我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方 → 「大都市制度についての専門小委員会中間報告」をとりまとめ（平成24年12月20日）

・東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方

→ H25.6.17の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」をとりまとめ。

32

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理手交）のポイント

①大都市制度の改革

◎指定都市制度の改革

・「二重行政の解消」
- ・都道府県から指定都市への事務移譲（35事務など、例：都市計画区域マスタープランの決定権限、県費負担教職員の給与負担）とこれに伴う税源配分の見直し（税源移譲や税交付金など）
- ・都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の裁定等の創設

・「都市内分権」による住民自治の強化（条例で区役所の事務を規定、区長の役割を強化（人事・予算等）、区長を特別職にすることを可能に（市長が議会同意を得て選任））

○特別区制度の他地域への適用（大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象）

・「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点を明示（例：特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意、事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本）

地域	指定都市
北海道	札幌市(191万)
東北	仙台市(104万)
関東	横浜市(368万)、川崎市(142万)、さいたま市(122万)、千葉市(96万)、相模原市(71万)
北陸	新潟市(81万)
中部	名古屋市(226万)、浜松市(80万)、静岡市(71万)
近畿	大阪市(266万)、神戸市(154万)、京都市(147万)、堺市(84万)
中国	広島市(117万)、岡山市(70万)
四国	
九州	福岡市(146万)、北九州市(97万)、熊本市(73万)
沖縄	

※括弧内はH22年人口国勢調査人口

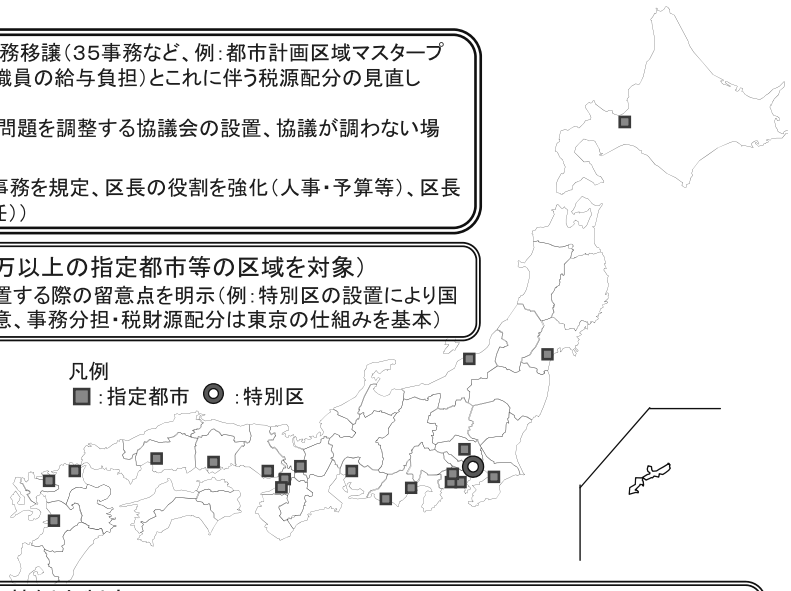

○中核市、特例市制度

・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合（現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提）

○特別市（仮称）（全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外）

・ 二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による懸念など、更に検討が必要

○都区制度（特別区（23区、895万））

・ 都から特別区への更なる事務移譲を検討

・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

33

②基礎自治体の行政サービス提供体制～人口減少社会（平成60年（2048年）に1億人を下回ると予測）においても人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成～

◎　新たな広域連携

地方圏

- 「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置）
- それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

三大都市圏

- 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

○は、三大都市圏

●は、地方中枢拠点都市のイメージ（地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市）

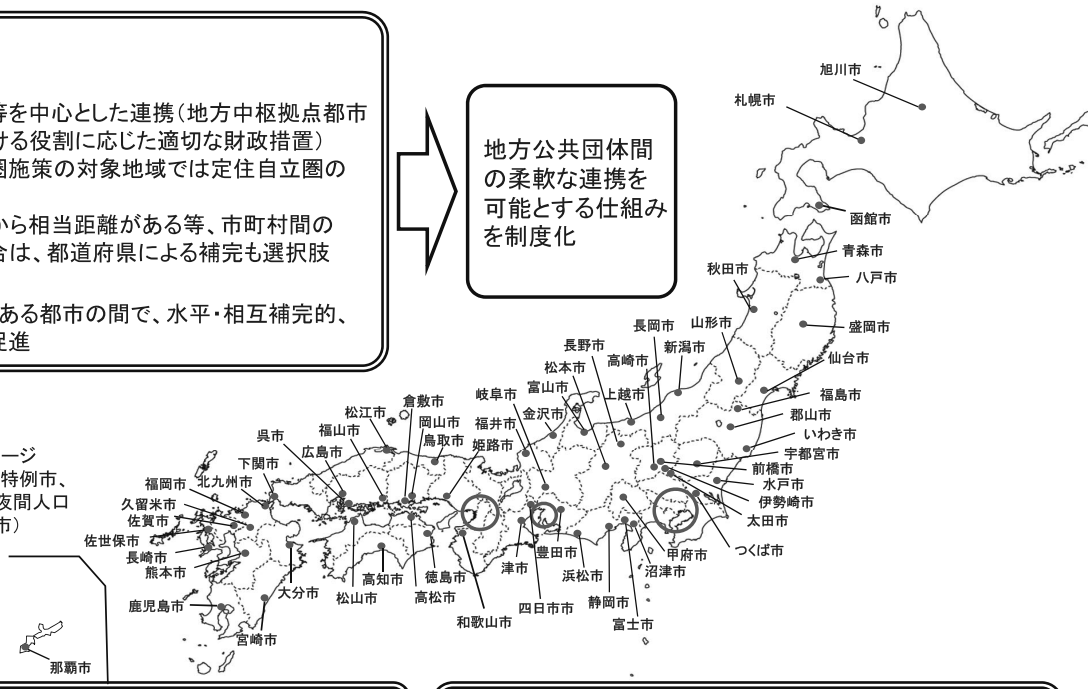

◎「平成の合併」後の基礎自治体

- 合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門職員の不足等の課題も存在
- 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- 自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

34

新たな広域連携イメージ図（市町村間の広域連携と都道府県による補完）

【地方圏】

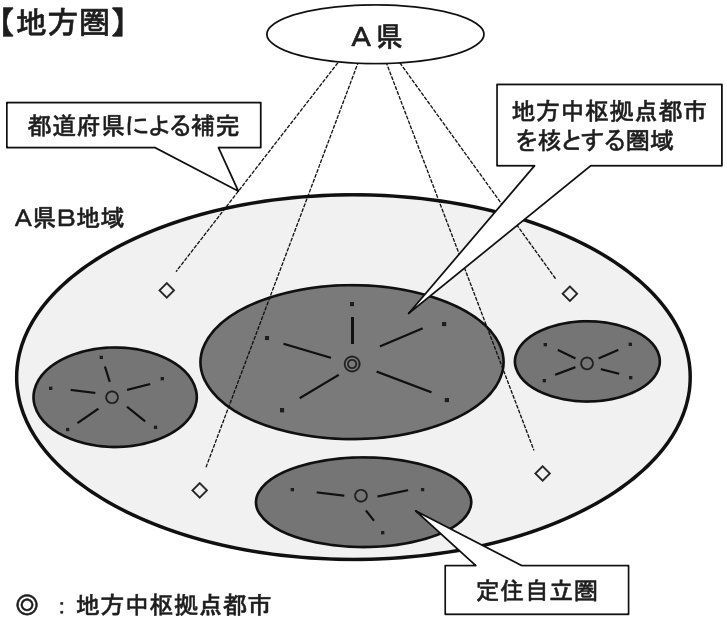

◎　：地方中枢拠点都市
○　：定住自立圏の中心市
・　：各圏域の市町村
◇　：地方中枢拠点都市や中心市から相当距離がある市町村等

【三大都市圏】

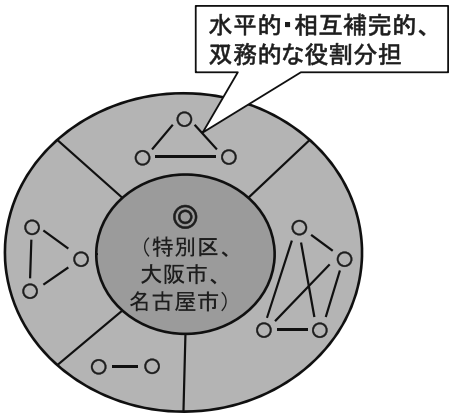

◎：三大都市圏の中心区域
○：周辺市町村

35

新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携　（第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理手交））

地方圏
- **「地方中枢拠点都市」**等を中心とした連携（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置）
- それ以外の定住自立圏施策の対象地域では**定住自立圏**（人口５万人程度以上で昼夜間人口比率１以上の市を中心とする圏域）の取組を一層促進
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢

三大都市圏
- 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進

⇩

○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

国家間の条約のように、**地方公共団体間で「連携協約」を締結**できる新たな仕組みを導入
- ・地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- ・事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能
  （例・・・圏域全体を見据えたまちづくりの方向性）
- ・別組織（組合や協議会）を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み

⇨
- **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- **産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。**

※ 地方自治法改正案を次期通常国会に提出

36

地方中枢拠点都市が担う役割及び財政措置

○ 地方中枢拠点都市に対して、下記役割に応じて、地方財政措置（普通交付税及び特別交付税）を講じる。

＊地方中枢拠点都市の要件：①政令指定都市、新中核市（地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定）②昼夜間人口比率１以上。全国で61市が該当（平均人口約45万人、中央値約34万人）。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材（外部人材も含む地域のキーパーソン）を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、地方の経済をけん引。

例：専門的人材の招へい、産学金官の共同研究・新製品開発支援、６次産業化支援

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築。

例：先進的がん医療など高度医療の提供体制の充実、グローバル人材の大学への招へい

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応。

例：地域医療確保のための病院群輪番制の充実、子育て支援

○ 平成26年度については、国費モデル事業として１．３億円を計上。これを活用して先行的なモデルを構築。平成27年度より本格的に地方財政措置を講じ、全国展開を図る。

※ 地方財政措置の詳細については、先行的モデルを構築する中で具体化。

※ シティリージョンの推進につながる。

○ 施策の推進にあたっては、関係府省と横串で連携。

37

基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会について

1　研究会設置の目的

地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理し、その役割に応じた適切な財政措置を検討するとともに、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行う取組を促進するための方策、さらには、条件不利地域における広域連携・都道府県による補完のあり方等、今後の基礎自治体による行政サービス提供のあり方を検討する。

2　スケジュール

・平成25年7月17日（水）　第1回立ち上げ
・同年9月10日（火）に第2回、9月30日（月）に第3回、10月21日（月）に第4回、11月1日（金）に第5回、12月9日（月）に第6回、平成26年1月17日（金）に第7回（最終回）を開催
・平成26年1月24日（金）に報告書を公表

3　委員一覧

【座　　長】	辻　琢也	一橋大学大学院教授（行政学）
【座長代理】	大杉　覚	首都大学東京教授（行政学（都市行政論））
	伊藤　正次	首都大学東京教授（行政学）
	片山　健介	東京大学大学院特任講師（都市工学）
	鎌田由美子	JR東日本研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長（生活サービス）
	勢一　智子	西南学院大学教授（行政法）
	立石　聡明	有限会社マンダラネット代表取締役
	玉沖　仁美	株式会社　紡　代表取締役
	沼尾　波子	日本大学教授（財政学）
	林　知更	東京大学准教授（憲法）
	諸富　徹	京都大学大学院教授（財政学）
	山本　隆司	東京大学大学院教授（行政法）

計　12　名

38

基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会 報告書について（概要）

研究会報告書の位置付け

○　我が国の総人口は、平成60年には1億人を下回ると推計され、高齢化率も約20%から約40%へと大幅に上昇するとの見込み。

○　第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理手交）を踏まえ、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていくため、「連携協約」に基づく地方公共団体間の新たな広域連携のあり方を検討すべく、平成25年7月に研究会（座長：辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授）を設置。計7回の議論を行い、平成26年1月24日に報告書を取りまとめ、新たな広域連携のあり方に関する指針を提示。

○　今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、「連携協約」の記載事項や支援措置について更に検討。

○　施策の推進に当たっては、関係府省が連携して集中的に支援措置を講じていくことが必要。

「連携協約」の制度化

○　国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入
- 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能（例･･･圏域全体を見据えたまちづくりの方向性）
- 別組織（組合や協議会）を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み

⇨
- 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
- 産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。

※　地方自治法改正案を次期通常国会に提出

39

地方圏

地方中枢拠点都市（圏）

○　地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。「連携協約」締結により、圏域の境界（県境を含む）を越える都市間連携（シティリージョン）も推進。

※　地方中枢拠点都市の要件：㋐政令指定都市、新中核市（地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定）、㋑昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当（平均人口約45万人、中央値約34万人）。

① **圏域全体の経済成長のけん引**

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② **高次の都市機能の集積**

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

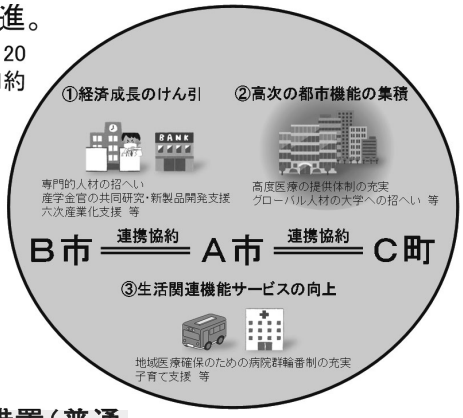

○　上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して**地方財政措置（普通交付税及び特別交付税）**。

※　③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

○　地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが**定期的に協議**すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。

※　**定住自立圏**　（人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域）の取組を、地方中枢拠点都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。

40

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

○　地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。

○　**専門性が要求される各種社会福祉関連業務**や**インフラ維持に関する業務**、**地域振興等の企画部門の業務**等について、**地域の実情に応じて**対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。

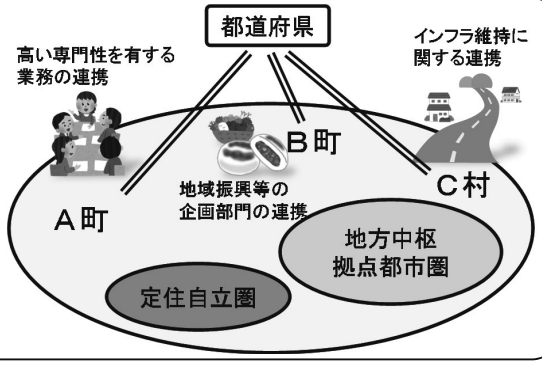

三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

○　現在は広域連携があまり進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設**や**介護保険施設**のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。

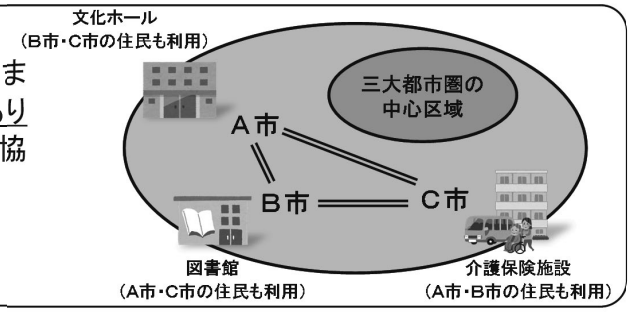

41

定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会　中間とりまとめ
（平成25年12月）（抄）

（定住自立圏構想の実績と取組の必要性・財政措置のあり方）

○　定住自立圏構想は、急速な少子高齢化・人口減少が予測されるなか、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的に、平成21年度から全国展開された。その結果、中心市宣言を行った団体は87団体に、ビジョン策定団体は76団体となるなど、全国で取組が進んでいる。

○　他方、構想開始から4年を経た現在、地方圏を取り巻く状況は厳しさを増している。今後、定住自立圏構想による取組を一層強力に推進していく必要がある。

○　取組の具体的内容について見てみると、特に、休日夜間診療所の運営や病児病後児保育など定住に不可欠な医療・福祉の取組と、市町村域を越えたバスの運行など、病院等の生活基盤にアクセスするために必要な地域公共交通を中心に取組が進んでおり、大半の団体が両分野の取組の効果が最も顕著であると評価し、今後も取組を進めるとしている。

○　また、定住自立圏構想に取り組む各団体は当初の想定以上に積極的に事業を行ってきたが、今後、地方圏の人口、特に小規模自治体の人口がさらに減少することが見込まれるなど、地方圏を取り巻く環境が一段と厳しさを増すなか、地域で生活を続けるために特に必要となる医療・福祉と地域公共交通分野の更なる取組の必要性が強まっている。

○　さらに、地方圏での定住のためには、圏域における雇用機会の確保が必要であり、多くの団体が、今後経済活性化に取り組む意向を示している。経済活性化は、個々の市町村が行うよりも圏域全体で取り組んだ方が効率的・効果的であると考えられ、今後、一層圏域としての経済活性化の取組の重要性が増すものと考えられる。

42

定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会　中間とりまとめ
（平成25年12月）（抄）

○　上記のように、特に医療・福祉、公共交通、経済活性化の3分野の取組についてはより重要性が増すことから、中心市・周辺市町村の果たすべき役割を踏まえ、3分野の財政需要に応じた財政措置の見直しが必要ではないか。

（取組強化のためのガバナンス）

○　定住自立圏構想の取組の強化を図るためには、圏域内の一層の意思疎通を図ることが重要であり、例えば、圏域の未来像や毎年の事業内容等について圏域内の市町村長が定期的に会合を行うこととしてはどうか。

○　更なる取組を促進するため、定住自立圏の取組や、その効果をわかりやすく住民等に伝え、積極的な参画を促していく必要があるのではないか。

○　市町村の枠を超えた圏域で、産学金官民が連携して事業が展開されるよう、特に、喫緊の課題となっている地域経済の活性化の取組について、一定のプロジェクトモデル（先導的取組）について支援を行い、ノウハウを共有することにより、各地での連携した取組を具体的に推進していく必要があるのではないか。

○　こうした取組を通じ、定住自立圏のガバナンスを複層的に強化していく必要があるのではないか。

（自治体への情報提供等）

○　先進的な取組事例やノウハウを、客観的な効果も交え自治体に情報提供し、他の地域に広めていくことも重要ではないか。

43

八　地方が持つ大いなる可能性を開花させる

（元気な地方を創る）

人口減少が進む中においても、元気な地方を創る。これは、大いなる挑戦であります。

自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。

行政サービスの質と量を確保するため、人口二十万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度を創ります。中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。

中山間地や離島といった地方にお住まいの皆さんが、伝統ある故郷（ふるさと）を守り、美しい日本を支えています。活力ある故郷（ふるさと）の再生こそが、日本の元気につながります。こうした地域で、都道府県が、福祉やインフラの維持などを支援できる仕組みを整えます。都市に偏りがちな地方法人税収を再分配する仕組みを創り、過疎に直面する地方においても、財源を確保してまいります。

地方には、特色ある産品や伝統、観光資源などの「地域資源」があります。そこに成長の「可能性」があります。地域資源を活かして新たなビジネスにつなげようとする中小・小規模事業者を応援します。

44

参考資料

秋田県の市町村における人口規模別将来推計人口について

No	団体名	総人口			20～39歳女性人口					高齢者人口（65歳～）				
		2010年	2040年	増減率	2010年	構成比	2040年	構成比	増減率	2010年	構成比	2040年	構成比	増減率
1	秋田市	323,600	235,500	▲ 27.2	37,753	11.7	19,251	8.2	▲ 49.0	77,975	24.1	99,729	42.3	27.9
2	能代市	59,084	34,739	▲ 41.2	5,043	8.5	2,531	7.3	▲ 49.8	19,297	32.7	15,989	46.0	▲ 17.1
3	横手市	98,367	63,466	▲ 35.5	8,642	8.8	4,886	7.7	▲ 43.5	30,880	31.4	27,247	42.9	▲ 11.8
4	大館市	78,946	51,183	▲ 35.2	7,023	8.9	3,870	7.6	▲ 44.9	25,036	31.7	21,875	42.7	▲ 12.6
5	男鹿市	32,294	16,328	▲ 49.4	2,671	8.3	959	5.9	▲ 64.1	10,999	34.1	8,241	50.5	▲ 25.1
6	湯沢市	50,849	28,396	▲ 44.2	4,051	8.0	1,864	6.6	▲ 54.0	16,552	32.6	13,665	48.1	▲ 17.4
7	鹿角市	34,473	21,140	▲ 38.7	2,786	8.1	1,685	8.0	▲ 39.5	11,351	32.9	8,937	42.3	▲ 21.3
8	由利本荘市	85,229	56,462	▲ 33.8	7,755	9.1	4,196	7.4	▲ 45.9	24,859	29.2	23,578	41.8	▲ 5.2
9	潟上市	34,442	23,548	▲ 31.6	3,583	10.4	1,747	7.4	▲ 51.2	8,909	25.9	10,286	43.7	15.5
10	大仙市	88,301	55,357	▲ 37.3	7,878	8.9	4,304	7.8	▲ 45.4	27,921	31.6	23,749	42.9	▲ 14.9
11	北秋田市	36,387	18,630	▲ 48.8	2,527	6.9	1,214	6.5	▲ 52.0	13,257	36.4	9,290	49.9	▲ 29.9
12	にかほ市	27,544	18,008	▲ 34.6	2,396	8.7	1,338	7.4	▲ 44.2	7,977	29.0	7,579	42.1	▲ 5.0
13	仙北市	29,568	16,743	▲ 43.4	2,483	8.4	1,202	7.2	▲ 51.6	9,927	33.6	7,828	46.8	▲ 21.1
14	小坂町	6,054	3,014	▲ 50.2	417	6.9	191	6.3	▲ 54.2	2,209	36.5	1,411	46.8	▲ 36.1
15	上小阿仁村	2,727	1,246	▲ 54.3	130	4.8	68	5.5	▲ 47.7	1,215	44.6	685	55.0	▲ 43.6
16	藤里町	3,848	1,820	▲ 52.7	252	6.5	118	6.5	▲ 53.2	1,507	39.2	953	52.4	▲ 36.8
17	三種町	18,876	10,006	▲ 47.0	1,452	7.7	574	5.7	▲ 60.5	6,536	34.6	5,249	52.5	▲ 19.7
18	八峰町	8,220	4,179	▲ 49.2	567	6.9	248	5.9	▲ 56.3	2,939	35.8	2,236	53.5	▲ 23.9
19	五城目町	10,516	4,991	▲ 52.5	791	7.5	288	5.8	▲ 63.6	3,881	36.9	2,546	51.0	▲ 34.4
20	八郎潟町	6,623	4,069	▲ 38.6	549	8.3	256	6.3	▲ 53.4	2,062	31.1	1,972	48.5	▲ 4.4
21	井川町	5,493	3,389	▲ 38.3	468	8.5	237	7.0	▲ 49.4	1,755	31.9	1,635	48.2	▲ 6.8
22	大潟村	3,218	2,895	▲ 10.0	311	9.7	336	11.6	8.0	828	25.7	928	32.1	12.1
23	美郷町	21,674	13,363	▲ 38.3	1,879	8.7	973	7.3	▲ 48.2	6,851	31.6	5,722	42.8	▲ 16.5
24	羽後町	16,792	9,623	▲ 42.7	1,364	8.1	658	6.8	▲ 51.8	5,344	31.8	4,353	45.2	▲ 18.5
25	東成瀬村	2,872	1,719	▲ 40.1	225	7.8	122	7.1	▲ 45.8	960	33.4	750	43.6	▲ 21.9
秋田県		1,085,997	699,814	▲ 35.6	102,998	9.5	53,116	7.6	▲ 48.4	321,028	29.6	306,433	43.8	▲ 4.5
全国		128,057,352	107,275,851	▲ 16.2	15,842,260	12.4	10,105,713	9.4	▲ 36.2	29,483,665	23.0	38,678,102	36.1	31.2

※1　2010年人口は、平成22年国勢調査人口による。（ただし、「20～39歳女性人口」及び「高齢者人口（65歳～）」については、平成22年国勢調査における「国籍及び年齢不詳人口」を按分計上した基準人口（国立社会保障・人口問題研究所作成）による）
※2　2040年人口は、国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）」による。（出生中位仮定（合計特殊出生率：1.35）、死亡中位仮定（平均寿命：男84.19歳、女90.93歳））

熊本県の市町村における人口規模別将来推計人口について

No	団体名	総人口			20～39歳女性人口					高齢者人口（65歳～）				
		2010年	2040年	増減率	2010年	構成比	2040年	構成比	増減率	2010年	構成比	2040年	構成比	増減率
1	熊本市	734,474	659,133	▲ 10.3	97,803	13.3	67,205	10.2	▲ 31.3	155,060	21.1	223,470	33.9	44.1
2	八代市	132,266	93,053	▲ 29.6	13,407	10.1	8,049	8.6	▲ 40.0	37,842	28.6	36,547	39.3	▲ 3.4
3	人吉市	35,611	23,608	▲ 33.7	3,222	9.0	1,846	7.8	▲ 42.7	10,838	30.4	10,199	43.2	▲ 5.9
4	荒尾市	55,321	43,827	▲ 20.8	5,765	10.4	4,075	9.3	▲ 29.3	15,734	28.4	15,085	34.4	▲ 4.1
5	水俣市	26,978	16,157	▲ 40.1	2,251	8.3	1,218	7.5	▲ 45.9	8,872	32.9	7,244	44.8	▲ 18.3
6	玉名市	69,541	51,091	▲ 26.5	7,198	10.4	4,516	8.8	▲ 37.3	19,365	27.8	19,332	37.8	▲ 0.2
7	山鹿市	55,391	38,898	▲ 29.8	5,090	9.2	3,130	8.0	▲ 38.5	17,175	31.0	15,767	40.5	▲ 8.2
8	菊池市	50,194	37,851	▲ 24.6	5,136	10.2	3,297	8.7	▲ 35.8	13,847	27.6	13,888	36.7	0.3
9	宇土市	37,727	30,600	▲ 18.9	4,186	11.1	2,770	9.1	▲ 33.8	9,303	24.7	11,305	36.9	21.5
10	上天草市	29,902	17,189	▲ 42.5	2,442	8.2	1,237	7.2	▲ 49.3	9,869	33.0	8,161	47.5	▲ 17.3
11	宇城市	61,878	47,602	▲ 23.1	6,477	10.5	4,247	8.9	▲ 34.4	17,154	27.7	18,233	38.3	6.3
12	阿蘇市	28,444	19,947	▲ 29.9	2,577	9.1	1,628	8.2	▲ 36.8	9,087	31.9	8,256	41.4	▲ 9.1
13	天草市	89,065	51,912	▲ 41.7	6,948	7.8	3,878	7.5	▲ 44.2	29,906	33.6	24,300	46.8	▲ 18.7
14	合志市	55,002	58,729	6.8	6,954	12.6	6,212	10.6	▲ 10.7	11,015	20.0	17,343	29.5	57.4
15	美里町	11,388	6,562	▲ 42.4	859	7.5	404	6.2	▲ 53.0	4,358	38.3	3,325	50.7	▲ 23.7
16	玉東町	5,554	4,112	▲ 26.0	533	9.6	372	9.0	▲ 30.2	1,692	30.5	1,507	36.6	▲ 10.9
17	南関町	10,564	6,865	▲ 35.0	958	9.1	526	7.7	▲ 45.1	3,430	32.5	2,812	41.0	▲ 18.0
18	長洲町	16,594	11,953	▲ 28.0	1,705	10.3	963	8.1	▲ 43.5	4,346	26.2	4,625	38.7	6.4
19	和水町	11,247	7,382	▲ 34.4	872	7.8	509	6.9	▲ 41.6	4,054	36.0	3,336	45.2	▲ 17.7
20	大津町	31,234	35,163	12.6	4,095	13.1	3,677	10.5	▲ 10.2	5,865	18.8	9,436	26.8	60.9
21	菊陽町	37,734	43,254	14.6	5,459	14.5	4,699	10.9	▲ 13.9	6,208	16.5	12,648	29.2	103.7
22	南小国町	4,429	3,223	▲ 27.2	391	8.8	255	7.9	▲ 34.8	1,461	33.0	1,349	41.9	▲ 7.7
23	小国町	7,877	4,504	▲ 42.8	593	7.5	286	6.3	▲ 51.8	2,655	33.7	2,226	49.4	▲ 16.2
24	産山村	1,606	1,032	▲ 35.7	118	7.3	75	7.3	▲ 36.4	582	36.2	445	43.1	▲ 23.5
25	高森町	6,716	4,292	▲ 36.1	482	7.2	257	6.0	▲ 46.7	2,327	34.6	2,060	48.0	▲ 11.5
26	西原村	6,792	6,912	1.8	705	10.4	618	8.9	▲ 12.3	1,702	25.1	2,517	36.4	47.9
27	南阿蘇村	11,972	9,216	▲ 23.0	1,061	8.9	642	7.0	▲ 39.5	3,668	30.6	3,966	43.0	8.1
28	御船町	17,888	13,959	▲ 22.0	1,908	10.7	1,289	9.2	▲ 32.4	4,953	27.7	5,111	36.6	3.2
29	嘉島町	8,676	8,421	▲ 2.9	1,074	12.4	922	10.9	▲ 14.2	2,160	24.9	2,521	29.9	16.7
30	益城町	32,676	28,131	▲ 13.9	3,835	11.7	2,649	9.4	▲ 30.9	7,678	23.5	10,232	36.4	33.3
31	甲佐町	11,181	7,854	▲ 29.8	983	8.8	592	7.5	▲ 39.8	3,709	33.2	3,385	43.1	▲ 8.7
32	山都町	16,981	8,712	▲ 48.7	994	5.9	461	5.3	▲ 53.6	6,754	39.8	4,830	55.4	▲ 28.5
33	氷川町	12,715	8,532	▲ 32.9	1,195	9.4	699	8.2	▲ 41.5	3,901	30.7	3,633	42.6	▲ 6.9
34	芦北町	19,316	11,268	▲ 41.7	1,407	7.3	837	7.4	▲ 40.5	6,934	35.9	5,167	45.9	▲ 25.5
35	津奈木町	5,062	3,116	▲ 38.4	366	7.2	229	7.3	▲ 37.4	1,761	34.8	1,416	45.4	▲ 19.6
36	錦町	11,075	7,977	▲ 28.0	1,080	9.8	733	9.2	▲ 32.1	2,781	25.1	2,913	36.5	4.7
37	多良木町	10,554	6,172	▲ 41.5	810	7.7	453	7.3	▲ 44.1	3,550	33.6	2,815	45.6	▲ 20.7
38	湯前町	4,375	2,510	▲ 42.6	303	6.9	171	6.8	▲ 43.6	1,586	36.3	1,172	46.7	▲ 26.1
39	水上村	2,405	1,376	▲ 42.8	166	6.9	110	8.0	▲ 33.7	927	38.5	589	42.8	▲ 36.5
40	相良村	4,934	2,911	▲ 41.0	357	7.2	217	7.5	▲ 39.2	1,628	33.0	1,323	45.4	▲ 18.7
41	五木村	1,205	505	▲ 58.1	71	5.9	32	6.3	▲ 54.9	507	42.1	264	52.3	▲ 47.9
42	山江村	3,681	2,664	▲ 27.6	326	8.9	234	8.8	▲ 28.2	1,053	28.6	968	36.3	▲ 8.1
43	球磨村	4,249	2,044	▲ 51.9	262	6.2	145	7.1	▲ 44.7	1,620	38.1	980	47.9	▲ 39.5
44	あさぎり町	16,638	11,850	▲ 28.8	1,495	9.0	1,024	8.6	▲ 31.5	5,012	30.1	4,662	39.3	▲ 7.0
45	苓北町	8,314	5,073	▲ 39.0	644	7.7	363	7.2	▲ 43.6	2,813	33.8	2,320	45.7	▲ 17.5
熊本県		1,817,426	1,467,142	▲ 19.3	204,568	11.3	137,751	9.4	▲ 32.7	466,743	25.7	533,683	36.4	14.3
全国		128,057,352	107,275,851	▲ 16.2	15,842,260	12.4	10,105,713	9.4	▲ 36.2	29,483,665	23.0	38,678,102	36.1	31.2

※1　2010年人口は、平成22年国勢調査人口による。（ただし、「20～39歳女性人口」及び「高齢者人口（65歳～）」については、平成22年国勢調査における「国籍及び年齢不詳人口」を按分計上した基準人口（国立社会保障・人口問題研究所作成）による）
※2　2040年人口は、国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）」による。（出生中位仮定（合計特殊出生率：1.35）、死亡中位仮定（平均寿命：男84.19歳、女90.93歳））